

# 小規模保育事業 事業所内保育事業向け

# 新規事業者向け説明会

# [資料]

平成 28 年 1 月 29 日 (金) 10:00~16:15 横浜市技能文化会館 2階 多目的ホール

こども青少年局保育・教育運営課

# 目次

# 【資料Ⅱ】

請求事務の概要

保育時間の考え方

利用者負担

障害児等保育

延長保育

一時保育

休日保育

8

9

10

13

14

15

16

	4~1 ± 2
11-1	公定価格及び向上支援費の概要1
11-2	公定価格について5
11-3	向上支援費について43
12	処遇改善等加算と職員処遇改善費55
【資料	I】 (別冊の資料 I をご覧ください)
2	認定利用調整
3	利用決定後の手続き
4 - 1	連携施設の設定について
4 - 2	2 地域型保育事業から連携施設への進級について
5	重要事項説明・運営規定・利用契約書等について
6	業務管理体制の整備
7	保育に必要な職員配置について

# 1 公定価格と向上支援費

(1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの(月額)です。

(平成27年度からの子ども・子育て支援新制度では、個人への給付制度となっているため、子ども一人にかかる費用の算出が必要になります。)

(2) 公定価格は、保育所については、横浜市から支払われる「委託費」、保育所以外(認定こども園や幼稚園、地域型保育事業)については、保護者から施設が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から支払われる「給付費」でできています。(施設型、地域型共に、市外居住の子どもの場合は居住市町村に請求)

利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、 その層区分に応じた金額(応能負担)

(3) <u>公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、施設・事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」</u>があります。

### <保育所の場合>

# 委託費

(市から施設に支払)

向上支援費 延長保育事業費 (市から施設に支払)

実費徴収、補足給付など

公定価格 = 委託費 (市が施設に支払う)

※利用者負担額は市が保護者から徴収します。

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、 国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の 実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成 するものです。

#### <保育所以外の場合>

#### 給付費

(市から施設・事業所に支払)

#### 利用者負担額

(施設・事業所が保護者から徴収)

向上支援費 延長保育事業費

(市から施設・事業所に支払)

実費徴収、補足給付など

公定価格 = 利用者負担額 + 給付費 (施設・事業所が徴収) (市が施設・事業所に支払う)

公定価格の給付費 = 公定価格 - 利用者負担額

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、 国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の 実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成 するものです。

### 2 公定価格の算出方法

公定価格は施設・事業所の利用定員、それぞれの子どもの年齢等により、金額が異なります。

また、公定価格は、<u>子ども誰しもに給付される「基本分単価」</u>と、<u>要件を満たした場合に加算される各種「加算」</u>で構成されています。

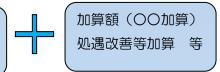
≪公定価格(基本分単価)イメージ≫

基本額(1人当たりの単価)

共通要素①:認定区分•年齡別、保育必要量、地域区分、

利用定員別

共涌要素②:人件費、事業費、管理費



公定価格は子ども 1 人分で設定されているので、個々の子どもの公定価格の合計が、 施設・事業所全体の額となります。

また、公定価格の各種加算と、向上支援費及び延長保育事業費の各項目は、その施設・ 事業所の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に 加算されます。

# 3 雇用状況表について

雇用状況表は、基準の幼稚園教職員数や保育士数、保育教諭数等を満たしているか、 加算の対象となる幼稚園教職員、保育士、保育教諭、栄養士や看護師等が配置されてい るかなどを確認する重要な書類です。

注意事項や記載例を十分確認の上、作成するようにしてください。職員の重複※や職員数の計算間違いは、請求金額に大きな影響を及ぼしますので、特にご注意ください。

(※所長設置加算や管理者設置加算を請求する場合には、施設長は職員配置にはカウントできません。)

雇用状況表上では、あくまでもその月の初日の利用児童に対する職員配置基準を満たしているかどうかの確認のみを行っています。

実際には、開所時間の全ての時間帯で児童数に応じた、それぞれの施設・事業種別の 職員配置基準を遵守していただく必要がありますので、職員のローテーション表等作成 の際にはご注意ください。

#### 【参考】雇用状況表の記載例掲載ページ

- 幼稚園…様式編18ページ
- 保育所…様式編21ページ
- 認定こども園…様式編23ページ
- 小規模保育事業A型…様式編15ページ
- ・事業所内保育事業A型…様式編18ページ
- 小規模保育事業B型 事業所内保育事業B型…様式編21ページ
- ・小規模保育事業C型…様式編24ページ
- 家庭的保育事業…様式編11ページ

#### 4 支給停止及び返還について

公定価格や市独自助成の支払いにおける、各事業者からの届出内容や雇用状況報告については、毎月の書類審査に加え、指導監査や給付適正化担当による確認調査により実施状況等を確認します。

審査確認により、各加算項目の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった 日の属する月の翌月(月の初日に要件に適合しなくなった場合はその月)から加算の適 用がなくなるほか、過払い分については、返還を求めます。

給付費等については、偽りや不正な行為により給付費等の支払いを受けた場合はその額を返還求めること、さらに、その返還額に対して40%を乗じて得た額を徴収することがあります。

また、施設・事業等の運営において適切な事務処理・施設運営が行われていない、児童の処遇に不適切な事由がある、市町村等の指導等に従わない、不正な行為を行った、などの場合には、給付対象事業の確認の取り消し、期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止をすることがあります。

# <子ども子育て支援法 抜粋>

(不正利得の徴収)

#### 第十二条 (略)

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項(第二十八条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第五項(第三十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

#### (確認の取消し等)

- **第四十条** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。
- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の 物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若 しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処

- 分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で 定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに 準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の 申請をすることができない。

#### (確認の取消し等)

- **第五十二条** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育 事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは 一部の効力を停止することができる。
- 一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の 運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地 域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する 法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行 為をしたとき。
- 十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な 行為をした者があるとき。
- 十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関 し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で 定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに 準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の 申請をすることができない。

#### 5 給付費の額の通知について

<u>私立保育所以外のすべての給付対象施設・事業者</u>は、「横浜市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づき、<u>支給認定保護者に対し、給付</u>費の額を通知しなければなりません。給付費の額の通知については、1年分をまとめて通知することも可能となっており、請求明細作成ソフトから出力することが可能です。

※以下の助成項目や単価は、平成 27 年度のものです。平成 28 年度については、変更となることがあります。

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、申請に必要な様式の作成と要件確認のための挙証資料の準備・作成等をお願いします。

# I 地域区分等

### 1 地域区分①

事業所の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定されています。 横浜市は、16/100地域 が適用されます。

# 2 定員区分②

【小規模保育事業A型·B型、小規模型事業所内保育事業】

事業所の利用定員に応じて2区分設定

【小規模保育事業C型】

事業所の利用定員に応じて2区分設定

#### 3 認定区分③

認定区分に応じて区分を適用します。(3号のみ)

#### 4 年齢区分④ (小規模保育事業C型は除く)

子どもの満年齢に応じて2区分(1、2満児、乳児)

# 5 保育必要量区分⑤ (小規模保育事業 C型は4))

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。 (保育標準時間認定(11時間)、保育短時間認定(8時間))

## Ⅱ 基本部分

#### 1 基本分単価(A型・B型・事業所内⑥、C型⑤)

(1)額の算定

「地域区分等」に応じて定められた額とする。 基本分単価には次の内容が含まれます。

区分		内容
事	人	(1)常勤職員給与
事務費	件費	①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当
月		②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手
	注	当、住居手当、通勤手当等)
		③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等)
		(2)非常勤職員雇上費
		①嘱託医、嘱託歯科医手当
		②非常勤職員雇上費(保育士、保育従事者、事務職員、調理員)
		③年休代替要員費
		④研修代替要員費
	管	<職員の数に比例して積算しているもの>
	理費	旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条
	具	件改善費
		<子どもの数に比例して積算しているもの>
		保健衛生費
		<1事業所当たりの費用として積算しているもの>
		補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費
事業費 <生活諸費>		<生活諸費>
		一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費

# (2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

# (ア) 保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の数であること。

#### i 年齡別配置基準

# 【小規模保育事業A型、小規模事業所内保育事業A型】

- 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人上記はすべて保育士であること。
  - (注)確認に当たっては以下の算式によること。

#### <算式>

- {1、2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
  - + {乳児数×1/3(同)} + 1
  - =配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

### 【小規模保育事業B型】

- 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人上記のうち、2/3以上は保育士であること。
- (注)確認に当たっては以下の算式1(保育従事者数)、算式2(保育士数)によること。

#### <算式1>

- {1、2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}+ {乳児数×1/3(同)} + 1
  - =配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)

#### <算式2>

配置基準上保育従事者数×2/3=配置基準上保育士数(小数点以下切り上げ)

#### 【小規模保育事業C型】

家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども3人につき家庭的保育者1人(家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人)

# (イ) その他

- i 非常勤調理員等
- ii 非常勤事務職員(注)
- (注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。
- iii 嘱託医·嘱託歯科医

#### (3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26 年厚生労働省令第61 号)(以下、「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第6条に定める連携施設に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。

※事業所内保育事業の従業員枠の子どもの場合は、基本分単価の額に定められた調整率 (84%) を乗じた額となります。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。(事業所内⑦)

### Ⅲ 基本加算部分

# 1 処遇改善等加算 (A型・B型⑦、C型⑥、事業所内®)

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた 加算率を基に加算します。

加算の適用を受ける場合は

- □『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書』
- □『職員履歴報告書(A票)』

による申請が必要です。

さらに、賃金改善要件(3~4%)とキャリアパス要件(3~4%のうち1%)と、 横浜市独自助成の「職員処遇改善費」の適用を受ける場合には、別途『賃金改善計画 書』等職員の給与改善内容がわかるものと『キャリアパス要件届出書』による要件確 認が必要です。(別途説明資料参照)

# (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は、事業所の平均勤続年数及び職員の賃金改善の実施 有無、キャリアパス要件の有無に応じた率が適用されます。

加算率決定の詳細は、別に定める要領によるものとします。

要素:事業所の平均勤続年数、賃金改善の実施有無、キャリアパス要件の充足状 <u>況等</u>

#### (2) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた「処遇改善等加算」の単価に、事業所の平均勤続年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率(%)乗じて得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(加算率の決定方法は別途説明)

例:加算率が3 (%) の場合は、単価×3で算出します。

なお、このほかの人件費に相当する加算項目にも、別途「処遇改善等加算」単価がそれぞれ設定され、適用されます。その場合の加算率はすべて同率です。

# 2 管理者設置加算 (A型·B型8、C型7、事業所内9)

専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

#### (1) 加算の要件

管理者を配置する事業所に加算する。なお、管理者を配置しているか否かの認定は、 おおむね次の基準によること。

- (ア) その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある場合に限る。
  - (注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関にお

いて児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

- (注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等
- (イ) したがって事業所において、2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定にあたっては、『雇用状況表』、『公定価格加算・調整項目届出 書』及び挙証資料により確認します。

# 【手続き】

『雇用状況表』「3 管理者設置加算」に、資格、管理者となる者の氏名、資格
がある場合の登録番号、雇用形態、加算の適用年月、年齢、給与(年額)、児童
<u>福祉事業に従事した期間と内容</u> を記載します。
要件に該当する管理者を設置している場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』
の「1 管理者設置加算」の実施状況等の「有」の□にチェックし、要件に該当
しない場合は「無」の□にチェックします。
挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出
状況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に〇を記入しま
す。
前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。
その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最
初の挙証資料提出日を毎月記載します。
毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給
付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資
料がある場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出
します。
初めて加算の適用を受ける場合や管理者の交代があった場合は、履歴書等勤務履
歴を証する書類、資格証(写)、研修等受講修了書等の挙証資料を添付します。
『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

- (イ) 認定にあたっての諸条件は、次のとおりです。
  - ・勤務実態を証する書類(業務日誌・タイムカード等)を備えること
  - ・雇用契約又は就労規約などに定める勤務時間どおりに従事していること
  - ・勤務時間中の外出について、出張管理簿等が整備され、管理されていること
  - ・所長不在時等の連絡体制等が整備されているなど保育所の業務に従事してい

ることが明確であること及び所長の所在が明確であること。なお、30 日以上の休暇等で不在となる場合については、管理者の代行者を定めること

# (3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算の適用あり)

# 3 保育士比率向上加算(B型のみ9)

常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算(B型のみ)

# (1) 加算の要件

年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が 3/4 以上となる 事業所に加算する。

#### (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定にあたっては、事業者から申請を受け、市が認定要件への適合状況 を確認します。

# 【手続き】

□『雇用状況表』「2 基準の保育従事者数 保育士比率向上加算適用の有無」の
「有」の口にチェックします。
□保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる場合は、『公定価格加算
調整項目届出書』の「2 保育士比率向上加算」の実施状況等の「有」の口にチ
ェックし、要件に該当しない場合は「無」の□にチェックします。
□挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出
状況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
□前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入しま
す。
□前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。
その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最
初の挙証資料提出日を毎月記載します。
□毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(約
付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証賞
料がある場合は挙証資料を添付して提出します。 なお、4月分は8日までに提出
<u>します。</u>
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)
に「諸戎内突」「全額」を記入し、諸戎します

#### (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1 の(2)で認定した加算率(%)を乗じて得た額を加えた額とする。

# 4 資格保有者加算(C型のみ®)

家庭的保育者について、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加 算します。

# (1) 加算の要件

家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算します。

# (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、事業者から申請を受け、市が認定要件への適合状況を確認します。

# 【手続き】

□『雇用状況表』「2 基準の保育従事者数 家庭的保育者の資格保有者加算適用
の有無」欄の「有(1人)」か「有(2人以上)」欄の□にチェックします。
□ 『公定価格加算・調整項目届出書』の「2 資格保有者加算」の実施状況等の「有」
の□にチェックし、資格保有者の人数(上限2人までを記入します。要件に該当
しない場合は「無」の□にチェックします。
□ 挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出
状況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入しま
す。
□ 前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。
その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最
初の挙証資料提出日を毎月記載します。
□毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給
付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資
料がある場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出
<u>します。</u>
□ 初めて加算の適用を受ける場合は、資格証(写)等の挙証資料を添付します。
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇 改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率(%)を乗じて得た額を加えた額と する。

# 5 障害児保育加算(A型·B型⑩、C型⑨、事業所内⑪)

障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算(配置基準2:1)

#### (1) 加算の要件

障害児(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算 定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

### 【小規模保育事業A型、小規模事業所内保育事業A型】

#### <算式>

 $\{1, 2歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て)) \} + <math>\{3児数 (同) × 1/3 (同)\} + \{6県数×1/2 (同)\} + 1$  =配置基準上保育士 (小数点以下四捨五入)

### 【小規模保育事業B型】

# <算式>

 $\{1, 2歳児数 (障害児を除く) × 1/6 (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て)) \} + <math>\{3児数 (同) × 1/3 (同)\} + \{6県数×1/2 (同)\} + 1$  =配置基準上保育従事者数 (小数点以下四捨五入)

#### 【小規模保育事業C型】

#### <算式>

{グループの利用子ども数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)}

- + {障害児数×1/2 ( " ) }
- =必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、事業者から申請を受け、市が認定要件への適合状況を確認します。

# 【手続き】

□『雇用状況表』「2 基準の保育士数(保育従事者数) 障害児保育加算適用」
欄に障害児数を記入した上で基準保育士数(保育従事者数)を計算します。
□ 基準保育士数(保育従事者数)を満たす場合は、『公定価格加算・調整項目届出
書』の「3 障害児保育加算」の実施状況等の「有」の□にチェックし、要件に
該当しない場合は「無」の□にチェックします。
□ 挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出
状況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入しま
す。
□ 前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。

その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最初の挙証資料提出日を毎月記載します。

- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。
- □ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、 当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』 に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

### (3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算数×100を乗じて得た額を加えた額とする。

# 6 休日保育加算 (A型·B型⑩、事業所内⑫)

日曜日、国民の祝日及び休日において、要件を満たして、保育を実施する施設に加算します。※要件等は別途説明します。

# 7 減価償却費加算 (A型·B型③、C型⑩、事業所内⑭)

自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域(※)に応じて減価 償却費の一部を加算

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

- (ア) 事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)
- (イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- (ウ)建物の整備・改修に当たって、改修費等(以下「改修費等」という。)の国庫 補助金の交付を受けていないこと(注2)
- (エ) 賃借料加算の対象となっていないこと
  - (注1)事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体 の延べ面積の50%以上であること
  - (注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には (ウ) に該当することとして差し支えない。
    - ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
    - ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
    - ③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、事業者から申請を受け、市が認定要件への適合状況を確認します。

# 【手続き】

	□『公定価格加算・調整項目届出書』の「4 減価償却費加算」の加算要件のすべ
	ての□及び実施状況等の「有」の□にチェックし、要件に該当しない場合は「無」
	の□にチェックします。
	□ 挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出
	状況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
	□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入しま
	す。
	□ 前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。
	その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最
	初の挙証資料提出日を毎月記載します。
	□毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給
	付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』及び挙証資料がある場合は挙
	証資料を添付して提出します。なお、4月分は8日までに提出します。
	□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
	当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
١	に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。 神奈川県はB地域・横浜市は都市部が適用されます。

# 8 賃借料加算(A型·B型(4)、C型(1)、事業所内(5))

賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域(※)に応じて賃借料の一部を加算

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

- (ア) 事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)
- (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- (ウ) 「小規模保育設置促進事業(賃貸料補助)」」等の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- (エ)減価償却費加算の対象となっていないこと
  - (注)事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の 延べ面積の50%以上であること

#### (2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、事業者から申請を受け、市が認定要件への適合状況を確認します。

# 【手続き】

│□『公定価格加算・調整項目届出書』の「5 賃借料加算」の加算要件のすべての
□及び実施状況等の「有」の□にチェックし、要件に該当しない場合は「無」の
□にチェックします。
□ 挙証資料を提出する際は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「挙証資料提出
状況」の「今回提出」の□にチェックし、提出日を記載します。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入しま
す。
□ 前月と同じ状況で加算の適用を受ける場合には、挙証資料の提出はいりません。
その場合は、「挙証資料提出状況」の「提出済」の□にチェックし、提出日は最
初の挙証資料提出日を毎月記載します。
□毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給
付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』及び挙証資料がある場合は挙
証資料を添付して提出します。 <u>なお、4月分は8日までに提出します。</u>
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。 神奈川県は a 地域・横浜市は都市部が適用されます。

# Ⅳ 加減調整部分

1 連携施設を設定しない場合(A型・B型®、C型®、事業所内®)

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない事業所に適 用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。

# 【手続き】

□ 連携施設を設定している場合は、『公定価格加算・調整」	目届出書』の「6 連
携施設を設定しない場合」の実施状況等の <u>「無」</u> の□にっ	ェックします。

□ 連携施設を設定していない場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「6 連

携施設を設定しない場合」の実施状況等の <u>「有」</u> の□にチェックします。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入しま
す。
□毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給
付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』を提出します。 <u>なお、4月分</u>
は8日までに提出します。
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が <u>「有」</u> の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』
に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (3)調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

# 2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (A型・B型®、C型®、事業所内®)

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の 提供に係る費用を調整

- ※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営 基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法<u>以外</u>の方法による事業所に適 用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市が食事の提供状況を確認のうえ行うこととします。

# 【毛続き】

□ 自園調理をしている場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「7 食事の
提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合」の実施
状況等の <u>「無」</u> の□にチェックします。
□ 自園調理をしていない場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「7 食事
の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合」の実
施状況等の <u>「有」</u> の□にチェックします。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入しま
す。
□毎月1日時点の状況を、当月 15 日までにこども青少年局保育・教育運営課(給
付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』を提出します。 <u>なお、4月分</u>
は8日までに提出します。
□『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が <u>「有」</u> の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』

# に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (3)調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価及び処遇改善等加算の額の合計に、地域区分等に 応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場 合は切り捨てる。)

# 3 常態的に土曜日に閉所する場合 (A型・B型①、C型④、事業所内®)

常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

- ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用 を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する事業所に適用する。

### (2) 調整の適用を受ける事業所の認定

調整の適用を受ける事業所の認定は、横浜市が行います。

に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

認定にあたっては、事業所の設置者から、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等を確認します。

# 【手続き】

□ 土曜日を開所する場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「8常態的に土曜日に閉所する場合」の実施状況等の「無」の□にチェックします。
□ 常態的に土曜日に閉所する場合は、『公定価格加算・調整項目届出書』の「8常態的に土曜日に閉所する場合」欄に「土曜日に閉所する理由」を記載し、実施状況等の「有」の□にチェックします。
□ 前月の状況から変更があった場合には「前月からの変更有無」欄に○を記入します。
□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『公定価格加算・調整項目届出書』を提出します。なお、4月分は8日までに提出します。
□ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』

※小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこととされています。

#### (3)調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価、処遇改善等加算及び障害児保育加算の額の合計 に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未 満の端数がある場合は切り捨てる。)

# V 乗除調整部分

# 1 定員を恒常的に超過する場合(A型・B型®、C型®、事業所内®)

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整(※)

- ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- (1) 調整の適用を受ける事業所の要件

次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。

(ア)連続する過去の2年度間(注1)常に利用定員を超えており(注2)、かつ、 各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある事業所に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。 また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業は定員19人(C型は10人)以下の事業であることから、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員19人(C型は10人)を超えて子どもを受け入れることはできないこと。

- (注1) 連続する過去の2年度間の起算点 平成28年度を起算点とする。
- (注2) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、 利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保 育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注3) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

- (イ)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第四号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超えて子どもを受け入れる事業所に適用する。
- (2) 調整の適用を受ける事業所の認定
  - (ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。
  - (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、

見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとすること。

# (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

# (ア) (1) の(ア) に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価から常態的に土曜日に閉所する場合の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

# (イ) (1) の(イ) に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価から常態的に土曜日に閉所する場合の額については、それぞれの額の総和に地域区分等及び各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

# Ⅵ 特定加算部分

### 1 冷暖房費加算

冷暖房費について、所在する地域に応じて全ての事業所に加算します。 加算額は、地域の区分に応じた額で、横浜市は110円(その他地域)です。

# 【手続き】

□ 当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』 に「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# VII 3月のみの加算項目

#### 1 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業 所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所に対して、事業の取組状況に応じて必 要な経費を3月分の単価に加算します。

#### (1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算します。

#### 【要件】

※保育所と地域型保育事業所(小規模、事業所内、家庭的)は①③④⑥⑦から2つ以上

- ① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用する 短時間認定子どもの11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を 四捨五入)が1人以上又は保育時間(11時間)を超えて30分以上の延長保育を実施 し、11月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1 人以上いること
- ② 市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育事業を実施し、当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の利用者数が1人以上いること
- ③ 一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の緊急保育あるいはリフレッシュ保育利用者数が1人以上または、市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園時の預かり保育などを実施し、当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の利用者数が1人以上いること
- ④ 病児・病後児保育事業を実施していること
- ⑤ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用 していること
- ⑥ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上(家庭的保育事業においては1人以上)利用していること
- ① 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して障害児保育教育対象児童 又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること
  - (注1) 取組の実施方法の例示
    - i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
    - ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。
  - (注2) 取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。15万円 未満は対象外

#### (注3) 支出対象経費

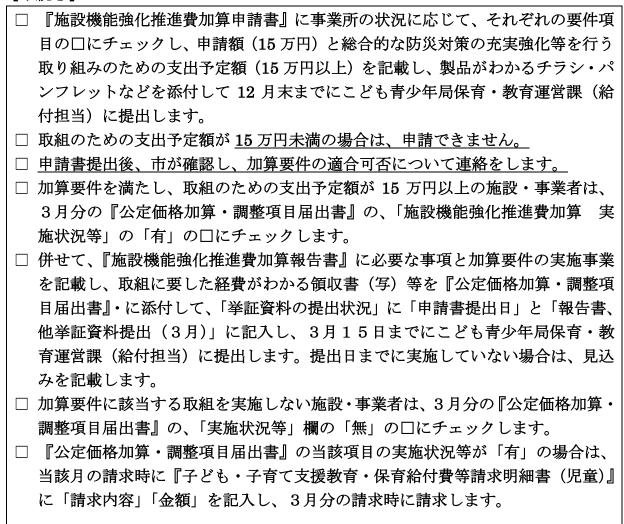
需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光 熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・ 原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備 等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する 費用は含まない。)

#### (2) 加算の認定

事業所が作成する『施設機能強化推進費加算(申請・報告)書』に基づき、必要性及び経費等について、市が審査を行い、加算要件を確認します。申請書の提出期限は、毎年12 月末までで、期限後の申請は受理できません。

横浜市から加算適合の連絡があった事業所のみ、3月の『公定価格加算・調整項目 届出書』提出の際に、加算有で届け出をします。

### 【手続き】



#### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

単価 150,000円(限度額)÷3月初日の利用子ども数

### 2 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加 算します。

#### (1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する活動(注2)を月1回以上あるいは年12回以上を行う事業所に加算します。

### 【要件】

- ① 施設・事業所の職員に対し、献立やアレルギー、アトピー等の対応について助言していること。
- ② 保護者への食事の提供に関する相談や助言、情報提供を行っていること。
- ③ 食育活動や食育計画策定にあたり、施設・事業所に対し助言していること。
- (注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。
- (注2)食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育活動 等とする。なお、少なくとも年2回は、保護者向けの食育活動を行うものとする。(年度途中で新たに開設した事業所については、事業所の開設以降、年間を通じて活用(期間が6か月以上となること。)している場合に対象とする。)

# (2) 加算の認定

事業所からの『栄養管理加算(申請・報告)書』に基づき、加算要件や活動状況を確認します。申請書の提出期限は、毎年 12 月末までで、期限後の申請は受理できません。

#### 【手続き】

7	 ·
	『栄養管理加算申請書』に、「栄養士の状況」と「栄養士の活動」にチェックを
	し、食育活動の $4\sim11$ 月の実績と $12\sim3$ 月までの計画を記載して、 $12$ 月末ま
	でに、こども青少年局保育・教育運営課(給付担当)に提出します。
	申請書提出後、市が確認し、加算要件の適合可否について連絡をします。
	加算要件を満たす施設・事業者は、3月分の『公定価格加算・調整項目届出書』
	の、「栄養管理加算 実施状況等」の「有」の□にチェックします。
	併せて、『栄養管理加算報告書』に $12\sim3$ 月の実績を記載し、『公定価格加算・
	調整項目届出書』に添付して、「挙証資料の提出状況」に「申請書提出日」と「報
	告書、他挙証資料提出(3月)」に記入し、3月15日までにこども青少年局保
	育・教育運営課(給付担当)に提出します。(内容によっては、実施内容がわか
	る書面を提出していただく必要があります。)
	加算要件に該当しない施設・事業者は3月分の『公定価格加算・調整項目届出
	書』の「実施状況等」の「無」の□にチェックします。

□ 『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、 当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』 に「請求内容」「金額」を記入し、3月分の請求時に請求します。

### (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額に3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

単価 120,000円÷3月初日の利用子ども数

# 3 第三者評価受審加算

第三者評価を受審した場合に、5年に1回、受審費用の一部を3月分の単価に加算します。

なお、公定価格で加算する額とは別に、横浜市保育・教育向上支援費において、第三 者評価を受審した場合の助成を支払います。

#### (1) 加算の要件

「横浜市福祉サービス第三者評価」に沿って横浜市の指定評価機関で受審し、結果をホームページで公表する事業所に加算します。

※地域型保育事業に対する第三者評価の内容については、現在検討中です。

# (2) 加算の認定

第三者評価を実施し、評価結果を横浜市のホームページに公表することが確認でき、 かつ受審をした当該年度に受審費用に係る支払いが済んだ事業所からの「第三者評価 受審届」の提出を受け、確認します。

(注) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。) が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

#### 【手続き】

〕横浜市の指定評価機関で第三者評価を受審した施設・事業者は、3月分の『公
定価格加算・調整項目届出書』の、「第三者評価受審加算 実施状況等」の「有」
の□にチェックします。
〕併せて、向上支援費の『第三者評価受審届』に受審評価機関や期間、受審にか
かった費用と公定価格(150,000 円)と市独自助成額(受審費用と公定価格の
差額)を記入し、受審費用の領収書の写しを添付します。
〕加算要件に該当しない施設・事業者は3月分の『公定価格加算・調整項目届出
書』の「実施状況等」の「無」の□にチェックします。
〕『公定価格加算・調整項目届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合は、
当該月の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』

に「請求内容」「金額」を記入し、3月分の請求時に請求します。 ※『第三者評価受審届』は向上支援費(市独自助成)と兼用です。

# (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

単価 150,000円(限度額)÷3月初日の利用子ども数

# 小規模保育事業 A 型 ( 保 育 認 定 )

# 小規模保育事業(A型)(保育認定)

					量区分⑤		/D		善等加算 (C. 女女女女			管	理者	設置加算
地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齡区分	保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価		保育標準時	門認定	保育短時間	総正	1			処遇改善等加
1	2	3	4	(注) ⑥	(注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦	1				<b>第</b> 8
	6人 から	3号	1、2歳児	164, 570 (238, 320)	159, 940 (233, 690)	+	1, 540 (2, 27	70) ×加算率	1, 500 (2, 230)	×加算率	+	37, 400	+	370×加算率
20/100	12人 まで	• • •	乳児	238, 320	233, 690	+	2, 270	×加算率	2, 230	×加算率		07, 100		0,0,0,0
地域	13人 から 19人	3号	1、2歳児	134, 810 (208, 560)	131, 890 (205, 640)	+	1, 250 (1, 98	(0) ×加算率	1, 220 (1, 950)	×加算率	+	23, 620	+	230×加算率
	19人 まで		乳児	208, 560	205, 640	+	1, 980	×加算率	1, 950	×加算率				
	6人 から 12人	3号	1、2歳児	161, 070 (232, 620)	156, 450 (228, 000)	+	1, 510 (2, 22	(0) ×加算率	1, 460 (2, 170)	×加算率	+	35, 970	+	350×加算率
16/100 地域	まで		乳児	232, 620	228, 000	+	2, 220	×加算率	2, 170	×加算率				
地域	13人 から 19人	3号	1、2歳児	131, 790 (203, 340)	128, 870 (200, 420)	+	1, 210 (1, 92	(0) ×加算率	1, 190 (1, 900)	×加算率	+	22, 710	+	220×加算率
	まで		乳 児	203, 340	200, 420	+	1, 920	×加算率	1, 900	×加算率	_			
	6人 から 12人	3号	1、2歳児	160, 200 (231, 200)	155, 570 (226, 570)	+	1, 500 (2, 21	0) ×加算率	1, 450 (2, 160)	×加算率	+	35, 610	+	350×加算率
15/100 地域	まで		乳 児	231, 200	226, 570	+	2, 210	×加算率	2, 160	×加算率				
.5 %	13人 から 19人	3号	1、2歳児	131, 030 (202, 030)	128, 110 (199, 110)	+	1, 210 (1, 92	(0) ×加算率	1, 180 (1, 890)	×加算率	+	22, 490	+	220×加算率
	まで		乳児	202, 030	199, 110	+	1, 920	×加算率	1, 890	×加算率				
	6人 から 12人	3号	1、2歳児	157, 570 (226, 920)	152, 950 (222, 300)	+	1, 470 (2, 16	60) ×加算率	1, 430 (2, 120)	×加算率	+	34, 540	+	340×加算率
12/100 地域	まで		乳児	226, 920	222, 300	+	2, 160	×加算率	2, 120	×加算率				
	13人 から 19人	3号	1、2歳児	128, 770 (198, 120)	125, 850 (195, 200)	+	1, 180 (1, 87	(0) ×加算率	1, 160 (1, 850)	×加算率	+	21, 810	+	210×加算率
	まで		乳  児	198, 120	195, 200	+	1, 870	×加算率	1, 850	×加算率				

資料 -25-

14 14				1	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な	3利用子どもの単価に加算	l	休日保育加算				
地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齡区分		~ NV //	処遇改善等加算				加油水类类和等		
					(注)	(注)				処遇改善等加算		
1	2	3	4	 		<u> </u>	╏┌┖		$\overline{}$	0	_	
							体	日保育の年間延べ利用	子ども数			
	6.1		1、2歲児	+	147, 510 (73, 750)	+ 1,470 (730) ×加算率		~ 210人	250, 900	2,500×加算率		
	6人 から	3号						211人~ 279人	268, 900	2,680×加算率		
	12人 まで	0.5						280人~ 349人	305, 100	3,050×加算率		
	6		乳児	+	73, 750	+ 730 ×加算率		350人~ 419人	341, 300	3,410×加算率		
								420人~ 489人	377, 400	3,770×加算率		# E Im C o
20/100 地域				1			+	490人~ 559人 560人~ 629人	413, 600 449, 800	+ 4,130×加算率 4,490×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数
								630人~ 699人	485, 900	4,850×加算率		19/11/1 C 0 80
	13人		1、2歳児	+	147, 510 (73, 750)	+ 1,470 (730) ×加算率		700人~ 769人	522, 100	5, 220×加算率		
	から	3号						770人~ 839人	558, 300	5,580×加算率		
	19人 まで	- 3						840人~ 909人	594, 400	5,940×加算率		
			乳 児	+	73, 750	+ 730 ×加算率		910人~ 979人 980人~1,049人	630, 600 666, 800	6,300×加算率 6,660×加算率		
							l II.	1,050人~	702, 900	6,000×加算率 7,020×加算率		
										7, 020 11 7/14 91-1	ĺ	
			1、2歳児	+	143, 110 (71, 550)	+ 1,430 (710) ×加算率		日保育の年間延べ利用	子ども数			
	6人		1、2 版次	1	143, 110 (71, 550)	十 1,430 (710) 人加昇率		~ 210人	244, 600	2,440×加算率		
	から 12人	3号						211人~ 279人	262, 100	2,620×加算率		
	まで							280人~ 349人 350人~ 419人	297, 100 332, 100	2,970×加算率		
			乳 児	+	71, 550	+ 710 ×加算率	+	420人~ 489人	367, 100	3,320×加算率 3,670×加算率		
16/100								490人~ 559人	402, 100	4,020×加算率		各月初日の
地域								560人~ 629人	437, 100	+ 4,370×加算率	÷	利用子ども数
			1、2歳児	+	143, 110 (71, 550)	+ 1,430 (710) ×加算率		630人~ 699人	472, 100	4,720×加算率		
	13人		1 . 2		110, 110 (71, 000)	1, 100 (710)		700人~ 769人	507, 100	5,070×加算率		
	から 19人	3号		-				770人~ 839人	542, 100	5, 420×加算率		
	まで							840人~ 909人 910人~ 979人	577, 100 612, 100	5,770×加算率 6,120×加算率		
			乳 児	+	71, 550	+ 710 ×加算率		980人~1,049人	647, 100	6,470×加算率		
							U	1,050人~	682, 100	6,820×加算率	J	
							[  <sub>#</sub>	日保育の年間延べ利用	子ども数		)	
			1、2歳児	+	142, 010 (71, 000)	+ 1,420 (710) ×加算率				0.400		
	6人							~ 210人 211人~ 279人	243, 000 260, 500	2,430×加算率 2,600×加算率		
	から 12人	3号		1			1	280人~ 349人	295, 500	2,950×加算率		
	まで		(C) (G)	+	71, 000	+ 710 ×加算率		350人~ 419人	330, 500	3, 300×加算率		
			乳 児	1	71, 000	+ 710 ×加算率	+	420人~ 489人	365, 500	3,650×加算率		
15/100 地域								490人~ 559人	400, 500	4,000×加算率	÷	各月初日の
AU ANG								560人~ 629人 630人~ 699人	435, 500 470, 500	4,350×加算率 4,700×加算率		利用子ども数
			1、2歲児	+	142, 010 (71, 000)	+ 1,420 (710) ×加算率		700人~ 769人	505, 500	4,700×加昇率 5,050×加算率		
	13人 から							770人~ 839人	540, 500	5,400×加算率		
	19人 まで	3号					1	840人~ 909人	575, 500	5,750×加算率		
	<i>a.</i> c		乳児	+	71, 000	+ 710 ×加算率		910人~ 979人	610, 500	6,100×加算率		
								980人~1,049人	645, 500	6, 450×加算率		
				- 1			$\mathbb{R}^{+}$	1,050人~	680, 500	6,800×加算率	΄	
				l.l			体	日保育の年間延べ利用	子ども数			
	6人		1、2歲児	+	138, 710 (69, 350)	+ 1,380 (690) ×加算率		~ 210人	238, 400	2,380×加算率		
	から	3号						211人~ 279人	255, 300	2,550×加算率		
	12人 まで	- 3						280人~ 349人	289, 100	2,890×加算率		
			乳 児	+	69, 350	+ 690 ×加算率	I,II	350人~ 419人	322, 900	3, 220×加算率		
12/100								420人~ 489人 490人~ 559人	356, 800 390, 600	3,560×加算率 3,900×加算率		各月初日の
地域				1				560人~ 629人	424, 400	+ 4,240×加算率	÷	利用子ども数
			1、2歳児	إرا	190 710 (60 050)	+ 1,380 (690) ×加算率		630人~ 699人	458, 300	4,580×加算率		
	13人		□、∠販児	+	130, 710 (69, 350)	→ 1, 300 (080) × 川昇率		700人~ 769人	492, 100	4,920×加算率		
	から	3号						770人~ 839人	525, 900	5, 250×加算率		
	19人 まで							840人~ 909人	559, 800	5,590×加算率		
			乳 児	+	69, 350	+ 690 ×加算率		910人~ 979人 980人~1,049人	593, 600 627, 400	5,930×加算率 6,270×加算率		
							U 1	1,050人~	661, 300	6,610×加算率	J	
				- '			137					- L

地域	定員	認定	年齡区分		夜間保育	<b>新加</b>			減価	償却費			領	借料加到			連携施設を設定し		食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か		常態的に土曜日に閉所		定員を恒常的に
区分	②	(3)	(4)			(12	処遇改善 等加算				草額 都市部			標準			ない場合		らの搬入以外の 方法による場合		する場合		超過する場合
1	(2)	(3)	(4)			02		1	A地域	2, 700	2. 900	] 	a地域	3, 700	4, 100	]	(15)		(6)		(1)	1	(18)
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	37, 970	+	330 ×加算率	+	B地域C地域	2, 500	2, 800	+	b 地域 C 地域	3, 500	3, 900		2, 050	_	(6+7+12) × 10/100	-	(6)+(7) +(0)+(2) × 8/100		(⑥~⑪) × 82/100
20/100			乳 児						D地域	2, 300			d 地域	3, 200	3, 500								
地域									A地域	1, 700	1, 800		a地域	4, 700	5, 200								(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数
	13人 から 19人	3号	1、2歲児	+	25, 760	+	200 ×加算率	+	B地域	1, 600	1, 700	+	b地域	4, 500	4, 900	_	1, 290	_	(6+7)+(2) × 9/100	_	(6+7) +(0+(2))		20人~30人 (⑥~⑪)× 80/10
	まで		乳 児				×加昇率		C地域	1, 500	1, 600		C地域	4, 200	4, 700	l			× 9/100		× 7/100		31人~40人 (⑥~⑪)× 75/10
									D地域	1, 400	1, 600		d地域	4, 000	4, 400								41人~ (⑥~⑪)× 70/10
			1、2歳児	+					A地域	2, 700			a地域	3, 700	4, 100	ı							
	6人 から 12人	3号			37, 970	+	330 ×加算率	+	B地域	2, 500	2, 800	+	b地域	3, 500	3, 900	_	2, 050	-	(6+7)+(2) × 10/100	_	(6+7) +(0+(2)) × 8/100		(⑥~⑪) × 82/10
	まで		乳 児						C地域	2, 400			C地域	3, 300	3, 700								
16/100 地域									D地域	2, 300			d 地域	3, 200	3, 500	_							(雑島子の他の地域)
			1、2歳児	+					A地域	1, 700	1, 800		a地域	4, 700	5, 200								各月初日の利用子ども表 20人~30人
	13人 から 19人	3号			25, 760	+	200 ×加算率	+	B地域	1, 600	1, 700	+	b地域	4, 500	4, 900	-	1, 290	-	(6+7)+12) × 9/100	-	(6+7) +(0+(2) × 8/100		(⑥~⑪)× 80/10 31人~40人
	まで		乳 児						C地域	1, 500			C地域	4, 200	4, 700								(⑥~⑪)× 75/10 41人~
									D地域	1, 400	-		d地域	4, 000	4, 400	-							(⑥~⑪) × 70/10
			1、2歳児	+					A地域	2, 700	2, 900		a地域	3, 700	4, 100 3, 900						(6+7)		
	6人 から 12人	3号			37, 970	+	330 ×加算率	+	B地域	2, 500		+	b地域	3, 500	-,	_	2, 050	-	(6+7+12) × 10/100	-	+(0+(2) × 8/100		(⑥~⑪) × 82/10
	まで		乳児						C地域	2, 400			C地域	3, 300	3, 700								
15/100 地域								-	D地域 A地域	1, 700			d地域a地域	3, 200 4, 700	3, 500 5, 200								(離島その他の地域)
	13人		1、2歳児	+					A 地域 B 地域	1, 700			a 地域	4, 700	4, 900						(6+7)		各月初日の利用子ども数 20人~30人
	から 19人 まで	3号			25, 760	+	200 ×加算率	+	C地域	1, 500		+	C地域	4, 200	4, 700	-	1, 290	-	(⑥+⑦+⑫) × 10/100	-	+(0+(2) × 8/100		(⑥~⑪)× 80/10 31人~40人
	~ ~		乳児						D地域	1, 400			d地域	4, 000	4, 400								(⑥~⑪)× 75/10 41人~
								_	A地域	2, 700	2, 900		a地域	3, 700	4, 100								(⑥~⑪) × 70/10
	6人		1、2歳児	+					B地域	2, 500	2, 800		b地域	3, 500	3. 900						(6+7)		
	から 12人 まで	3号			37, 970	+	330 ×加算率	+	C地域	2, 400	2, 600	+	c地域	3, 300	3, 700	-	2, 050	-	(6+7+12) × 11/100	-	+(0+(2) × 8/100		(⑥~⑪) × 82/10
			乳 児						D地域	2, 300	2, 500		d 地域	3, 200	3, 500								
12/100 地域								-	A 地域	1, 700	1, 800		a地域	4, 700	5, 200								(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数
	13人		1、2歳児	+			000		B地域	1, 600	1, 700		b 地域	4, 500	4, 900				(0.00.0)		(6+7)		20人~30人 (⑥~⑪)× 80/100
	から 19人 まで	3号			25, 760	+	200 ×加算率	+	C地域	1, 500	1, 600	+	c地域	4, 200	4, 700	-	1, 290	-	(6+7)+12) × 10/100	-	+(0+(2) × 8/100		31人~40人 (⑥~⑪)× 75/10
			乳児						D地域	1, 400	1, 600		d 地域	4, 000	4, 400								41人~ (⑥~⑪)× 70/100
					l		l	1		.,	1 .,			.,	., .50	l			l	1			((b)~(17) × 70/

資料 -26-- 138 -

#### 加算部分2

冷暖房費加算 (	-	2 級 :	地 地 地	1, 650 1, 480 1, 460	そ σ.	級)他均	地域		1, 150 110	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24年法律第200号)第1条第1号及び第 2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域
除雪費加算	20)			5, 8	350					※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	21)	•	145, 470÷	3月初	日の和	间用子	ども	数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算《	22)	150, 00	00(限度額	i) ÷ 3	月初	日の	利用于	孑ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	23)	•	120, 000÷	3月初	日の和	训用子	ども	数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
								•		
第三者評価受審加算	<b>A</b>		150, 000÷	3月初	日の利	1用子	٤ŧ	数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

- 142 -

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

# 小規模保育事業 B 型 (保育) 認定)

# 小規模保育事業(B型)(保育認定)

					量区分⑤	ĺ	処遇改善		1	管理	里者設置加算
地域 区分	定員 区分	認定区分	年齡区分	保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価		保育標準時間認定	保育短時間認定	ł	84	_
1	2	3	4	(注) (6)	(注) ⑥		(注) ⑦	(注) ⑦			処遇改善等 加算 8
	6人 から	3号	1、2歲児	140, 890 (198, 860)	136, 270 (194, 240)	+	1,310 (1,880) ×加算率	1, 260 (1, 830) ×加算率	+	37, 400	+ 370×加算率
20/100	12人 まで	0.5	乳児	198, 860	194, 240	+	1,880 ×加算率	1,830 ×加算率		07, 100	0,0,131.1
地域	13人 から 19人	3号	1、2歲児	113, 980 (171, 950)	111, 060 (169, 030)	+	1,040 (1,610) ×加算率	1,010 (1,580) ×加算率	+	23, 620	+ 230×加算率
	まで		乳児	171, 950	169, 030	+	1,610 ×加算率	1,580 ×加算率			
	6人 から 12人	3号	1、2歲児	139, 050 (195, 920)	134, 420 (191, 290)	+	1, 290 (1, 850) ×加算率	1, 240 (1, 800) ×加算率	+	35, 970	+ 350×加算率
16/100 地域	まで		乳児	195, 920	191, 290	+	1,850 ×加算率	1,800 ×加算率			
TEN	13人 から 19人	3号	1、2歲児	112, 410 (169, 280)	109, 490 (166, 360)	+	1,020 (1,580) ×加算率	990 (1,550) ×加算率	+	22, 710	+ 220×加算率
	まで		乳 児	169, 280	166, 360	+	1,580 ×加算率	1,550 ×加算率	-		
	6人 から 12人	3号	1、2歲児	138, 580 (195, 170)	133, 960 (190, 550)	+	1, 280 (1, 840) ×加算率	1, 240 (1, 800) ×加算率	+	35, 610	+ 350×加算率
15/100 地域	まで		乳 児	195, 170	190, 550	+	1,840 ×加算率	1,800 ×加算率	-		
454%	13人 から 19人	3号	1、2歲児	112, 020 (168, 610)	109, 100 (165, 690)	+	1,020 (1,580) ×加算率	990 (1,550) ×加算率	+	22, 490	+ 220×加算率
	まで		乳児	168, 610	165, 690	+	1,580 ×加算率	1,550 ×加算率			
	6人 から 12人	3号	1、2歲児	137, 200 (192, 970)	132, 570 (188, 340)	+	1, 270 (1, 820) ×加算率	1, 220 (1, 770) ×加算率	+	34, 540	+ 340×加算率
12/100 地域	まで		乳 児	192, 970	188, 340	+	1,820 ×加算率	1,770 ×加算率	-		
AE-100,	13人 から 19人	3号	1、2歲児	110, 840 (166, 610)	107, 920 (163, 690)	+	1,010 (1,560) ×加算率	980 (1,530) ×加算率	+	21, 810	+ 210×加算率
	まで		乳児	166, 610	163, 690	+	1,560 ×加算率	1,530 ×加算率			

- 144 -

地域	定員	認定	年齢区分		保育士比率向	与上力	印算				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な	利用子どもの	単価に	加算
区分	区分	区分	平断区分		(注)	処道	改善	等加算 (注)	1		(注)	処i	■改善等	,
1	2	3	4		(2)	9	)	(//	1		1 (22)	10	(//	l
	6人 から	3号	1、2歳児	+	11, 840 (19, 730)	+	110	(190)	×加算率	+	115, 940 (57, 970)	+ 1,150	(570)	×加算率
20/100	12人 まで	5	乳児	+	19, 730	+	190		×加算率	+	57, 970	+ 570		×加算率
地域	13人 から	3号	1、2歳児	+	10, 460 (18, 350)	+	100	(180)	×加算率	+	115, 940 (57, 970)	+ 1, 150	(570)	×加算率
	19人 まで	5	乳児	+	18, 350	+	180		×加算率	+	57, 970	+ 570		×加算率
	6人 から	3묵	1、2歳児	+	11, 010 (18, 350)	+	110	(190)	×加算率	+	113, 740 (56, 870)	+ 1,130	(560)	×加算率
16/100	12人 まで	0	乳児	+	18, 350	+	190		×加算率	+	56, 870	+ 560		×加算率
地域	13人 から	3묵	1、2歳児	+	9, 730 (17, 070)	+	100	(180)	×加算率	+	113, 740 (56, 870)	+ 1,130	(560)	×加算率
	19人 まで	35	乳 児	+	17, 070	+	180		×加算率	+	56, 870	+ 560		×加算率
	6人 から	3묵	1、2歳児	+	10, 800 (18, 010)	+	100	(170)	×加算率	+	113, 190 (56, 590)	+ 1, 130	(560)	×加算率
15/100	12人 まで	১৮	乳 児	+	18, 010	+	170		×加算率	+	56, 590	+ 560		×加算率
地域	13人 から	3묵	1、2歳児	+	9, 550 (16, 760)	+	90	(160)	×加算率	+	113, 190 (56, 590)	+ 1, 130	(560)	×加算率
	19人 まで	5	乳児	+	16, 760	+	160		×加算率	+	56, 590	+ 560		×加算率
	6人 から	3묵	1、2歳児	+	10, 180 (16, 970)	+	100	(170)	×加算率	+	111, 540 (55, 770)	+ 1,110	(550)	×加算率
12/100	12人 まで	0.5	乳児	+	16, 970	+	170		×加算率	+	55, 770	+ 550		×加算率
地域	13人 から	3묵	1、2歳児	+	9, 000 (15, 790)	+	90	(160)	×加算率	+	111, 540 (55, 770)	+ 1,110	(550)	×加算率
	19人 まで	24	乳児	+	15, 790	+	160		×加算率	+	55, 770	+ 550		×加算率

地域	定員	認定			休日保育加算							夜間保育	加	算		滅化	画償却費加	算
区分	区分	区分	年齡区分					処遇改善等加算						処遇改善等			加算	
①	2	3	4				Ó	i)						加算			標 準 (3)	都市部
				ĺ	休日保育の年間延べ利用	用子ども			)							A地域	2, 700	2, 900
			1、2歲児		数 ~ 210人	190, 000		1.900×加質率								71.45.494	2, 700	
	6人 から	3号			211人~ 279人	203, 100		2,030×加算率			_	27 070	_	330×加算率	_	B地域	2, 500	2, 800
	12人 まで	0.5			280人~ 349人 350人~ 419人	229, 300 255, 600		2,290×加算率 2,550×加算率			ľ	07, 070	ľ	000 × 301 34 -4-	ľ	C地域	2, 400	2, 600
			乳 児		420人~ 489人	281, 800		2,810×加算率								D地域	2.300	2, 500
20/100 地域				+	490人~ 559人 560人~ 629人	308, 100 334, 300	+	3,080×加算率 3,340×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数							-,	
			1、2歳児		630人~ 699人	360, 600		3,600×加算率		11/11/11 € 0300						A地域	1, 700	1, 800
	13人 から		1 . 2 8676		700人~ 769人 770人~ 839人	386, 800 413, 100		3,860×加算率 4,130×加算率								B地域	1, 600	1, 700
	79人 まで	3号			840人~ 909人	439, 300		4,390×加算率			+	25, 760	+	200×加算率	+	C地域	1, 500	1, 600
	8.0		乳 児		910人~ 979人 980人~1,049人	465, 600 491, 800		4,650×加算率 4,910×加算率										· I
				Į	1,050人~	518, 100		5, 180×加算率	Į							D地域	1, 400	1, 600
					休日保育の年間延べ利用 数	用子ども										A地域	2, 700	2, 900
	6人		1、2歲児		~ 210人	186, 900		1,860×加算率			+					B地域	2, 500	2, 800
	から 12人	3号			211人~ 279人 280人~ 349人	199, 700 225, 400		1,990×加算率 2,250×加算率				37, 970	+	330×加算率	+			
	まで		乳児		350人~ 419人	251, 000		2,510×加算率								C地域	2, 400	2, 600
16/100				+	420人~ 489人 490人~ 559人	276, 700 302, 400		2,760×加算率 3,020×加算率	II.	各月初日の						D地域	2, 300	2, 500
地域					560人~ 629人	328, 000	+	3, 280×加算率	=	利用子ども数						A地域	1, 700	1, 800
	13人		1、2歲児		630人~ 699人 700人~ 769人	353, 700 379, 400		3,530×加算率 3,790×加算率			+					B地域	1.600	1, 700
	から 19人	3号			770人~ 839人	405, 000		4,050×加算率				25, 760	+	200×加算率	+	D地域	1, 600	1, 700
	まで		乳児		840人~ 909人 910人~ 979人	430, 700 456, 400		4,300×加算率 4,560×加算率								C地域	1, 500	1, 600
			孔 元		980人~1,049人 1.050人~	482, 000 507, 700		4,820×加算率 5,070×加算率								D地域	1, 400	1, 600
				}	休日保育の年間延べ利用			5,070 <加昇率	Κ							A地域	2, 700	2, 900
			1、2歲児		数 ~ 210人	186, 100		1,860×加算率			+						2, 700	
	6人 から	3号			211人~ 279人	198, 900		1,980×加算率			ľ	37 970	+	330×加算率	+	B地域	2, 500	2, 800
	12人 まで	0.5			280人~ 349人 350人~ 419人	224, 600 250, 200		2,240×加算率 2,500×加算率				07, 070	ľ	000 / 301 34-4-	ľ	C地域	2, 400	2, 600
			乳児	+	420人~ 489人	275, 900		2,750×加算率								D地域	2, 300	2, 500
15/100 地域					490人~ 559人 560人~ 629人	301, 600 327, 200	+	3,010×加算率 3,270×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数								
			1、2歲児		630人~ 699人	352, 900		3,520×加算率		11/11/1 € 036						A地域	1, 700	1, 800
	13人 から				700人~ 769人 770人~ 839人	378, 600 404, 200		3,780×加算率 4,040×加算率			+					B地域	1, 600	1, 700
	19人 まで	3号			840人~ 909人	429, 900		4, 290×加算率				25, 760	+	200×加算率	+	C地域	1, 500	1, 600
	8.0		乳 児		910人~ 979人 980人~1,049人	455, 600 481, 200		4,550×加算率 4,810×加算率										· I
				ļ	1,050人~	506, 900		5,060×加算率	Į							D地域	1, 400	1, 600
			4 0 45 15		休日保育の年間延べ利 数	用子ども										A地域	2, 700	2, 900
	6人		1、2歲児		~ 210人	183, 800		1,830×加算率			+					B地域	2, 500	2, 800
	から 12人	3号			211人~ 279人 280人~ 349人	196, 300 221, 400		1,960×加算率 2,210×加算率				37, 970	+	330×加算率	+	0 111 1-4	0.400	0.000
	まで		乳児	Ш	350人~ 419人	246, 500		2,460×加算率								C地域	2, 400	2, 600
12/100				+	420人~ 489人 490人~ 559人	271, 500 296, 600		2,710×加算率 2,960×加算率	ŀ	各月初日の						D地域	2, 300	2, 500
地域					560人~ 629人	321, 700	+	3,210×加算率	-	利用子ども数						A地域	1, 700	1, 800
	13人		1、2歲児		630人~ 699人 700人~ 769人	346, 800 371, 900		3,460×加算率 3,710×加算率			+					B地域	1, 600	1, 700
	から 19人	3号			770人~ 839人 840人~ 909人	397, 000 422, 000		3,970×加算率 4,220×加算率				25, 760	+	200×加算率	+	口胆城(	1, 000	1, 700
	まで		乳児		910人~ 979人	422, 000		4,220×加昇率 4,470×加算率								C地域	1, 500	1, 600
			70 YE		980人~1,049人 1,050人~	472, 200 497, 300		4,720×加算率 4,970×加算率								D地域	1, 400	1, 600
	·			١ ٧	., 55571	107, 000		1,010八加升平	2			·		L	ı			

地域	定員	認定		]		賃借料加算	Į.	1	連携施設を		食事の搬入について自園調理又		常態的に土曜日	定員を恒常的に超
区分	区分	区分	年齢区分			加多			設定しない 場合		は連携施設等か らの搬入以外の		に閉所する場合	過する場合
1	2	3	4			標準 14	都市部		(5)		方法による場合 16		(17)	(8)
			1、2歳児		a 地域	3, 700	4, 100							
	6人 から 12人 まで	3号		+	b 地域 c 地域	3, 500 3, 300	3, 900 3, 700	_	2, 050	-	(⑥+⑦+⑫) × 12/100	-	(6+7)+(0+(2) × 10/100	(⑥~⑪) × 81/100
20/100			乳児		d 地域	3, 200	3, 500							
地域					a 地域	4, 700	5, 200							(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数
	13人 から 19人	3号	1、2歳児	+	b 地域	4, 500	4, 900	_	1, 290	_	(⑥+⑦+⑫) × 11/100	_	(6+7)+(0+(2) × 10/100	20人~30人 (⑥~⑪)× 80/100
	まで		乳児		c地域	4, 200	4, 700				X 11/100		X 10/100	31人~40人 (⑥~⑰)× 75/100
			+6 7G		d 地域	4, 000	4, 400							41人~ (⑥~⑰)× 70/100
			1、2歳児		a 地域	3, 700	4, 100							
	6人 から 12人	3号		+	b 地域	3, 500	3, 900	_	2, 050	_	(⑥+⑦+⑫) × 12/100	_	(6+7+0+12) × 10/100	(⑥~⑰) × 81/100
	まで		乳児		c 地域	3, 300	3, 700				12,100		10,100	3, 100
16/100					d地域	3, 200	3, 500							
地域					a 地域	4, 700	5, 200							(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数
	13人	3묵	1、2歳児	+	b 地域	4, 500	4, 900	_	1, 290		(6+7)+(2)	_	(6+7)+(0+(2)	20人~30人 (⑥~⑰)× 80/100
	19人 まで	0.5	** 10	ľ	c地域	4, 200	4, 700		1, 200		× 11/100		× 11/100	31人~40人 (⑥~⑰)× 75/100
			乳児		d 地域	4, 000	4, 400							41人~ (⑥~⑰)× 70/100
			1 0 10 10		a 地域	3, 700	4, 100							
	6人 から	3号	1、2歳児	+	b 地域	3, 500	3, 900	_	2, 050	_	(6+7)+12)	_	(6+7)+(0+(2)	(⑥∼⑰)
	12人 まで		** ID		c地域	3, 300	3, 700		_,		× 12/100		× 11/100	× 81/100
15/100			乳児		d 地域	3, 200	3, 500							
地域			1、2歳児		a 地域	4, 700	5, 200							(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数
	13人 から 19人	3号	1 、 2 所以 2 に	+	b 地域	4, 500	4, 900	_	1, 290	_	(⑥+⑦+⑫)	_	(6+7)+(0+(2))	20人~30人 (⑥~⑪)× 80/100
	まで		乳児		c 地域	4, 200	4, 700				× 11/100		× 11/100	31人~40人 (⑥~⑪)× 75/100
			76 76		d 地域	4, 000	4, 400							41人~ (⑥~⑪)× 70/100
			1、2歳児		a 地域	3, 700	4, 100							
	6人 から 12人	3号	1、∠ 戚児	+	b 地域	3, 500	3, 900	_	2, 050	_	(6+7)+(2) × 12/100	_	(6+7)+(0+(2)) × 11/100	(⑥~⑪) × 81/100
	まで		乳児		c地域	3, 300	3, 700				× 12/100		× 11/100	A 61/100
12/100			20 96		d 地域	3, 200	3, 500							
地域			1、2歳児	Ĭ	a 地域	4, 700	5, 200							(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数
	13人 から	3목	2270		b 地域	4, 500	4, 900		1, 290	_	(6+7)+12)		(6+7)+(0+(2)	20人~30人 (⑥~⑪)× 80/100
	19人 まで	3号	乳児	+	c地域	4, 200	4, 700		1, 290		× 12/100		× 11/100	31人~40人 (⑥~⑪)× 75/100
					d 地域	4, 000	4, 400							41人~ (⑥~⑦)× 70/100

資料 -29-

#### 加算部分2

冷暖房費加算 ⑬	1 級 地 2 級 地 3 級 地	1, 480	4 級その他			150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の業冷地手当に関する法律(昭和 24年法律第200号)第1条第1号及び第 2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域
除雪費加算 20		5, 8	350				※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ②	14	15, 470÷3月初	日の利用	子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ②	150, 000	) (限度額) ÷ 3	月初日の	り利用子の	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ②	12	20,000÷3月初	日の利用	子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ②	15	60,000÷3月初	日の利用	子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

# 小規模保育事業 C 型 ( 保 育 認 定 )

#### 小規模保育事業(C型)(保育認定)

地域区分	定員 区分	認定区分	Ī	保育標準時間認定	量区分④ 保育短時間認定	E	処遇改善 保育標準時間認定			管理	里者	設置加算			資格保有	者力		] [	障害児保育 ※特別な支	育加算 援が必要な利用 単価に加算
(1)	(2)	(3)		基本分単価	基本分単価		6	6				処遇改善等加 算 の			8		処遇改善等加 算	Ш		処遇改善等加算 (9)
0	_		i		0	Ì	0	0	i		П	D.	l	1人	2, 170	ſ	20×加算率	ii		
20/100	6人 から 10人 まで	3号		154, 640	149, 090 -	+	1,440×加算率	1,390×加算率	+	44, 880	+	440×加算率	+	2人以上	4, 340	+	40×加算率	+	42, 070	+ 420 ×加算率
地域	11人		1			ſ								1人 2人	1, 450 2, 900	ĺ	10×加算率 20×加算率	$\  \ $		
	から 15人 まで	3号		144, 860	141, 160	+	1,350×加算率	1,310×加算率	+	29, 920	+	290×加算率	+	3人以上	4, 350	+	30×加算率	+	42, 070	+ 420 ×加算率
	6人													1人 2人以上	2, 100 4, 200		20×加算率 40×加算率	Ш		
16/100 地域	から 10人 まで	3号		152, 130	146, 580	+	1,420×加算率	1,360×加算率	+	43, 160	+	430×加算率	+			+		+	40, 830	+ 400 ×加算率
担映	11人 から	l										/ #		1人 2人	1, 400 2, 800	١	10×加算率 20×加算率	Ш		
	15人 まで	3号		142, 360	138, 660	+	1,320×加算率	1,280×加算率	+	28, 770	+	280×加算率	+	3人以上	4, 200	+	30×加算率	ľ	40, 830	+ 400 ×加算率
	6人		1			İ								1人	2, 080	Ì	20×加算率	11		
15/100	から 10人 まで	3号		151, 500	145, 950	+	1,410×加算率	1,360×加算率	+	42, 730	+	420×加算率	+	2人以上	4, 160	+	40×加算率	+	40, 510	+ 400 ×加算率
15/100 地域	11人		Ī			Ī								1人 2人	1, 380 2, 760	ĺ	10×加算率 20×加算率	11		
	から 15人 まで	3号		141, 730	138, 030	+	1,310×加算率	1, 280×加算率	+	28, 490	+	280×加算率	+	3人以上	4, 140	+	30×加算率	+	40, 510	+ 400 ×加算率
	6人					ſ								1人 2人以上	2, 030 4, 060	ĺ	20×加算率 40×加算率			
12/100 地城	から 10人 まで	3号		149, 610	144, 060	+	1,390×加算率	1,340×加算率	+	41, 450	+	410×加算率	+			+		+	39, 580	+ 390 ×加算率
地域	11人 から					ſ								1人 2人	1, 350 2, 700	ĺ	10×加算率 20×加算率	П		
	から 15人 まで	3号		139, 850	136, 150	+	1,300×加算率	1, 260×加算率	+	27, 630	+	270×加算率	+	3人以上	4, 050	+	30×加算率	+	39, 580	+ 390 ×加算率
	6人 から		1			ſ								1人 2人以上	1, 990 3, 980	ĺ	10×加算率 20×加算率	11		
10/100 地城	から 10人 まで	3号		148, 360	142, 810	+	1,380×加算率	1,330×加算率	+	40, 590	+	400×加算率	+			+		+	38, 960	+ 380 ×加算率
地域	11人													1人 2人	1, 320 2, 640		10×加算率 20×加算率	Ш		
	15人 まで	3号		138, 600	134, 900 -	+	1, 280×加算率	1, 250×加算率	+	27, 060	+	270×加算率	+	3人以上	3, 960	+	30×加算率	+	38, 960	+ 380 ×加算率
	6人 から					ſ								1人 2人以上	1, 920 3, 840	ĺ	10×加算率 20×加算率	П		
6/100	から 10人 まで	3号		145, 850	140, 300 -	+	1,360×加算率	1,300×加算率	+	38, 870	+	380×加算率	+			+		ľ	37, 710	+ 370 ×加算率
地域	11人					ſ								1人 2人	1, 280 2, 560	ĺ	10×加算率 20×加算率	П		
	から 15人 まで	3号		136, 100	132, 400	+	1, 260×加算率	1,220×加算率	+	25, 910	+	250×加算率	+	3人以上	3, 840	+	30×加算率	+	37, 710	+ 370 ×加算率
	6人		Ī			Ī								1人 2人以上	1, 860 3, 720	ĺ	10×加算率 20×加算率	11		
3/100	から 10人 まで	3号		143, 970	138, 420 -	+	1,340×加算率	1,280×加算率	+	37, 590	+	370×加算率	+	2,7,8,1	3, 720	+	20 ^ // // 94-44	+	36, 770	+ 360 ×加算率
地域	11人		1			Ī								1人	1, 240	İ	10×加算率	11		
	から 15人 まで	3号		134, 220	130, 520	+	1, 240×加算率	1,200×加算率	+	25, 060	+	250×加算率	+	2人 3人以上	2, 480 3, 720	+	20×加算率 30×加算率	+	36, 770	+ 360 ×加算率
	6人 から		İ			ľ								1人 2人以上	1, 810 3, 620	j	10×加算率 20×加算率			
その他	から 10人 まで	3号		142, 080	136, 530	+	1,320×加算率	1, 260×加算率	+	36, 300	+	360×加算率	+			+			35, 840	+ 350 ×加算率
地域	11人					ſ								1人 2人	1, 200 2, 400	ĺ	10×加算率 20×加算率			_
	から 15人 まで	3号		132, 340	128, 640	+	1,220×加算率	1,180×加算率	+	24, 200	+	240×加算率	+	3人以上	3, 600	+	20×加算率	+	35, 840	+ 350 ×加算率
	<u> </u>	_	ı	L		L			ı		1		ı	<u> </u>		Ĺ		ıl		

10.10		950 mir-	1	滅化	面償却費加	算	[		實借料加算		ĺ	連携施設を		食事の搬入につ いて自園調理又		常修的に土曜日	定員を何常的に
地域 区分	定員 区分	認定区分			加算	額			加算	額		設定しない場合		は連携施設等からの搬入以外の		常態的に土曜日 に閉所する場合	定員を恒常的に 超過する場合
		l _			標準	都市部			標準	都市部				方法による場合			
1	2	3	ł		_		ļ		_		l	12		(3		(4)	(5)
	6人			A 地域 B 地域	3, 200	3, 500		a 地域 b 地域	4, 500 4, 200	4, 900						(0.00.00)	(0.0)
	から 10人	3号	+	C地域	2 900	3, 200	+	C地域	4, 200	4,700	-	2, 460	-	(⑤+⑥) × 10/100	-	(5+6+9) × 10/100	(⑤~⑭) × 90/10
20/100	まで			D地域	2, 700	3, 000		d地域	3, 800	4, 200							
地域			1	A地域	2, 100	2, 300	ŀ	a地域	6, 000	6, 600							
	11人 から	3등	+	B地域	2, 000	2, 200	+	b地域	5, 700	6, 200	L	1 640	_	(5+6)		(5+6+9)	
	15人 まで	3.5	ľ	C地域	1, 900	2, 100	ľ	C地域	5, 400	5, 900		1, 040		× 9/100		× 10/100	
				D地域	1, 800	2, 000	l	d 地域	5, 100	5, 600							
	6人			A地域	3, 200	3, 500		a地域	4, 500 4, 200	4, 900							
	から 10人	3号	+	B地域 C地域	2, 900	3, 200	+	b 地域 c 地域	4, 200	4, 700 4, 400	-	2, 460	-	(5+6) × 10/100	-	(5+6+9) × 10/100	(⑤~⑥) × 90/10
16/100	まで			D地域	2, 700	3, 000		d 地域	3, 800	4, 200							
地域			1	A地域	2, 100	2, 300	ŀ	a地域	6, 000	6, 600							
	11人 から	3号	١.	B地域	2, 000	2, 200	١.	b地域	5, 700	6, 200		1. 640		(S+6)		(5+6+9)	
	15人 まで	3号	+	C地域	1, 900	2, 100	+	c地域	5, 400	5, 900	-	1, 640	_	× 9/100	_	× 10/100	
			1	D地域	1, 800	2, 000	l	d地域	5, 100	5, 600							
	6人			A地域	3, 200	3, 500		a地域	4, 500	4, 900							
	から 10人	3号	+	B地域	3, 000	3, 300	+	b地域	4, 200	4, 700	-	2, 460	-	(5+6) × 10/100	-	(5+6+9) × 10/100	(⑤~⑭) × 90/10
	まで			C 地域 D 地域	2, 900 2, 700	3, 200		C 地域 d 地域	4, 000 3, 800	4, 400 4, 200				10/100		11 10/100	1. 00/10
15/100 地域			ł	A地域	2, 100	2, 300	ŀ	a地域	6, 000	6, 600							
	11人 から			B地域	2, 000	2, 200		b地域	5, 700	6, 200				(S+6)		(5+6+9)	
	75人 まで	3号	+	C地域	1, 900	2, 100	+	c地域	5, 400	5, 900	-	1, 640	-	× 9/100	-	× 10/100	
	# C			D地域	1, 800	2, 000		d 地域	5, 100	5, 600							
	6人		1	A地域	3, 200	3, 500	ĺ	a地域	4, 500	4, 900							
	から 10人	3号	+	B地域	3, 000	3, 300	+	b地域	4, 200	4, 700	-	2, 460	_	(5+6) × 10/100	_	(5+6+9) × 10/100	(⑤~⑭) × 90/10
	まで			C地域	2, 900	3, 200		C地域	4, 000	4, 400				× 10/100		× 10/100	× 90/10
12/100 地域		-	ł	D地域 A地域	2, 700 2, 100	3, 000 2, 300	ŀ	d 地域 a 地域	3, 800 6, 000	4, 200 6, 600							
	11人 から			B換域	2, 100	2, 200		b地域	5, 700	6, 200				(S+6)		(5+6+9)	
	がら 15人 まで	3号	+	C地域	1, 900	2, 100	+	c地域	5, 400	5, 900	-	1, 640	-	× 9/100	-	× 10/100	
	* 6			D地域	1, 800	2, 000		d 地域	5, 100	5, 600							
	6人		1	A地域	3, 200	3, 500	l	a地域	4, 500	4, 900							
	から 10人	3号	+	B地域	3, 000	3, 300	+	b地域	4, 200	4, 700	_	2, 460	_	(5+6) × 10/100	_	(5+6+9)	(⑤~⑭) × 90/10
	10人 まで			C地域	2, 900	3, 200		C地域	4, 000	4, 400				× 10/100		× 10/100	× 90/10
10/100 地域	-	┢	ł	D地域 A地域	2, 700	3, 000 2 300	ŀ	d 地域 a 地域	3, 800 6,000	4, 200 6, 600						<b>——</b>	
	11人 から			B地域	2, 100	2, 200		b地域	5, 700	6, 200				(S+6)		(5+6+9)	
	15人	3号	+	C地域	1, 900	2, 100	+	c地域	5, 400	5, 900	-	1, 640	-	× 9/100	-	× 10/100	
	まで			D地域	1, 800	2, 000		d 地域	5, 100	5, 600							
	6.A		1	A地域	3, 200	3, 500	ı	a地域	4, 500	4, 900							
	から	3号	+	B地域	3, 000	3, 300	+	b地域	4, 200	4, 700	_	2, 460	_	(6)+6)	_	(5+6+9)	(5)~(4)
	10人 まで	-	1	C地域	2, 900	3, 200	ľ	C地域	4, 000	4, 400				× 10/100		× 11/100	× 90/10
6/100 地域	-	-	ł	D地域	2, 700	3, 000	ŀ	d地域	3, 800	4, 200							
-0-04	11人			A 地域 B 地域	2, 100 2, 000	2, 300 2, 200		a 地域 b 地域	6, 000 5, 700	6, 600 6, 200						(0.00.0)	
	から 15人	3号	+	C地域	1, 900	2, 100	+	C地域	5 400	5, 900	-	1, 640	-	(5+6) × 9/100	-	(5+6+9) × 11/100	
	まで			D地域	1, 800	2, 000		d地域	5, 100	5, 600							
			1	A地域	3, 200	3, 500	ı	a地域	4, 500	4, 900							
	6人 から	3号	+	B地域	3, 000	3, 300	+	b地域	4, 200	4, 700	L	2, 460	_	(5+6)	_	(5+6+9)	(5)~(4)
	10人 まで	0.5	ľ	C地域	2, 900	3, 200	ľ	C地域	4, 000	4, 400		2, 100		× 10/100		× 11/100	× 90/10
3/100 地域				D地域	2, 700	3, 000	l	d地域	3, 800	4, 200							
ALL ARK	11人			A地域	2, 100	2, 300		a 地域	6, 000	6, 600							
	から 15人	3号	+	B地域 C地域	2, 000 1, 900	2, 200	+	b 地域 c 地域	5, 700 5, 400	6, 200 5, 900	-	1, 640	-	(5+6) × 9/100	-	(5+6+9) × 11/100	
	まで		l	D地域	1, 800	2, 100		d 地域	5, 100	5, 600				,,,,,			
	$\vdash$	t	1	A地域	3, 200	3, 500	ŀ	a地域	4, 500	4, 900						$\vdash$	
	6人 から	3号	١.	B地域	3, 000	3, 300	١.	b地域	4, 200	4, 700		2, 460		(S+6)		(5+6+9)	(5~(4)
	10人まで	3号	+	C地域	2, 900	3, 200	+	c地域	4, 000	4, 400		2, 460	-	× 11/100	_	× 11/100	× 90/10
その他	Ľ		1	D地域	2, 700	3, 000	l	d 地域	3, 800	4, 200							
地域	11人	1	1	A地域	2, 100	2, 300	ı	a地域	6, 000	6, 600				I		1 7	
	から 15人	3号	+	B地域	2, 000	2, 200	+	b地域	5, 700	6, 200	-	1, 640	-	(5+6) × 9/100	-	(5+6+9) × 11/100	
	まで	I	1	C 地域 D 地域	1, 900	2, 100	ı	C地域	5, 400	5, 900	١			A 9/100		A 11/100	
	1	1	1	□地域	1, 800	2, 000	L	d地域	5, 100	5, 600							

#### 加算部分2

冷暖房費加算	19	2 級	地地地地	1, 650 1, 480 1, 460		級)他:	地域		1, 150 110	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24年法律第200号)第1条第1号及び第 2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域						
除雪費加算	20			5, 8	350					※3月初日の利用子どもの単価に加算						
降灰除去費加算	21)		145, 470	÷3月初	日の利	利用于	子ども	数		※3月初日の利用子どもの単価に加算						
施設機能強化推進費加算	22	150, 0	000(限度	€額) ÷ 3	月初	日の	利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算						
栄養管理加算	23)		120, 000	÷3月初	日の利	利用于	子ども!	数		※3月初日の利用子どもの単価に加算						
		•														
第三者評価受審加算	24)		150, 000	÷3月初	日の利	利用于	子ども!	数		※3月初日の利用子どもの単価に加算						

# 事業所内保育事業

<定員19人以下>

[小規模保育事業A型の基準が適用される事業所]

(保育認定)

# 事業所内保育事業 (定員 1 9 人以下 (小規模保育事業 A型の基準が適用される事業所) ) (保育認定)

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分⑤ 保育標準時間認定 保育短時間認定		従業員枠の 子どもの場	ĺ	保育標準時		善等加算 保育短時間認定	1	管理	者記	設置加算		
				基本分単価 (注)	基本分単価 (注)	合		(注)	]	(注)				処遇改善等加 算		
1	2	3	4	6	6	0	ļ	8	1	8			(	)		
	5人_	3号	1、2歲児	277, 650 (351, 400)	266, 550 (340, 300)		+	2, 670 (3, 400)	×加算率	2,560 (3,290) ×加算率	+	89. 760	+	890×加算率		
	まで		乳児	351, 400	340, 300		+	3, 400	×加算率	3, 290 ×加算率		·				
20/100	6人 から	3号	1、2歳児	164, 570 (238, 320)	159, 940 (233, 690)	⑥×84/100	+	1, 540 (2, 270)	×加算率	1,500 (2,230) ×加算率	+	37, 400	+	370×加算率		
地域	2 12人 まで		乳児	238, 320	233, 690		+	2, 270	×加算率	2,230 ×加算率		,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	13人	3号	1、2歳児	134, 810 (208, 560)	131, 890 (205, 640)	-	+	1, 250 (1, 980)	×加算率	1,220 (1,950) ×加算率	+	23. 620	+	230×加算率		
	から 19人 まで		乳児	208, 560	205, 640		+	1, 980	×加算率	1,950 ×加算率				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	5人	3号	1、2歳児	272, 340 (343, 890)	261, 240 (332, 790)		+	2, 620 (3, 330)	×加算率	2,510 (3,220) ×加算率	+	86, 330	+	860×加算率		
	まで	50	乳児	343, 890	332, 790		+	3, 330	×加算率	3, 220 ×加算率		00, 350		000 × //L 34 -4-		
16/100	6人 から 12人	3号	1、2歳児	161, 070 (232, 620)	156, 450 (228, 000)	®×84/100	+	1, 510 (2, 220)	×加算率	1,460 (2,170) ×加算率	+	35, 970	+	350×加算率		
地域	12人 まで	0.5	乳児	232, 620	228, 000			+	2, 220	×加算率	2,170 ×加算率		55, 575		000 11/10/29	
	13人 から 19人	3号	1、2歳児	131, 790 (203, 340)	128, 870 (200, 420)				+	1, 210 (1, 920)	×加算率	1,190 (1,900) ×加算率	+	22, 710	+	220×加算率
	19人 まで	0.5	乳児	203, 340	200, 420		+	1, 920	×加算率	1,900 ×加算率		LL, 710				
	5人 まで	3号	1、2歳児	271, 020 (342, 020)	259, 920 (330, 920)		+	2, 610 (3, 320)	×加算率	2,500 (3,210) ×加算率	+	85, 470	+	850×加算率		
	まで		乳児	342, 020	330, 920		+	3, 320	×加算率	3,210 ×加算率		03, 470		//H3T-T-		
15/100 地域	6人 から 12人	3号	1、2歳児	160, 200 (231, 200)	155, 570 (226, 570)	⑥×84/100	+	1, 500 (2, 210)	×加算率	1,450 (2,160) ×加算率	+	35, 610	+	350×加算率		
地域	12人 まで		乳児	231, 200	226, 570		+	2, 210	×加算率	2,160 ×加算率		·				
	13人 から 19人	3号	1、2歲児	131, 030 (202, 030)	128, 110 (199, 110)		+	1, 210 (1, 920)	×加算率	1,180 (1,890) ×加算率	+	22, 490	+	220×加算率		
	まで		乳児	202, 030	199, 110		+	1, 920	×加算率	1,890 ×加算率						
	5人 まで	3号	1、2歲児	267, 030 (336, 380)	255, 930 (325, 280)		+	2, 570 (3, 260)	×加算率	2,460 (3,150) ×加算率	+	82, 900	+	820×加算率		
	* 6		乳児	336, 380	325, 280		+	3, 260	×加算率	3,150 ×加算率				020~加昇率		
12/100 地域	6人 から 12人	3号	1、2歲児	157, 570 (226, 920)	70 (226, 920) 152, 950 (222, 300)		+	1, 470 (2, 160)	×加算率	1,430 (2,120) ×加算率	+	34, 540	+	340×加算率		
心域	12人 まで		乳児	226, 920	222, 300	⑥×84/100	+	2, 160	×加算率	2,120 ×加算率						
	13人 から 19人	3号	1、2歲児	128, 770 (198, 120)	125, 850 (195, 200)		+	1, 180 (1, 870)	×加算率	1,160 (1,850) ×加算率	+	21, 810	+	210×加算率		
	19人 まで		乳児	198, 120	195, 200		+	1, 870	×加算率	1,850 ×加算率						

地域	定員	認定	Ι		1	障害児保育 ※特別な支	障害児保育加算 ※治別な支援が必要な利用子どもの単値に加算											夜間保育	£ 701?	TE.			
区分	区分	区分		常区分 ④		Г	(注)	s s	1遇改善							12	処遇改善等加算						処遇改善等 加算
				2 歳児	1	147, 510 (7	73, 750)		470 (73	0) ×加算率		Τ				Ĭ						П	
	5人 まで	3号	乳	児		73, 750		+	730	×加算率			~ 210,	279人 268, 349人 305, 419人 341, 489人 377,			2,500×加算率			+	84, 390	+	790×加算率
20/100	6人 から	3목	1,	2 歳児	+	147, 510 (7	73, 750)	+ 1,	470 (73	0) ×加算率		280 350 420 490	⟨~ 489, ⟨~ 559,				2,680×加算率 3,050×加算率 3,410×加算率 3,770×加算率 4,130×加算率		各月初日の		37. 970		330×加算率
地域	12人 まで	35	乳	児	+	73, 750		+	730	×加算率		630 700 770	560人~ 629人 449, 630人~ 699人 485, 700人~ 769人 522, 770人~ 839人 558,	449, 800 485, 900 522, 100 558, 300	т	4,490×加算率 4,850×加算率 5,220×加算率 5,580×加算率	-	利用子ども数	-	37, 370		330 / 加昇平	
	13人 から 19人	3号	1,	2 歲児	+	147, 510 (7	73, 750)	+ 1,	470 (73	0)×加算率		910	(~ 909, (~ 979, (~1,049,	9人 630,60			5,940×加算率 6,300×加算率 6,660×加算率 7,020×加算率			+	25, 760	+	200×加算率
	まで		乳	児	+	73, 750		+	730	×加算率													
	5人 まで	3号	1,	2 歳児	+	143, 110 (7	71, 550)	+ 1,	430 (71	0) ×加算率		#0/9	マカケ 門 江	F間延べ利用子ども数					+	84, 390	+	790×加算率	
			乳	児	+	71, 550		+ :	710	×加算率		211	~ 210, ~ 279, (~ 349,		×利用子とも数 244,600 262,100 297,100		2,440×加算率 2,620×加算率 2,970×加算率						
16/100 地域	6人 から 12人	3号	1,	2 歲児	+	143, 110 (7	71, 550)	+ 1,	430 (71	0) ×加算率	+	350 420 490	350人~ 419人 332, 420人~ 489人 367, 490人~ 559人 402, 560人~ 629人 437, 630人~ 699人 472, 700人~ 769人 507, 770人~ 839人 542,	332, 100 367, 100 402, 100 437, 100	+	3,320×加算率 3,670×加算率 4,020×加算率 4,370×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数	+	37, 970	+	330×加算率	
	まで		乳	児	+	71, 550		+	710	×加算率		630 700 770		472, 100 507, 100 542, 100		4,720×加算率 5,070×加算率 5,420×加算率		49/11/1 € 030					
	13人 から 19人	3号	1,	2 歳児	+	143, 110 (7	71, 550)	+ 1,	430 (71	0) ×加算率		910人	(~ 979, (~1, 049)		577, 100 612, 100 647, 100 682, 100		5,770×加算率 6,120×加算率 6,470×加算率 6,820×加算率			+	25, 760	+	200×加算率
	まで		乳	児	+	71, 550		+	710	×加算率													
	5人 まで	3号	1,	2 歲児	+	142, 010 (7	71, 000)	+ 1.	420 (71	0) ×加算率		休日保育の年間延べ利用子ど	ども数					+	84, 390	+	790×加算率		
			乳	児	+	71, 000		+	710	×加算率		211	~ 210, (~ 279,		243, 000 260, 500 295, 500		2,430×加算率 2,600×加算率 2,950×加算率						
15/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1,	2 歲児	+	142, 010 (7	71, 000)	+ 1,	420 (71	0) ×加算率	+	350 420 490 560	350人~ 419人 330 420人~ 489人 360 490人~ 559人 400	330, 500 365, 500 400, 500 435, 500	+	3,300×加算率 3,650×加算率 4,000×加算率 4,350×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数	+	37, 970	+	330×加算率	
	* C		乳	児	ł	71, 000			710	×加算率		700 770 840	\( \sim \) 699,   \( \sim \) 769,   \( \sim \) 839,   \( \sim \) 909,   \( \sim \) 979,   \( \sim \) 979,   \( \sim \)		470, 500 505, 500 540, 500 575, 500 610, 500		4,700×加算率 5,050×加算率 5,400×加算率 5,750×加算率						
	13人 から 19人 まで	3号	1、	2 歳児	ł	71. 000	71, 000)	+ 1,	710	0)×加算率 ×加算率		980 1, 050	ر~1, 049 ر	ì	645, 500 680, 500		6,100×加算率 6,450×加算率 6,800×加算率			+	25, 760	+	200×加算率
					ł					1		-				H							
	5人 まで	3号		2 歳児	ł		69, 350)	+ 1,3				休日保育の年	育の年間延	ベ利用子。	ども数					+	84, 390	+	790×加算率
			乳	児 + 69,350 + 690 ×加算率			280	~ 210, (~ 279, (~ 349,	(	238, 400 255, 300 289, 100		2,380×加算率 2,550×加算率 2,890×加算率											
12/100 地域	6人 から 12人 まで	3号		2歲児	ł		69, 350)	+ 1,3			*** 3 4 4 5	490 560	⟨~ 489⟩     ⟨~ 559⟩     ⟨~ 629⟩	人 32 人 35 人 39 人 42	322, 900 356, 800 390, 600 424, 400 458, 300	+	3,220×加算率 3,560×加算率 3,900×加算率 4,240×加算率	÷	各月初日の 利用子ども数	+	37, 970	+	330×加算率
			乳	児	1	69, 350			690	×加算率		700人~ 769人 770人~ 839人 840人~ 909人	492, 100 525, 900 559, 800		4,580×加算率 4,920×加算率 5,250×加算率 5,590×加算率 5,930×加算率 6,270×加算率 6,610×加算率								
	13人 から 19人 まで	3号		2 歳児	ł	138, 710 (6	69, 350)	+ 1,3		0) ×加算率		980	910人~ 979人 980人~1,049人 1,050人~					593, 600 627, 400 661, 300		+	25, 760	+	200×加算率
	,		乳	児	+	69, 350		+	690	×加算率		$oxed{oxed}$											

資料 -33-

	ı .		ı	1	Spir et	5億却費加	0.99	1	_	r借料加加	r	ſ	Г	1	食事の提供につい	1		l	
地域 区分	定員 区分	認定区分	年齢区分		344.10	加賀却賀川	-51		2.011/		L E額		連携施設を 設定しない 場合		て自園調理又は連 携施設等からの搬 入以外の方法によ		常態的に土曜日に 閉所する場合		定員を恒常的に超 過する場合
1	(2)	(3)	(4)			標準				標準(5)			16		る場合		(18)		(19)
			9	i	A地域	6, 400	7, 100	i	a地域	7, 500	8, 200	ì	- 69	İ			19		(9)
	5人		1、2歳児	1	B地域	6, 100	6, 700		b地域	7, 100	7, 800				(6(7) +8+13)		(6(7)+8 +(1)+(3)		(⑥∼®)
	まで	3号		+	C地域	5, 800	6, 400	+	c地域	6, 700	7, 400	-	4, 930	-	× 12/100	-	× 7/100		× 59/100
			乳児		D地域	5, 500	6, 000		d 地域	6, 400	7, 000								
			1.2歲児		A地域	2, 700	2, 900		a 地域	3, 700	0 4, 100								
20/100	6人 から	3号	1、2 版 元	1.	B地域	2, 500	2, 800	_	b 地域	3, 500	3, 900	_	2. 050	_	(6(7) +8+13)	_	(6(7)+8 +(1+(3)		(⑥~®)
地域	12人 まで	5.5	乳児	ľ	C地域	2, 400	2, 600	ľ	c地域	3, 300	3, 700		2, 000		× 10/100		× 8/100		× 82/100
					D地域	2, 300	2, 300 2, 500		d 地域	3, 200	3, 500								
	13 A		1、2歲児		A地域	1, 700	1, 800		a地域	4, 700	5, 200				(© (⑦)		(6)(7)+8)		
	th 6	3号		+	B地域	1, 600	1, 700	+	b地域	4, 500	4, 900	_	1, 290	_	+(8)+(3) × 9/100	_	+(0+(3) +(1)+(3) × 7/100		
	19人 まで		乳児		C地域	1, 500			c地域	4, 200	4, 700						,, 100		
				-	D地域 A地域	1, 400 6, 400	7 100	1	d 地域 a 地域	4, 000 7, 500	4, 400 8, 200	ŀ							
			1、2歲児		A 地域 B 地域	6, 100	6, 700		a 地域 b 地域	7, 100	7, 800				(©(⑦)		(6)(7)+8)		
	5人 まで	3号		+		地域 5,800 6,400 +	C地域	6, 700	7, 400	-	- 4, 930	-	+(8)+(3) × 12/100	-	+(1)+(3) × 7/100		(6~(8) × 58/100		
			乳児		D地域			d地域	6, 400	7 000									
					A地域	2, 700	2, 900		a地域	3, 700	4, 100	╽┝╴		1					
40/400	6人		1、2歲児	1	B地域	2, 500	2, 800		b地域	3, 500	3, 900				(⑥(⑦) +⑧+③)		(6(7)+8 +(1+13)		(A) (B)
16/100 地域	から 12人 まで	3号		+	C地域	2, 400	2, 600	+	c地域	3, 300	3, 700	-	2, 050	-	× 10/100	-	× 8/100		(⑥~®) × 82/100
	0. 1		乳児	1	D地域	2, 300	2, 500		d地域	3, 200	3, 500								
				1	A地域	1, 700 1, 800	İ	a地域	4, 700	5, 200	ľ								
	13人 から 19人 まで	28	1、2歲児	١.	B地域	1, 600	1, 700	١.	b地域	4, 500	4, 900		1, 290		(6(7) +8+13)		(6(7)+8 +(1)+(3)		
		375	乳児	1	C地域	1, 500	1,600	+	c地域	4, 200	4, 700	_	1, 290	-	× 9/100		× 8/100		
			71 J.		D地域	1, 400	1,600		d 地域	4, 000	4, 400								
			1、2歳児		A地域	6, 400		a地域	7, 500					(0.00)		(0.00)			
	5人 まで	3号		+	B地域	6, 100	6, 700	+	b地域	7, 100	7, 800	-	4, 930	-	(⑥(⑦) +⑧+③) × 12/100	_	(6)(7)+8) +(1)+(3) × 7/100		(⑥~®) × 58/100
			乳児		C地域			c地域	6, 700	7, 400				X 12/100		X 7/100		A 30/100	
				-	D地域	5, 500	6, 000		d地域	6, 400	7, 000	ŀ							
	6人		1、2歲児		A地域 B地域	2, 700 2, 500	2, 900		a 地域 b 地域	3, 700 3, 500	4, 100 3, 900	-			(⑥(⑦) +⑧+③) × 10/100		(©(⑦)+®		
15/100 地域	から 12人	3号		+	C地域	2, 400	2, 600	+	C地域	3, 300	3, 700		2, 050	-			+(0+(3) × 8/100		(6~(8) × 82/100
	まで		乳児		D地域	2,400	2 500		d地域	3 200	3 500								
					A地域	1, 700	1, 800		a地域	4, 700	5, 200	ŀ							
	13人 から		1、2歲児	1	B地域	1, 600	1, 700		b地域	4, 500	4, 900				(⑥(⑦) +®+(3)		(6(7)+8 +(1)+(3)		
	から 19人 まで	3号		+	C地域	1, 500	1,600	+	c地域	4, 200	4, 700	-	1, 290	-	× 10/100	-	× 8/100		
			乳児	1	D地域	1, 400	1, 600		d 地域	4, 000	4, 400								
			4 0 45 17		A地域	6, 400	7, 100	İ	a地域	7, 500	8, 200	ľ							
	5人	3등	1、2歲児	1.	B地域	6, 100	6, 700	١.	b地域	7, 100	7, 800		4 930		(6(7) +8+(3)		(6(7)+8 +(1)+(3)		(6~8)
	まで	375	乳児	ľ	C地域	5, 800	6, 400	_	c地域	6, 700	7, 400		4, 500	_	× 13/100	_	× 7/100		× 58/100
			71 J.		D地域	5, 500	6, 000		d 地域	6, 400	7, 000								
			1.2歲児		A地域	2, 700	2, 900		a地域	3, 700	4, 100								
12/100 地域	6人 から	3号		+	B地域	2, 500	2, 800	+	b地域	3, 500	3, 900	_	2, 050	_	(6(7) +8+13)	_	(6(7)+8 +(1)+(3)		(6~B)
地域	12人 まで		乳児		C地域	2, 400	2, 600		c地域	3, 300	3, 700				× 11/100		× 8/100		× 82/100
	<u> </u>	<u> </u>		-	D地域	2, 300	2, 500		d地域	3, 200	3, 500	l		l					
	13人		1、2歲児		A地域 B地域	1, 700	1, 800		a地域	4, 700	5, 200				(⑥(⑦)		(6(7)+8		
	から 19人	3号		+		1, 600 1, 70		+	b地域	4, 500	4, 900	-	1, 290	-	+(8)+(3) × 10/100	-	+(1)+(3) × 8/100		
	まで		乳 児	乳 児	C 地域 D 地域	1, 500	1,600		c 地域 d 地域	4, 200 4, 000	4, 700 4, 400				,,,,		,		
<u> </u>	<u> </u>		l	1	レ地域	1, 400	1,600	l	u地域	4, 000	4, 400	l		l					

- 160 -

#### 加算部分2

冷暖房費加算	Ĭ	1 級 2 級 3 級	地地地地	1, 650 1, 480 1, 460	7		級 他 均	地域	1,	150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24年法律第200号)第1条第1号及び第 2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域						
除雪費加算	19			5,	850	)				※3月初日の利用子どもの単価に加算							
降灰除去費加算	20		145,470÷3月初日の利用子ども数								※3月初日の利用子どもの単価に加算						
施設機能強化推進費加算(	21)	150	), 000	(限度額) ÷	3月	初日	3のま	利用于	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算						
栄養管理加算	20		120,	000÷3月初	日	の利	用子	ども	数		※3月初日の利用子どもの単価に加算						
第三者評価受審加算	23)		150,	000÷3月初	日	の利	用子	ども	· 数		※3月初日の利用子どもの単価に加算						

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整





П		1 級	級 地 〇円 4 級 地	○円 ※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 ・ 1級場から4級場・国家公務長の第分後手半に関する4年は19年2月2日に持ち、19年1月2日に持ち、19年1月2日に持ち、19年1月2日に持ち、19年1日によりは
Ш	冷暖房費加算	192 #∂	級 地 ○円その他地域	○□ 「数地かりす数地・国家公债員の本市地十二に関する本件(申報とサギ本件第200万/第1末第1万及の第2万に関ける地域
Ш		3 #	級 地 〇円	その他 地 域:1級地から4級地以外の地域
1. I				
加	除雪費加算	20	OM	※3月初日の利用子どもの単価に加算
算				
部分	降灰除去費加算	21	○円÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
127				
-	施設機能強化推進費加算	22	○円÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
11				
ш	<u>栄養管理加算</u>	23	○円÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
11				
Ш	第三者評価受審加算	24)	○円÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

<sup>(</sup>注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整) ※ 特別な支援が必要かエアミの単年にから、

特別な支援が必要な子どもの単価に加算

#### (各項目の説明:小規模保育事業A型・B型(保育認定(3号)))

①地域区分 ・・・施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定

20/100地域 16/100地域 15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域 その他地域

②定員区分 ・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定

6~12人 13~19人

③**認定区分** ・・・認定区分に応じて設定(3号)

④年齢区分 ・・・子どもの満年齢に応じて2区分(1、2満児、乳児)

⑤保育必要量区分 ・・・保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)

**⑥基本分単価** (⇒基本分単価の内訳はP35参照)

⑦<mark>処遇改善等加算</mark>(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

**⑧管理者設置加算**<sup>(\*1)</sup> ・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

**②保育士比率向上加算**(注)(\*1)・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算(B型のみ)

⑩障害児保育加算 (注)(\*1) ・・・障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経 費を加算(配置基準2:1)

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

①休日保育加算(\*1) ・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模<sup>(※)</sup>に応じて保育士等の職員を 休日に確保するための経費等を加算

加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分)) ×

~210人 211~279人 280~349人 ···(70人単位)··· 980~1.049人 1.050人~

31

- **⑫夜間保育加算** (注) (\*1) ・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- ③減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算
  - ※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))\*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km以上の市町村

Α±	也域	Вŧ	也域	C±	也域	D地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	

- 60/66倍料加算 ・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算
  - ※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))\*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

а±	也域	b ±	也域	c ±	也域	d 地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	

- **⑪連携施設を設定しない場合** ・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
  - ※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

#### ⑩食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

- ・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- **⑪常態的に土曜日に閉所する場合** ・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
  - ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- **⑱定員を恒常的に超過する場合**・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120% 以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup>
  - ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
  - \* 離島その他の地域において、特例的に定員19人を超えて受け入れる場合については、各月初日の利用子ども数に応じて費用を定率で調整

33

- **⑲冷暖房費加算** · · · 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算
  - ※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域

その他 地 域:1級地から4級地以外の地域

- **②除雪費加算** ・・・豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- ②降灰除去費加算 ・・・降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算 ※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- **②施設機能強化推進費加算** ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災 対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\* 2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ②<u>第三者評価受審加算</u> · · · · 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
- (注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
- (\*1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
- (\*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

## (基本分単価の内訳:小規模保育事業A型・B型(保育認定(3号)))

区	分	内    容
	人件費(注)	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員)
事務費		③年休代替要員費 ④ <u>研修代替要員費</u>
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <u>連携施設経費</u>
事業	 業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費 <sup>*</sup> 、保育材料費等) *主食費、副食費

# (注)職員数の考え方

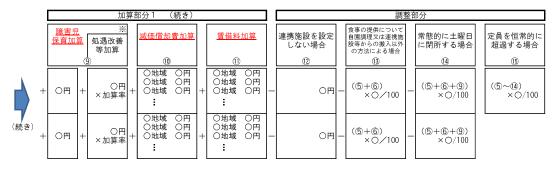
·保育従事者 %A型:保育士100%、B型:保育士1/2 (配置基準)

乳 児 3:1 1、2歳児 6:1 +1人

- ・保育従事者(保育士)のうち1人は主任として費用を算定
- ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)
- ・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配
- ·調 理 員 1人(非常勤職員)
- ・事務職員 1人(非常勤) \*管理者を配置する場合は対象としない。

35

			基本	部分					加算部分	1 (続く)					
地域区分	定員区分	認定	保育必要量 保育標準時間認定	E区分 ④ 保育短時間認定		<u> </u>			管理者 設置加算 処遇改善		資格保有者加算			処遇改善等加算	
<b>公</b> 分	2	区分 ③	基本分単価 ⑤	基本分単価 ⑤		保育標準時間認定	保育短時間認定 ⑥		(	等加算		(	8	70.231.1	3 794 91
O/100	6人 から 10人 まで	3号	〇円	ОĦ	+	〇円 ×加算率	〇円 ×加算率	+	○円+	〇円 ×加算率	1人 2人 3人以上	〇円 〇円 〇円	+	1人 2人 3人以上 ×	〇円 〇円 〇円 江加算率
地域	11人 から 15人 まで	৩ দ	OĦ	O円	+	〇円 ×加算率	〇円 ×加算率	+	○円+	〇円 ×加算率	1人 2人 3人以上	〇円 〇円 〇円	+	1人 2人 3人以上 ×	〇円 〇円 〇円 紅算率



冷暖房費加算	16	1 2 3	級級	地地地地	(	O円 4 O円 7	4 級	地域	〇円 〇円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域
除雪費加算	17					OF	3			※3月初日の利用子どもの単価に加算
<u>降灰除去費加算</u>	(18)			ОР	]÷3月	初日⊄	利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	(19)			ОР	]÷3月	初日の	利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
<u>栄養管理加算</u>	20			ОР	]÷3月	初日の	利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	21)			ОР	]÷3月	初日の	利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

<sup>※</sup> 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

37

## (各項目の説明:小規模保育事業C型(保育認定(3号)))

①地域区分 ・・・施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定

| 20/100地域 | 16/100地域 | 15/100地域 | 12/100地域 | 10/100地域 | 6/100地域 | 3/100地域 | その他地域 |

②定員区分 ・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定

6~10人 11~15人

③認定区分 ・・・認定区分に応じて設定(3号)

④保育必要量区分 ・・・保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)

**⑤基本分単価** ・・・①~④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP40参照)

⑥<mark>処遇改善等加算</mark> ・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦**管理者設置加算**<sup>(\*1)</sup> ・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

◎資格保有者加算<sup>(\*1)</sup> ・・・家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算

◎<u>障害児保育加算</u>(\*1)
・・・障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算(配置基準2:1)

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑩<u>減価償却費加算</u>・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(A $\sim$ D) $\times$ 2区分(標準・都市部))\*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

Α±	也域	В±	也域	С±	也域	D地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	

⑪<mark>賃借料加算</mark>・・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))\*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km以上の市町村

	也域		也域		也域	d 地域			
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	4	-38-

- **⑩連携施設を設定しない場合** ・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
  - ※ ⑤基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整
- ⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
  - ・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
  - ※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- **④常態的に土曜日に閉所する場合** ・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
  - ※ 土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整
- **10定員を恒常的に超過する場合**・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup>
  - ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- **⑯冷暖房費加算**・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算
  - ※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域

その他 地 域:1級地から4級地以外の地域

- ①除雪費加算 ・・・豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- **⑱降灰除去費加算**・・・降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算 ※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- ⑩施設機能強化推進費加算 ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(\*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ⑩<mark>栄養管理加算</mark> ・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
- ②<u>第三者評価受審加算</u> · · · · 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
- (\*1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
- (\*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に 費用を加算

39

## (基本分単価の内訳:小規模保育事業C型(保育認定(3号)))

区	分	内容
		(1)家庭的保育者
		①本俸
	人	②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等)
	件費	③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等)
	質	(2)非常勤職員雇上費
	注	①嘱託医、嘱託歯科医手当
事		②非常勤職員雇上費(保育従事者、事務職員、調理員)
事務		③年休代替要員費
費		④ 研修代替要員費
		<職員の数に比例して積算しているもの>
		旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費
	管理費	<子どもの数に比例して積算しているもの>
	費	保健衛生費、賠償責任保険料
		<1事業所当たりの費用として積算しているもの>
		補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <u>連携施設経費</u>
車力	業費	<生活諸費>
尹ラ	<b>卡</b> 頁	一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費

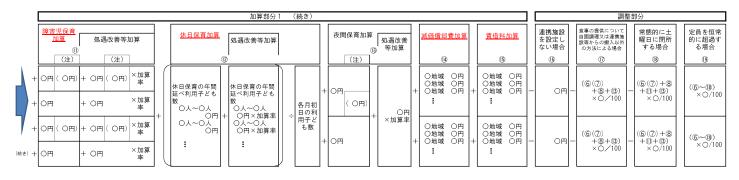
- (注)職員数の考え方
  - 保育従事者

(配置基準)

0~2歳児 5:2(家庭的保育補助者を配置)

- ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)
- ・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配
- ·調 理 員 1人(非常勤職員)
- ・事務職員 1人(非常勤) \*管理者を配置する場合は対象よっしない。





	冷暖房費加算	20 2 3	l 級 2 級 3 級	地		O円 <sup>4</sup> O円 <sup>7</sup>	4 級		OM OM	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の憲治地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域
bo E	除雪費加算	21)				OP	7			※3月初日の利用子どもの単価に加算
部分	降灰除去費加算	22		OF.	]÷3,	月初日♂	)利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
2	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算 ② ○円÷3月初日の利					)利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
1	<u>栄養管理加算</u>	24)	〇円÷3月初日の利用子ども数					ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
╛	第三者評価受審加算	価受審加算 ⑤ ○円÷3月初日の利用子ども数				)利用子	ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	

注 )年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整) 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

## 42

## (各項目の説明:事業所内保育事業(保育認定(3号)))

(**①地域区分** ・・・施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定

| 20/100地域 | 16/100地域 | 15/100地域 | 12/100地域 | 10/100地域 | 6/100地域 | 3/100地域 | その他地域

②定員区分 ・・・事業所の利用定員に応じて8区分設定

~5人	6~12人	13~19人	20~30人	31~40人	41~50人	51~60人	61人~

③認定区分 ・・・認定区分に応じて設定(3号)

④年齢区分 ・・・子どもの満年齢に応じて2区分(1、2満児、乳児)

⑤保育必要量区分 · · · · 保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)

⑥基本分単価 (注) ····①~⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP46参照)

⑦従業員枠の子ども場合・・・・従業員枠の子どもの場合に費用を調整

**8<u>処遇改善等加算</u>**(注) ・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

**⑨管理者設置加算**(\*1) · · · · 専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑩保育士比率向上加算 (注)(\*1) ・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算(定員19人以下の小規模保育事業B型 の基準が適用される事業所のみ)

⑪<u>障害児保育加</u>算 (注)(\*1) ・・障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経 費を加算(配置基準2:1)

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑫<mark>休日保育加算(\*\* 1) ・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模(<sup>※)</sup>に応じて保育士等の職員を 休日に確保するための経費等を加算</mark>

※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分))

~210人 211~279人 280~349人 ···(70人单位)··· 980~1, 049人 1, 050人~

**⑱夜間保育加算** (注) (\*1) ・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑩減価償却費加算 ・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部)) \*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km以上の市町村

Α±	也域	В±	也域	C±	也域	D地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	

⑥賃借料加算 ・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))\*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a t	地域	b±	也域	Сİ	也域	d 地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	

⑩連携施設を設定しない場合 · · · 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

## ⑪食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

- ・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- ⑩常態的に土曜日に閉所する場合・・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
  - ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

44

- ⑩**定員を恒常的に超過する場合**・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120% 以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup>
  - ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- **⑳冷暖房費加算・・・**夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算
  - ※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地 域:1級地から4級地以外の地域

- ②除雪費加算 ・・・豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- **②降灰除去費加算**・・・降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算 ※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- **②施設機能強化推進費加算** ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ② <u>栄養管理加算</u> ・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
- ⑩第三者評価受審加算 ・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
- (注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
- (\*1) それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
- (\*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に 費用を加算

#### (基本分単価の内訳:事業所内保育事業(保育認定(3号)))

区	分	内容
事務費	人件費(注)	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育従事者、事務職員、調理員) ③年休代替要員費  ④研修代替要員費
	管理費	< 職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <u>連携施設経費</u>
事	業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費 <sup>*</sup> 、保育材料費等) *主食費、副食費

(注)職員数の考え方

<定員20人以上の施設(認可保育所の基準が適用される事業所)>

·保 育 士 (配置基準) 乳 児 3:1 1、2歳児 6:1

- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定 ・上記の他、休けい保育士を1人加配(常勤職員) ・また、<u>保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配</u>
- ・調 理 員 2人(定員40人以下(20人以上)の場合は1人)
- 事務職員 1人(非常勤)

<定員19人以下の施設(小規模保育事業(A型・B型)の基準が適用される事業所)> ・保育 従事者 ※A型の基準が適用される事業所:保育士100%、B型の基準が適用される事業所:保育士1/2 (配置基準)

3:1 6:1 <del>+1人</del> 乳 児 1、2歳児

- ・保育従事者(保育士)のうち1人は主任保育士として費用を算定 ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)
- ・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配
- •調 理 員 1人(非常勤職員)
- ・事 務 職 員 1人(非常勤) \*管理者を配置する場合は対象としない。

46

※以下の助成項目や単価は、平成 27 年度のものです。平成 28 年度については、変更となることがあります。

#### ≪概要≫

保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施 内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成します。

## ≪助成項目(単価は基本的に月額です)≫

# I 小規模保育事業・事業所内保育事業共通項目

## (1)職員処遇改善費

職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取組みに応じた公定価格の加算率に、市独自助成として加算率を上乗せし、助成します。

(別途説明参照)

## (2) システム化経費助成

請求明細作成ソフトを用いて請求を行うための経費を助成します。

今後、公定価格を踏まえ、見直しを検討します。

## ア 支給条件

請求明細作成ソフト等を用いて請求明細を作成し、電子データでインターネットを 経由して『請求明細書(児童・施設)』を提出していること

※市の規定する書式の請求明細のデータを、電子データでインターネットを経由して送付していただければ、市販のソフトを利用した場合も対象となります。

#### イ 単価

1園あたり 30,000円

- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「1 システム化経費助成」の実施状況等の「有」 の□にチェックします。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』は毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで提出します。<u>ただし4月分は8日ま</u>でに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (3)食育推進助成

食事提供をとおして、創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養 状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う園に 対して人件費等を公定価格に上乗せして助成します。

## ア 支給条件

- ①自園調理を実施している場合に調理員等を雇用するための経費を助成します。 委託の場合も助成対象とします。
- ②栄養士を雇用している場合の格付け加算 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士を雇用していること 派遣による雇用は助成対象ですが、調理業務委託の場合は助成対象外です。常勤 換算はなく、1人で月の所定労働時間が120時間以上の栄養士が対象です。

#### イ 単価

- ①1園あたり 91,500円
- ②1園あたり 34,400円

免許証の写しを添付します。

の□にチェックします。

栄養士免許証の写しを添付します。

#### ウ 手続き

①自園調理している場合の助成
 □ 『雇用状況表』の「5 食育推進助成①②」に調理業務の実施体制と調理員の雇用状況を記載します。
 □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「2食育推進助成①」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
 □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
 □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。
 ②栄養士を雇用している場合の格付け加算
 □ 『雇用状況表』の「5 食育推進助成②」に栄養士の雇用状況を記載します。
 □ 平成28年4月分の雇用状況表に記載する栄養士については、全員分の栄養士

□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。<u>ただし4月分は8日までに提出</u>

□ 5月以降新たに雇用する栄養士については、『雇用状況表』の提出にあわせて

□ 『向上支援費加算状況等届出書』の「3食育推進助成②」の実施状況等の「有」

します。

□ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当 月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』 に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# (4)アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。委託・お弁当等の場合も助成対象です。

※生活管理指導表は、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに規定された様式で、全施設・事業共通です。

## ア 支給条件

以下の条件全てを満たすこと

- □ アレルギー対応マニュアルを作成し※1、マニュアルに沿って対応していること
- □ アレルギー児童の生活管理指導表※2が提出されていること
- □ 利用定員に対する対象児童(月初日時点)の割合が1%(小数点以下切り捨て)以上であること(対象児童が1人以上いれば助成対象)
  - ※1本市作成の『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』でも可です。
  - ※2生活管理指導表は、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに規定された様式で、全施設・事業共通です。

## イ 単価

1 園あたり 24,400円

- □ 『アレルギー児童数報告書』にアレルギーの『生活管理指導表』及び事業者独自のマニュアルを作成している場合は、その写しを添付し、助成を受けようとする月の15日までに所在区こども家庭支援課に提出します。
- □ アレルギー児童対応費の助成区分に変動があった場合には、変動があった月の15日までに所在区こども家庭支援課に『アレルギー児童数報告書』と変動があった児童の『生活管理指導表』の写しを提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「4アレルギー児童対応費」の実施状況等の「有」 の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『アレルギー児童数報告書(写)』は助成開始月や変更適用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の 請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内 容」「金額」を記入し、請求します。

## (5) 産休代替職員雇用費

事業所の常勤職員(保育士・看護職・調理員・栄養士)が出産や疾病のため有給で2 週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、代替職員を雇用した りするための経費です。

代替で雇用した職員の職種・雇用実績ではなく、有給で2週間以上産休・病休が継続する常勤職員の職種と休暇・療養期間に応じた助成になります。

# ア 支給条件

- ・事業所の常勤職員(保育士・看護職・調理員・栄養士等)が年次有給休暇ではない 産休・病休期間が有給(全額支給)をあり2週間以上継続すること
- ・助成対象の病休期間は最大で90日まで
- ・なお、平成28年4月1日以降の休暇・療養期間が対象になります。 以下の書類を確認します。
  - ・産休・病休期間が有給であると分かる就業規則
  - ・休暇・療養職員の療養前の勤務実績と勤務時間が分かる書類
  - ・休暇・療養期間・理由が分かる書類(診断書など)
- ・賃金を支払ったことが分かる書類(賃金台帳など)

#### イ 単価

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態に応じた助成です。

例) 1日8時間・週5日勤務の保育士が有給で産後休暇を8週間取得した場合 8 (時間)×8 (週間)×5 (日)×1,224円=391,680円

資格種別	単価
保育士・家庭的保育者	1,224円
看護師等・栄養士・調理師	1,156円
無資格 (調理員等)・家庭的保育補助者	1,056円
※単価はすべて時給	

- □ 請求は休暇・療養期間が終了してから行います。ただし、休暇・療養期間が年度 をまたぐ場合、年度ごとに請求します。
- □ 休暇・療養期間終了日の次の15日(年度をまたぐ場合、4月10日)までに『産 休等代替職員雇用費実績報告書』と挙証資料を添付し、こども青少年局保育・教 育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』と併 せて提出します。
  - 例 4月28日に終了する場合、5月15日までに『産休等代替職員雇用費実績報告書』と挙証資料を添付し、提出します。
- □ 請求を行う月分の『向上支援費加算状況等届出書』の「5 産休代替職員雇用費」 の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月 分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、

「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (6) 障害児等受入加算

「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児又は特別支援児童を保育するのに必要な保育士を加配するための経費です。

※園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となります。

## ア 支給条件

区福祉保健センター長による対象児童の認定

※『障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)』の加配区分開始日の属する月の翌月(ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成します。

#### イ 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定

	(対象児童1人あたり)	
	重度(1:1)	306,000円
標準時間認定	中度(2:1)	227,200円
(11時間)	軽度 (3:1)	147,700円
	特別支援	92,800円
	重度(1:1)	229,500円
短時間認定 (8時間)	中度 (2:1)	167,400円
	軽度(3:1)	108,700円
	特別支援	69,600円

- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「6 障害児等受入加算」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)』は助成開始月や変 更適用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (7)被虐待児童対応費

虐待が疑われ利用する児童で、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認める場合に助成します。

## ア 支給条件

区福祉保健センターによる決定

※『被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書』の加配区分開始日の属する 月の翌日(ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成し ます。

#### イ 単価

対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

(対象児童1人あたり)

229,500円

#### ウ 手続き

- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「7被虐待児童対応費」の実施状況等の「有」 の□にチェックします。
- □ 当月分の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書(写)』は助成開始月や変更適 用月のみ添付します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (8) 保育士等雇用対策費【4月~6月のみ(平成31年度末まで)】

利用定員を満たしていない場合でも、定員分の保育従事者を確保する必要があるため、 4~6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ)公定価格の基本分単価(1、2歳児 の保育短時間認定)の2分の1を空き定員児童数に応じて助成します。今後、利用状況 や公定価格を踏まえ、見直しを検討します。

※事業所内保育事業は地域枠部分のみに適用します。

## ア 支給条件

利用定員分の保育従事者を確保していること

月初に空き定員があること(年齢別の定員ではなく、全体の利用定員の中での空き 定員とします。)

## イ 単価

空き定員1人あたり 公定価格の基本分単価(1、2歳児の保育短時間認定) の2分の1

## ウ 手続き

- □ 『雇用状況表』の「7 (C型は6) 保育士等雇用対策費①支給要件確認」で、要件を全て満たしているか確認、記載します。
- □ 要件を全て満たしている場合は、「7 (C型は6) 保育士等雇用対策費②利用定員分の職員配置を計算」に利用定員分の基準保育従事者数、月初の入所児童数、差引人数、公定価格基本分単価1、2歳児の保育短時間認定)、保育士等雇用対策費計を記載します。(請求書の金額と合っているかの確認を請求時にしてください。)
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「9 (C型は8)保育士等雇用対策費」の実施 状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 毎月(4月~6月)1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(児童)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

## (9) 第三者評価受審費助成【3月分の請求時のみ】

横浜市の指定評価機関で受審した場合に5年に1回受審費用を助成します。

## ア 支給条件

- ・横浜市の指定評価機関で受審すること
- ・公定価格の「第三者評価受審加算」が3月分の加算なので、市独自助成の「第三者 評価受審費助成」は3月分の請求時に併せて請求すること

#### イ 単価

1 園につき5年に1回60万円を上限に助成します。

第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、公定価格分を差し引いて助成します。

※地域型保育事業に対する第三者評価の内容については、現在検討中です。

## ウ 手続き

公定価格の手続きと同様になります。

# Ⅱ 小規模保育事業共通項目

## (1) 家賃助成

実施事業所の賃借に要する費用を助成します。

#### ア 支給条件

以下の要件(公定価格の賃借料加算の要件と同様)全てに該当する場合に助成する。

- (ア) 事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)
- (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- (ウ) 「家庭的保育改修等事業(賃貸料補助)」」等の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- (エ)減価償却費加算の対象となっていないこと
  - (注)事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の 延べ面積の50%以上であること

# イ 単価

## 【小規模保育事業】

基準上限額と実際の契約金額(月額)を比較して少ない金額の4分の3<u>(百円未満</u>切捨て)と公定価格における賃借料加算の支給額との差額を助成します。

(管理費・地代・消費税を含むが、駐車場使用料・敷金・礼金については、対象から除く。)

上記の金額がマイナスになる場合は助成対象外とします。

基準上限額	補助率	助成上限額【月額】
300,000円	3/4	225, 000円

※百円未満切捨て

《例》契約金額(月額)が286,200円で、公定価格の賃借料加算が98,800円(19人×5,200円)の場合

286,200 円× 3 / 4 = 214,650 円⇒<u>(百円未満切捨て)</u>⇒214,600 円 214,600 円 -98,800 円=115,800 円

※115,800円が横浜市独自助成の請求金額となります。 (自動的には計算されませんのでご注意ください。)

- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「11 家賃助成」の実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 賃貸契約書(写)は助成開始月や変更適用月のみ添付します。
- □『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の 請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内 容」「金額」を記入し、請求します。

## (2) 賠償責任保険料助成【年1回のみ】

賠償責任保険料等について下記金額を上限として実費を助成します。

## ア 支給条件

保育中の児童の事故やケガ等の発生による補償に円滑に対応するために賠償責任 保険等に加入していること。年度中1回のみの助成。

## イ 単価

請求金額は実費相当額と年間上限額を比較して少ない額となります。

# 【小規模保育事業】

利用定員1人あたり 上限 7,000円(年額)

## ウ 手続き

- □ 請求を行う月分の『向上支援費加算状況等届出書』の「12 賠償責任保険料助成」の 実施状況等の「有」の□にチェックします。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』は請求を行う月の前月15日(5月分で請求するのであれば5月15日)までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで 賠償責任保険等の証券又は団体加入者票等(写し)を添付して提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

# Ⅲ 小規模保育事業(A型・B型)・事業所内保育事業共通項目

#### (1)看護職雇用加算

看護職(看護師、保健師、助産師、准看護師)の職員を雇用している場合に、保育士 の雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

対象:常勤・非常勤の看護師、保健師・助産師、常勤の准看護師

## ア 支給条件

常勤単価を適用する場合は1か月の所定労働時間が120時間以上、非常勤単価を適用する場合は1か月の所定労働時間が75時間以上雇用していること

※派遣職員も助成対象です。1人で月の所定労働時間が75時間以上又は120時間以上の看護職が対象です。

#### イ 単価

(1園あたり)		
看護師格付け経費	(非常勤)	56,200円
	(常勤)	66,100円
保健師・助産師格付け経費	(常勤)	79,300円
准看護師格付け経費	(常勤)	15,200円

※「非常勤」の保健師・助産師は非常勤看護師の単価が適用になります。

ウー手続き
□ 『雇用状況表』の「6看護職雇用加算」に対象となる看護職の雇用状況を記載しま
す。
□ 平成 28 年 4 月分の『雇用状況表』に記載する看護職については、全員分の看護職の
免許の写しを添付します。
□ 5月以降新たに雇用する看護職については、『雇用状況表』の提出にあわせて看護職
の免許の写しを添付します。
□ 『向上支援費加算状況等届出書』の「11 看護職雇用加算」の実施状況等の「有」の
□にチェックします。
□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場
合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
□ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分
の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請
求内容」「金額」を記入し、請求します。
/ 6 〉 中人大伊女士中长士工人从 6 呦 号 豆 田 弗
(2) 安全な保育を実施するための職員雇用費 開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合でも、常時最低2
人以上の保育従事者を配置し、安全な保育を実施するために保育士を雇用するための経
です。 費です。
アー支給条件
市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を0.5人(月80
時間)雇用していること
イー単価
1 園あたり 91,800円
ウ・手続き
□ 『雇用状況表』に毎月 1 日現在の在籍児数及び在籍児数に対する基準保育士数と実
際に雇用している非常勤を含めた職員数を記入します。
□ 対象となる保育士が、基準保育士数よりも0.5人以上いる場合は、「2基準の保育
士数(保育従事者数)その他加算の保育士数」欄の「安全な保育を実施するための
職員雇用費」欄に0.5人と記入します。
□ 『向上支援費加算状況等届出書』の「10安全な保育を実施するための職員雇用費」
の実施状況等の「有」の□にチェックします。
□ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付
担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場
合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
□ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分
の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書 (施設)』に、「請

求内容」「金額」を記入し、請求します。

# Ⅳ 小規模保育事業 (C型) のみの項目

#### (1)補助員雇用費(小規模保育事業C型)

開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合でも、常時最低2 人以上の保育従事者を配置し、安全な保育を実施するために家庭的保育補助者を雇用するための経費です。

## ア 支給条件

市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を 0.5 人(月80時間)雇用していること

#### イ 単価

1園あたり 82,500円

## ウ 手続き

- □ 『雇用状況表』に毎月1日現在の在籍児数及び在籍児数に対する基準保育従事者数と実際に雇用している非常勤を含めた職員数を記入します。
- □ 対象となる保育従事者が、基準保育従事者数よりも0.5人以上いる場合は、「2基準の保育従事者数 その他加算の保育従事者数」欄の「補助員雇用費」欄に0.5人と記入します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「9補助員雇用費」の実施状況等の「有」の□ にチェックします。
- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

#### (2) 家庭的保育者 1 名分加配加算

児童の処遇向上のため、家庭的保育者を3名雇用している場合に、家庭的保育補助者 の雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

## ア 支給条件

家庭的保育者を3名雇用している場合に助成します。

#### イ単価

1園あたり 46,200円

# ウ 手続き □ 『雇用状況表』に毎月1日現在の在籍児数及び在籍児数に対する基準保育従事者数と実際に雇用している非常勤を含めた職員数を記入します。 □ 対象となる家庭的保育者数 (c+d) が、3人以上いる場合は、「2基準の保育従事者数」の「家庭的保育者1名分加配加算の適用の有無」を「有」と記入します。 □ 『向上支援費加算状況等届出書』の「10家庭的保育者1名分加配加算」の実施状況等の「有」の□にチェックします。

- □ 毎月1日時点の状況を、当月15日までにこども青少年局保育・教育運営課(給付担当)まで、『向上支援費加算状況等届出書』・『雇用状況表』及び挙証資料がある場合は挙証資料を添付して提出します。ただし4月分は8日までに提出します。
- □ 『向上支援費加算状況等届出書』の当該項目の実施状況等が「有」の場合、当月分の請求時に『子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書(施設)』に、「請求内容」「金額」を記入し、請求します。

※以下の内容は、現時点のものです。平成28年度については、変更となることがあります。

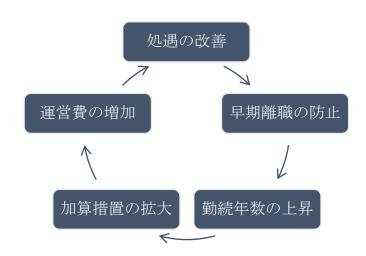
# I 制度の概要

#### 1 趣旨

保育・教育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育・教育を安定的に供給していくためには、職員が意欲とやりがいをもって長く働き続けることができる職場を、施設・事業所が自ら構築していく必要があります。

そのためには、職員の勤続年数に応じた昇給の確保や賃金の改善、働く人の権利 の保障、キャリアアップを図ることが大切です。

そこで、国の公定価格及び市の独自助成において、施設・事業所の取組みに応じた人件費等経費を加算します。



## 2 処遇改善等加算(公定価格)及び職員処遇改善費(市独自助成)

処遇改善に関する加算は国の給付基準である公定価格に含まれる「処遇改善等加算」と横浜市独自の助成である「職員処遇改善費」があります。

それぞれの経費の内訳は、「①①'基礎分」「②②'賃金改善要件分(③③'キャリアパス要件分含む)」があります。さらに、市独自助成の職員処遇改善費には賃金改善要件分に加算額を上乗せする「④賃金改善要件上乗せ分」があります。【図表1参照】

「処遇改善等加算」は公定価格の人件費に相当する加算項目に、定員区分や年齢区分に応じた単価が設定されています。この単価に、施設・事業所の平均勤続年数と賃金改善及びキャリアパスの取組みに応じた「加算率」を単価に乗じます。【図表2参照】

「職員処遇改善費」は、公定価格の処遇改善等加算の単価の合算値に、平均勤続 年数に応じた市独自の「加算率」を乗じて算出されます。【図表3参照】

# 【図表1】加算の内訳

	国基準保育士・保育教諭配置基本分	市基準保育士・保育教諭配置加算分※			
経	<処遇改善等加算(公)> ①基礎分(2~12%)	<職員処遇改善費(市)> ①'基礎分(2~12%)			
経験年数	<処遇改善等加算(公)>	<職員処遇改善費(市)>			
数	②賃金改善要件分(3~4%)	②'賃金改善要件分(3~4%)			
加算	(③内キャリアパス要件分(1%))	(③'内キャリアパス要件分(1%))			
	<職員処遇改善費加算(市)>④	賃金改善要件上乗せ分(1~5%)			

- ※(公):公定価格 (市):市独自助成
- ※ 市基準保育士・保育教諭配置加算分は、保育所及び認定こども園 (2・3号認定) のみ適用されます。

# (参考) 国と市の配置基準の配置基準(保育所・認定こども園(2・3号認定のみ))

	国基準	市基準
0歳児	3:1	3:1
1歳児	6:1	4:1
2歳児	0.1	5:1
3歳児	20:1	15:1
	<b>※</b> (15:1)	
4・5歳児	30:1	24:1

※は質改善後の比率です。公定価格に3歳児の配置基準の改善(15:1)が 加算されることになり、市独自助成を加算していたものが、国の公定価格に含 まれます。

【図表2】 処遇改善等加算単価が設定されている加算項目

事業種別	種別						加算項目						
											療育支援加算	加算	
幼稚園		副園長·教頭配置加算	3歲児配置改善加算	滿3歲児対応加配加算 ; (3歲児配置改善加算 無し)		チーム保育加配加算 ※加配1人あたり単価	通園送迎加算	給食実施加算	主幹教諭等専任 加算	子育て支援活動費 加算	A:特別児童扶養手当支 給対象児童受入施設	B: それ以外の障害 児受入施設	
							療育支援加算	長加算					
保育所		所長設置加算	3歳児配置改善加算	休日保育加算	夜間保育加算	主任保育士専任加算	A:特別児童扶養手当支 給対象児童受入施設	B:それ以外の障害児 受入施設	事務職員雇上費加算				
			学級編成調整加配加算※1595日の利用字目の		滿3歲児対応加配加算	<b>本加配加</b>	4—7. 促奔加到加倍			施設長に係る経過	療育支援加算		市效群品原工费
	教育標準時間認定	教育標準時間認定 副園長・教頭配置加算		3歳児配置改善加算	(3歳児配置改善加算 無し)	身 (3歲児配置改善加算 有り)	ノームド月加能加発 ※加配1人あたり単価	通園送迎加算	給食実施加算	措置が適用される 場合	A:特別児童扶養手当支 給対象児童受入施設	B: それ以外の障害 児受入施設	7.分級貝権 二月 加算
認定こども園							療育支援加算	<b>影加算</b>					
	保育認定	3歲児配置改善加算	休日保育加算	夜間保育加算	1号認定こどもの利用 定員を設置しない場合		施設長に係る経過措 置が適用される場合 A:特別児童扶養手当支 給対象児童受入施設	B:それ以外の障害児 受入施設					
家庭的保育事業		資格保有者加算	家庭的保育補助者加算	障害児保育加算									
	A型	管理者設置加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算								
小規模保育事業	B型	管理者設置加算	保育士比率向上加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算							
	C型	管理者設置加算	資格保有者加算	障害児保育加算									
事業所内保育事業	A型の基準適用	管理者設置加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算								
(定員19人以下)	B型の基準適用	管理者設置加算	保育士比率向上加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算							
事業所内保育事業 (定員20人以上)		管理者設置加算	障害児保育加算	休日保育加算	夜間保育加算								
居宅訪問型保育事業	المالية المالية	資格保有者加算	休日保育加算	夜間保育加算									

## <加算率の区分>

#### (1) 処遇改善等加算(公定価格)

# ア 処遇改善等加算(公)基礎分(2~12%)(①)

対象:すべての施設・事業所

定期昇給等に充当するための加算です。平均勤続年数に応じ、2~12%の加算率が適用されます。

※平均勤続年数の算定:Ⅱ1 (2)

# イ 処遇改善等加算(公)賃金改善要件分(3~4%)(②、③)

対象:賃金改善要件に適合する施設・事業所

平均勤続年数 11 年未満の施設・事業所は一律 3 %、11 年以上の施設・事業所は一律 4 %の「加算率」が適用されます。職員の賃金改善に確実に当てることが必要です。(使途制限有)

また、②賃金改善要件分の中には、③キャリアパス要件分(1%)が含まれています。

キャリアパス要件に適合しない施設・事業所は②賃金改善要件分( $3\sim4\%$ )から1%減算されます。

※賃金改善要件: II 2 (1)、キャリアパス要件: II 2 (4)

## (2) 職員処遇改善費(市独自助成)

## ア 職員処遇改善費(市)基礎分(2~12%)(①')

対象:保育・教育向上支援費「職員配置加算」の要件を満たす施設(保育所・ 認定こども園 (2・3号認定))

市の保育士配置基準を満たし、職員配置加算の適用を受けている施設に、上乗せしている人件費相当分に対する加算です。

公定価格の①処遇改善等加算(公)基礎分に相当する加算率(2~12%)が 適用されます。

# イ 職員処遇改善費(市)賃金改善要件分(3~4%)(②'③')

対象:保育・教育向上支援費「職員配置加算」の要件を満たす施設(保育所・認定こども園(2・3号認定))で、賃金改善要件に適合する施設

市の保育士配置基準を満たし、職員配置加算の適用を受けている施設について、上乗せしている人件費相当分に対する加算です。

公定価格の②処遇改善等加算(公)賃金改善要件分に相当する加算率(3~4%)が適用されます。

また、②'賃金改善要件分の中には、③'キャリアパス要件分(1%)が含まれています。

キャリアパス要件に適合しない施設・事業所は②'賃金改善要件分( $3 \sim 4\%$ ) から1%減算されます。

※賃金改善要件: II 2 (1)、キャリアパス要件: II 2 (4)

# ウ 職員処遇改善費(市)賃金改善要件上乗せ分(1~5%)(④)

対象:賃金改善要件及びキャリアパス要件の両方に適合する施設・事業所職員の賃金改善のための費用(②、②'、③、③')に対して、国の水準以上の改善が行えるよう、平均勤続年数に応じて市独自の加算率(1~5%)を上乗せします。

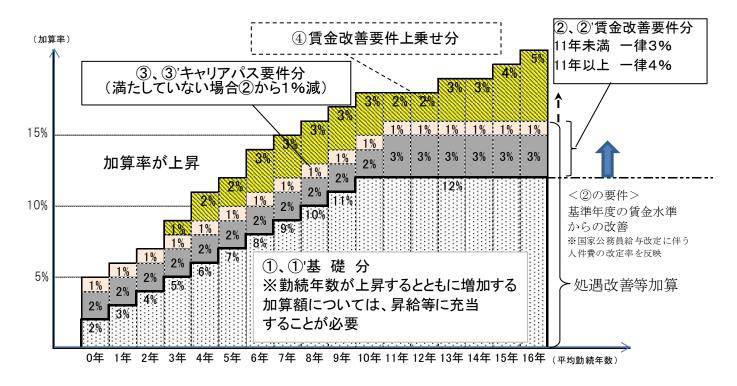
そのため、賃金改善要件及びキャリアパス要件の両方を満たさない場合は、 ④職員処遇改善費(市)賃金改善要件上乗せ分は対象になりません。 また、経過措置(II1(3)イ参照)を適用する場合も対象になりません。

# <加算分の使途>

処遇改善等加算(公)賃金改善要件分及び、職員処遇改善費(市)賃金改善要件上乗せ分の使途は、当該保育所に勤務する職員の賃金改善(法定福利費等の事業主負担額を含む)に要した費用のみです。確実に職員の賃金改善に充ててください。それ以外の費用については、認められません。

また、基礎分についても、適切に定期昇給等に充てる必要があります。

## 【図表3】加算率の区分としくみ



# Ⅲ 加算の手続き

## 1 加算率の算定

1加算率の算定

2賃金改善計画の策定

3賃金改善実績の確認

## (1) 加算率の考え方

「加算率」は、各施設・事業所において、「平均勤続年数の算出」「賃金改善の実施の有無」「キャリアパス要件の適否」をもとに算定します。

施設・事業所に適用される「加算率」は、加算率の区分(I2(1)及び(2)参照)ごとに算出された率を合計した値となります。

例) 平均勤続年数が5年で賃金改善を実施し、キャリアパス要件分に適合する施設基礎分①7%+賃金改善要件分②3%(うちキャリアパス要件1%含む)

+市独自上乗せ分2%=12%

よって、加算率は12%になります。

- ※キャリアパス要件を満たさない場合は、9%になります。
- ※賃金改善を実施しない場合は7%になります。

施設・事業所は算定した加算率を『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』をもって市に申請します。市は、その内容を審査し、神奈川県の認定した「加算率」を施設・事業所に対して通知します。

## ア 加算率認定通知前までの請求について

平均勤続年数に応じた加算率で4月から支払いが始まるため、各施設・事業所で平均勤続年数を算定していただき、その加算率で4月から請求をしていただきます。

#### イ 賃金改善計画について

市が『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』及び『職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2)』を審査し、確認した各施設・事業所に対して「平均勤続年数」をお知らせします。賃金改善を実施する場合は、市からお知らせする「平均勤続年数」に応じた「加算率」により、『賃金改善計画書(第3号様式の1)』を策定してください。

市の審査の結果、「平均勤続年数」の通知において修正があった場合には、給付費の過誤再請求及び『賃金改善計画書(第3号様式の1)』の内容の修正が必要になる場合があります。

## ウ 加算率の認定について

市が『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』を審査 し神奈川県に提出します。その後、神奈川県が「加算率」を認定し、市が各施設・ 事業所に通知します。

「加算率」の認定通知において修正があった場合には、再度給付費の過誤再請求及び『賃金改善計画書(第3号様式の1)』の内容の修正が必要になる場合があります。

※市からの「平均勤続年数のお知らせ」及び県の「認定通知」の時期については、 別途お知らせします。

策定した『賃金改善計画(第3号様式の1)』をもとに、1年をとおして処遇改善を行い、『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』を提出していただきます。

賃金改善を実施しない場合は、申請の必要はなく、基礎分のみの加算率で、毎月給付費の請求を行います。

【図表4】平均勤続年数別加算率表

平均勤続年数(年)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 ~
①、①'基礎分(%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12
②、②'賃金改善分(%)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4
④上乗せ分(%)	0	0	0	1	2	2	3	3	3	3	3	2	2	3	3	4	5
合計(%)=加算率	5	6	7	9	11	12	14	15	16	17	18	18	18	19	19	20	21
③③'キャリアパス要件 無合計(%)=加算率	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	15	15	15	15	15

TH 0		加算率(公定価格		加算率(市)				
職員一人 の平均勤		基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス 要件分	職員処遇 改善費			
16 年以上					5%			
15 年以上	16 年未満							
14 年以上	15 年未満	100/	407		3%			
13 年以上	14 年未満	12%	4%		3%			
12 年以上	13 年未満				2%			
11 年以上	12 年未満				2%			
10 年以上	11 年未満	12%			3%			
9 年以上	10 年未満	11%			3%			
8 年以上	9 年未満	10%		1%	3%			
7年以上	8 年未満	9%			3%			
6 年以上	7年未満	8%			3%			
5 年以上	6 年未満	7%	3%		2%			
4 年以上	5 年未満	6%			2%			
3年以上	4 年未満	5%			1%			
2 年以上	3 年未満	4%			0%			
1年以上	2 年未満	3%			0%			
1年未満		2%			0%			

## (2) 平均勤続年数の算出

#### ア 算定対象職員

算定対象職員は、毎年4月1日現在における施設・事業所に勤務するすべて の常勤職員です。職種や職位、資格の有無を問わず、施設長や専ら事務に従事す る事務職員などであっても、常勤職員として雇用されていれば対象です。

ただし、非常勤職員やパート就労、派遣職員など常勤職員以外の職員であっても、1日6時間以上かつ、月20日以上勤務している職員も常勤とみなし、対象とします。

また、賃金改善の対象職員(Ⅱ2(1)ア参照)とは異なり、平均勤続年数の算出には施設・事業所に勤務する者であれば、経営に携わる法人の役員も対象となります。

なお、勤務時間や勤務日数が月によって異なる、あらかじめ確定していない、 などの非常勤職員やパート就労の方については、4月1日時点で判断しますので、 就労実績はなく、就労予定の見込みで判断します。

※年度途中において職員の異動や採用退職があっても平均勤続年数の変更は しません。そのため、申請書の再提出は必要ありません。

## イ 勤続年数の算出方法

職員一人ひとりの勤続年数の算出にあたっては、現在の施設・事業所における勤続年数のほか、対象職員が過去に勤務していた対象施設・事業所(図表5)における勤続年数も合算することができます。その場合は、施設・事業所は、在職証明もしくは、その他勤務履歴が確認できる書類(図表6)で職員の過去の勤務履歴を確認し、勤続年数を積算してください。

## ※注意

- ① 勤務履歴の確認ができないものについては、勤続年数に合算することは できません。
- ② 過去の勤務履歴に積算できるものは、常勤と常勤以外で1日6時間以上、月20日以上勤務していた期間のみです。
- ③ 施設・事業所が確認した職員の在職証明等は、その写しを施設・事業所で保管していただき、原本は職員本人にお返しください。施設で保管するのは写しのみです。紛失しないように保管してください。写しを本市に提出する必要はありません。
- ④ 国の会計検査や本市監査等で、在籍証明等の写しが必要になる場合があります。

【図表5】過去の勤務履歴の対象施設・事業所

対象事業項目	詳細		
教育・保育施設	認可保育所、幼稚園、認定こども園		
地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業他		
学校教育法第1条に定める学校及び同 法第百二十四条に定める専修学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特 別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校		
社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所	保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)、婦人保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業、障害者支援施設、障害福祉サービス事業、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホームなど病児保育事業等の第2種社会福祉事業など		
児童福祉法第12条の4に定める施設	児童相談所一時保護施設		
認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設*1、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設*2及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所*3における移行前の認可外保育施設として運営していた期間	※1)横浜保育室や認証保育所 (地方公共団体における単独保育施策による施設として認可された日から) ※2)認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設 (H17.4.1 以降、証明書の発行期間に勤務していた履歴のみ加算可) ※3)現行制度において家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、小規模保育モデル事業等を実施していた期間		
医療法に定める病院、診療所、 介護老人保健施設、助産所	看護師のみ		

※1、※2 横浜市内の認可外保育施設、横浜保育室は、ホームページをご確認ください。 積算可能な施設、積算可能な期間のみ記入することが出来ます。

http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/shoguu.html

ファイル名 『積算可能な認可外保育施設一覧』

# よくある間違い

Point!

有料老人ホーム → 対象外です。

保育士、調理師等の病院勤務 → 対象外です。(看護師のみ) 病院内にある保育所 → 院内に勤務する職員のための保育所などで、 認可外保育施設として届け出がない施設は対象外です。

【図表6】 勤務履歴の確認資料(在職証明等がない場合)

対象職員の状況	挙証資料の例
過去の勤務先で社会保険に加入していた	厚生年金の加入記録
場合	(勤務先の会社名と加入年月が記載のもの)
社会保険未加入の場合、国民年金に加入	雇用契約書と給与明細書等
していた場合	(勤務先の名称がわかるもの)
派遣職員として、該当の施設に勤務して	派遣先の事業所の発行する証明、
いた場合	派遣会社の派遣証明等
廃園した施設等の場合	上記書類が確認でき、自治体等で上記事業 に該当すると確認できた場合のみ算定

- ※過去に勤務していた施設・事業所が積算対象かどうか、勤務期間などの勤務履歴が 積算に値すると客観的にわかるものであれば可。
- ※1枚の書類で判断できない場合には、複数の書類をもって確認してください。

## ウ 職員の勤続年数算定の留意点

職員一人ひとりの勤続年数は、「現在勤務する施設・事業所における勤続年数」 と「過去に特定の施設・事業所で働いていた場合はその勤続年数」を合算して算 定しますが、その際には次の点に留意して計算してください。

## <留意点>

- 個々の職員の勤続年数の算出については、<u>当該年度の4月1日現在</u>により 算定しますが、年度途中開所の施設、事業者についてが、<u>開所年月日時点</u>での 職員状況で算定します。
- 採用年月日の翌年(又は翌月)において、**翌年(又は翌月)の同一日の前 日をもって1年(又は1か月)**と計算します。

【例:27年4月1日採用 → 27年4月30日で1か月、28年3月31日で1年】

1か月未満の日数の場合は1か月に切り上げます。

【例:27年4月1日採用 → 28年4月1日時点で1年と1日=1年1か月】

ただし、28年4月1日採用の職員は、0年0月とします。

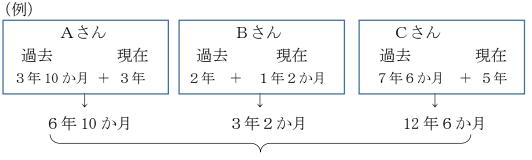
## <期間計算の例>平成28年4月1日現在

事例	経験年数	内 訳
1 27年4月1日採用	1年1か月	27/ 4/ 1→28/ 3/31=1年 28/ 4/ 1=1日→1か月
2 27年4月2日採用	1年	27/4/2→28/4/1=1年
3 27年4月20日採用	1年	27/ 4/20→28/ 3/19=11 かり 28/ 3/20→28/ 4/ 1=10 日→1 か月
4 28年3月31日採用	1 か月	28/ 3/31→28/ 4/ 1= 2 日→1 か月
5 他の社会福祉施設に27年 4月20日から6月1日まで 勤務し、7月1日から現施 設に勤務している場合	現施設:10か月前 歴:2か月	現職: 27/ 7/ 1→28/ 3/31= 9 か月 28/ 4/ 1= 1 日→1 か月 前職: 27/ 4/20→28/ 5/19= 1 か月 27/ 5/20→27/ 6/ 1=13 日→1 か月
<ul> <li>6 他の社会福祉施設に27年 4月20日から6月1日まで 勤務し、6月2日から現施 設に勤務している場合</li> <li>7 28年4月1日採用</li> </ul>	現施設:10か月 前 歴:2か月 <b>0か月</b>	現職: 27/6/2→28/4/1=10か月 前職: 27/4/20→27/5/19=1か月 27/5/20→27/6/1=13日→1か 月
		28/4/1=1日→0か月 ※このパターンのみ例外

## エ 平均勤続年数の算出方法

平均勤続年数とは、職員全員の勤続年数を合算し、それを職員の人数で割った職員一人あたりの年数です。職員一人あたりの平均勤続年数の算定にあたり、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切捨てとします。

この平均勤続年数によって、加算率が決まります。



21 年 18 か月÷ 3 人= 7 年 6 か月 → 6 か月以上の端数は 1 年 →施設・事業所の平均勤続年数は 8 年

## (3)賃金改善要件分の算出

## ア 加算率の確認

賃金改善要件(II 2 (1)参照)を満たす施設・事業所は、(1)で算出した平均勤続年数に応じた加算率 (3~4%)が適用されます。

## イ 加算率の経過措置(保育所・認定こども園(2・3号認定))

平成26年度に「保育士等処遇改善臨時特例事業」による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設けます。

その場合、賃金改善要件分の加算率のうち、賃金改善として職員に支払いをする加算見込額の上限を以下の率で積算した金額にすることができます。

ただし、平成 26 年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限ります。

なお、経過措置を適用する場合、職員処遇改善費(市)賃金改善上乗せ分は 適用できません。

## (例) 平成26年度、27年度ともに平均勤続年数が4年の場合

平成 26 年度 →民改費 (8%) +処遇改善事業分 (1%) = 9% 平成 27 年度 →基礎分 (6%) +賃金改善要件分 (3%) = 9% 経過措置適用→基礎分 (8% (6%+2%)  $\checkmark$ 

+賃金改善要件分 (1% (3% - 1% = 2%))

※キャリアパス要件分が非適用の場合は、基礎分が8%になり、賃金 改善要件分が0%になります。

【図表7】保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表

_	26 年度の l続年数	②職員1人当たりの 平均勤続年数		③賃金改善要件分
7 年以上	8 年未満	7年以上 4年以上 2年未満	8 年未満 6 年未満	2%
5 年以上	6 年未満	4 年以上 2 年未満	6 年未満	2%
	5 年以上	6 年未満	2%	
	4 年以上	5 年未満	1%	
4 平以上	4年以上 5年未満 📗	1 年以上	2 年未満	2%
	1 年未満		1%	
1年以上	2 年未満	2 年未満		2%
1 年未満	1 年以上	2 年未満	2%	
	1 年未満		1%	

## ウ 加算額の経過措置(幼稚園・認定こども園)

基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた幼稚園又は認定こども園については、公定価格と私学助成等の収入額との比較により賃金改善として職員に支払いをする加算見込額が変わる経過措置が検討されています。国の検討が決まり次第、神奈川県とも調整の上、詳細をお知らせします。

#### 2 賃金改善計画の策定

1加算率の算定

2賃金改善計画の策定

3賃金改善実績の確認

# (1)賃金改善要件

賃金改善を実施し、賃金改善要件の適用を受ける施設・事業所は『賃金改善計画 (第3号様式の1)』を策定し、職員に周知した上で市に提出します。

計画策定にあたっては、『賃金改善計画書における加算見込額積算表』で算出した「加算見込額」(Ⅱ2(2)ア、イ参照)以上の賃金改善見込額を積算し、それに基づく改善を行うことが必要です。

給与の改善方法や改善額及び改善を行う職員の範囲は、施設・事業所の実情に応じて決定します。

## ア 賃金改善の対象範囲

施設・事業所に勤務する職員で、職種を問わず非常勤職員も対象です。

人材派遣職員についても、趣旨を説明のうえ、派遣元と相談していただき、 賃金改善の対象とすることは可能です。

ただし、経営に携わる法人の役員は、この助成額を使っての賃金改善は対象外です。

#### イ 賃金改善の要件

次にあげる要件をすべて満たさなければなりません。

- (ア) 基準年度(ウ参照)の賃金水準(※)に対して、定期昇給とは別に賃金等の改善が図られていること
- (4) 各施設・事業所において賃金改善に要する見込みである賃金改善見込額(当 該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む)が加算見込額以上 であること

※ 賃金改善する前の金額(年額)や給与表の総額のことをいいます。 賃金改善の起点となる賃金は、人事院勧告等に基づき国が通知する公 定価格における人件費の改定があった場合には、その改定状況(改定率) を踏まえた水準となります。

## 【参考】平成 26 年度人事院勧告による保育士等給与の改定率

所長 約 459 万円→約 466 万円 (+1.5%) 主任保育士 約 423 万円→約 430 万円 (+1.7%) 保育士 約 356 万円→約 363 万円 (+2.0%) 調理員等 約 292 万円→約 299 万円 (+2.3%)

※賃金改善の基準となる賃金水準や人事院勧告については別途資料を お配りします。

## ウ 賃金改善の基準年度

イの基準年度は次のいずれかの年度です。

- (ア) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度
- (イ) 平成27年3月31日以前において既に保育所・認定こども園(保育所部分) として運営していた施設については平成24年改定状況を踏まえた水準

新規開所の施設・事業所は、(ア)があてはまります。例えば、平成 28 年度に新規開所した施設・事業所は、平成 27 年度が基準年度となります。(平成 27 年度中に開所した施設は平成 26 年度が基準年度となります。)

賃金改善については、基準年度の賃金水準と比較した場合の改善分を言います。 基準年度に同じ法人内で保育所等を運営している場合は、同じ法人内の施設・事業所の基準年度の給与表等と比較します。

平成 28 年度からの新規施設・事業所で、基準年度の賃金水準を比較できる施設・事業所がない場合は、賃金改善要件分の加算がされなかった場合の給与表等を想定していただき、その想定した給与表等を平成 28 年度に賃金改善要件分を含めた給与表等と比較します。

賃金改善については、賃金改善を行う給与項目を定め、その項目での対比となります。

ただし、①手当等により賃金改善を実施する場合、特段の事情なく基本給を切り下げること、②基本給により賃金改善を実施する場合に、業績連動ではないその他の手当等を引き下げること、③手当の新設により賃金改善を実施し、一方で別の手当を廃止すること、は賃金改善と認められません。

## エ 賃金改善を行う給与項目と改善内容

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』には、賃金改善を行う項目や賃金改善の方法を具体的に記載します。

改善の実施内容によっては、給与規程の変更や、社会福祉法人等の場合は理事会での承認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

改善の例:基本給のベースアップ、給料表の改定、手当の増額・新設、賞与の 増、一時金の支給など

賃金改善の内容は、各施設・事業所で決定します。全職員に対し同一の賃金改善とすることも可能ですし、職位、経験年数、能力評価等に応じた賃金改善とすることも可能です。

ただし、賃金改善の基準は明らかにしてください。

## オ 賃金改善計画の職員への周知

施設・事業所は職員に対して、賃金改善計画を周知しなければなりません。全職員に説明をした後、『賃金改善確認書(第3号様式の3)』により、賃金改善の対象者から署名をもらい、写しを取った上で原本を市に提出します。

※実績報告の際は、賃金改善の対象者から再度、署名をもらうことになります ので、写しは必ず保管してください。

## (2) 賃金改善を行う場合の加算見込額の算定

賃金改善要件を満たすためには、I(2)で算出した加算率により計算した「加算見込額」以上の賃金改善計画を策定する必要があります。

#### ア 加算見込額の算定

加算見込額は、各月初日に利用することが見込まれる1日当たりの平均利用の子どもの数(広域利用の子ども数を含む)に、処遇改善等加算の各項目の単価の合計額を乗じ、さらに、当該年度の施設・事業所に適用される②②'賃金改善要件分と④市独自助成を足した加算率を乗じた額に12か月をかけて得た額の1,000円未満を切り捨てた金額です。

算式は、「当該年度における各月初日の利用子ども数の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「②処遇改善等加算(公)賃金改善要件分に係る加算率(%)+④職員処遇改善費分(市)賃金改善要件上乗せ分に係る加算率(%)」×「12月※」で算出します(年齢区分ごとに算出した額を合算し、1,000円未満は切り捨て)。

※賃金改善実施期間が12か月に満たないときは、子ども・子育て支援法による確認を受けた時から直近の3月までの月数とします。

加算見込額は、市HPに掲載されている『賃金改善計画書における加算見込額 積算表』で得た額とし、この額以上の賃金改善見込額を設定した賃金改善計画を 策定してください。

#### イ 賃金改善見込額

賃金改善見込額は、アで算定した加算見込額以上になるように『賃金改善計画書(第3号様式の1)』を策定します。

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』の作成段階における職員の賃金水準や、事業の規模等を勘案し、各事業者において見込む賃金改善の金額を推計してください。なお、実際の賃金改善額については実績報告の段階で確認することとしており、計画の策定時点において当該見込額の積算内訳を求めることはありませんが、実現可能性のある金額を設定してください。

#### ウ 施設・事業者間の配分について

同一法人内が運営する子ども・子育て支援法に基づく施設型給付及び地域型 保育給付の対象である施設・事業所は施設・事業所間配分ができます。ただし、 処遇改善等加算の対象ではない施設・事業所の職員の処遇改善に配分することは できません。

なお、配分を行うことができる額は②処遇改善等加算(公)の賃金改善要件分(3~4%)のみであり、①処遇改善等加算(公)の基礎分(2~12%)と④職員処遇改善費(市)(1~5%)は当該施設・事業所の処遇改善にのみ使えるものとします。

この配分を行うには『賃金改善計画書(内訳表)(第2号様式の2)』『賃金改善実績報告書(内訳表)(第4号様式の2)』の記入が必要です。賃金改善計画は配分調整後の額で策定します。

#### (3)賃金改善計画書の提出

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』は、市に提出します。時期は別途お知らせします。

#### <提出書類>

- ・処遇改善等加算等についての届出書
- ・処遇改善等加算等についての届出書(第2号様式)
- ・賃金改善計画書(第3号様式の1)
- ・賃金改善計画書(内訳表)(第3号様式の2)※配分する場合のみ
- ・賃金改善確認書(第3号様式の3)
- ・キャリアパス要件届出書(第4号様式)

#### (4) キャリアパス要件

#### ア キャリアパスについて

キャリアパスとは、「職業上の道筋」のことです。キャリアパスを構築することで、職員は、組織における自分に求められる役割や目標を認識することができます。

職員が長く働く環境を整えるため、経験年数や職位に合わせた施設・事業所の特色に応じたキャリアパスを構築することが大切です。

キャリアパスを構築することで継続性のある質の高い保育・教育を実施することができます。

#### イ キャリアパス要件について

『賃金改善計画書(第3号様式の1)』に併せ、『キャリアパス届出書(第4号様式)』を提出します。キャリアパス要件が非該当の場合も必ず提出が必要です。

キャリアパス要件が適用されない場合は、賃金改善要件の加算率  $(3 \sim 4\%)$  から 1%減算されます。

キャリアパス要件は、次の①②の要件を満たす場合が対象です。

- ①職員の勤務条件や就労要件、賃金に関すること 次の a~c 全ての要件を満たす必要があります。
  - 次の a~c 主しの要件を個だり必要がありより。
  - a 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。
  - b 職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定めている。
  - c 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。
- ②職員の資質向上のための取組み (研修の実施や職員の能力評価のしくみ) 次の d~f すべての要件を満たす必要があります。
- d 職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標の策定
- e dの目標を実現するための具体的な取組内容の策定
  - (ア) 資質向上のための計画の策定と、それに沿った研修機会の提供又は 技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う(計画書提出)
  - (4) 資格取得のための支援の実施(研修のためのシフトの調整、受講料の 援助等)
- f d、eをすべての職員に周知すること

< 資質向上のための目標策定について>

保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づき、施設・事業所の果たすべき役割をきちんと認識したうえで、各施設・事業所の特色、重視していること(強み)、これから伸ばしていきたいところといった視点で、職員と意見交換を行って目標を策定してください。

目標の設定にあたっては、施設・事業所の「全体目標」、「初任者向け」「中堅向け」「主任・ベテラン向け」「指導職員・管理職層向け」等、それぞれ経験年数や職位、階層ごとに、それぞれに求められる役割を考えたうえで、目標を具体的に設定してください。

すでに、資質向上の目標がある場合も、この機会に職員との意見交換を行い、 再度共有を図ってください。

<目標を達成するための具体的な取組内容>

目標を達成するための具体的な取組は、目標に対応するよう、それぞれ経験年数や職位、階層ごとに具体的に設定してください。

保育所保育指針及び保育所保育指針解説書並びに幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説で求められる職員の資質や能力の習得及び向上のために必要な研修や取組を実施してください。

また、市役所や区役所で行う研修、国や各種団体が行う研修への参加機会を提供してください。さらに、研修実施や参加だけでなく、業務を通じた研修(OJT)をどのように行うかといった視点を盛り込んだ研修計画であることが望ましいと考えます。

※個人で実施している家庭的保育事業等であっても、キャリアパス要件、就業規則、賃金体系、補助員等の給与規程の整備や研修計画の策定・実施等ができていれば、適用になります。

#### ウ キャリアパス要件届出書の添付書類

- ・就業規則等の勤務条件等が定められていることが分かるもの
- ・給与表や昇給・昇格等について記された賃金体系等が分かるもの
- ・職員の資質向上のための取組を確認するための資料等 例えば、『キャリアパス要件届出書(第4号様式)』の②eアに関して、当 該年度の研修の目標と研修計画、能力評価の仕組みがわかるものがあれば提 出してください。

#### 【参考】

<就業規則について>

常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を定める必要があります。就業規則には「1 必ず記載しなければならない事項」と、「2 各事業所でルールを定める場合には記載しなければならない事項」の2つがあります。 ※キャリアパス要件を満たすためには、10人未満でも就業規則を定める必要があります。

※キャリアパス要件届出書の勤務条件等とは、「1 必ず記載しなければならない事項」のア、ウのことを指します。また、賃金体系とは、「1 必ず記載しなければならない事項」のイのことを指します。

- 1 必ず記載しなければならない事項
  - ア 労働時間関係

始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、就業時転換

イ 賃金関係

賃金の決定、計算、支払いの方法、締日・支払いの方法、支払い時期

ウ退職関係

退職に関する事項(解雇の理由を含みます。)

2 各事業所でルールを定める場合に記載しなければならない事項

ア 退職手当関係

才 職業訓練関係

イ 臨時の賃金・最低賃金関係

カ 災害補償・業務外の疾病扶助関係

ウ 費用負担関係

キ 表彰・制裁関係

工 安全衛生関係

クーその他

#### 3 賃金改善実績の確認

1加算率の算定

2賃金改善計画の策定

3 賃金改善実績の確認

#### (1)賃金改善実績の報告

策定した賃金改善計画に基づき、賃金改善を実施します。その実績を『賃金改善 実績報告書(第6号様式の1)』にて市に報告します。 『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』には、

- ① 加算実績額
- ② 賃金改善実施期間
- ③ 賃金改善に要した費用の総額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含みます)
- ④ 加算実績額と賃金改善に要した費用の差額(=残額)と次年度以降の残額の使途
- ⑤ 支払った給与項目と実施した賃金改善の具体的な方法
  - 対象職員人数
  - 賃金改善を実施した人数
  - ・職員に支給した賃金総額
  - ・職員一人当たりの賃金月額

などを記載します。

#### (2) 賃金改善実績確認のための加算実績額の算出

加算実績額は、実際に利用した子どもの人数等加算実績に基づくものです。『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』は、加算実績額で作成します。1,000円未満切り捨てのため実際にお支払いした加算総額とは異なります。

※正確な加算実績額の算出方法については別途通知します。

#### (3) 賃金改善に要した額の総額

実際に賃金改善を行った部分の人件費等(法定福利費等含む)の増分を計算してください。

例えば、ベースアップした場合はベースアップ分のみ、期末手当を増やした場合は増やした部分のみ、手当の増額の場合が増額した部分のみにかかる人件費等の総額を計算します。

法定福利費等には、法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等)における、本事業による賃金上昇分に応じた事業主負担増加額や法人事業税における本事業による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分を含みます。

また、法定福利費等の計算にあたっては、翌月以降払いのものもあるため、合理的な方法に基づく概算によることができます。合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。

なお、任意加入とされている制度に係る増加分(退職手当共済制度等における掛金等)は法定福利費等の事業主負担分には含みません。

#### (4) 差額

賃金改善の実施に要した費用が、加算実績額に満たず、残額が生じている場合は、 その全額を一時金等により、翌年度の賃金改善に充ててください。なお、その実施 がなされていない場合は、翌々年度の市の職員処遇改善費賃金改善要件上乗せ分の 加算は適用されません。

※(1)④の記載方法については、一部国に確認しており、詳細が判明次第、別途通知します。

#### (5)賃金改善実績報告書の提出

『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』は、年度終了後すみやかに市に提出 します。

#### <提出書類>

- 賃金改善実績についての届出書(第5号様式)
- ・賃金改善確認書(第3号様式の3)
- ・賃金改善実績報告書(第6号様式の1)
- ・賃金改善実績報告書(内訳表)(第6号様式の2)※配分した場合のみ
- ・職員賃金改善一覧表(第7号様式)

#### 4 その他

#### (1) 必要書類の保管

処遇改善等加算及び職員処遇改善費の支給を受けた施設・事業所は、賃金改善 に係る収支を明らかにした帳簿を備え、賃金改善の増加額や実施したことが分かる 証拠書類を整理し、それらを実績報告後5年間保管してください。

#### ※ 保存する書類の例

- ・職員の賃金台帳
- ・ベースアップの場合、給与規程等の改正等
- 手当の新設の場合、給与規程等
- ・一時金やボーナス等も決定した際の通知や給与規程等
- ・理事会等で賃金改善の内容等を決定した際の議事録等

#### (2) 疑義が生じた場合の調査

加算による賃金改善の実施が適正か判断する必要があるときは、代表者に対して事業の遂行の状況に関する報告や証拠書類の提出を求め、調査をすることがあります。

#### (3) 支給中止等

事実と異なる内容で請求等を行った場合や4(2)の調査で疑義が生じた場合、本加算に反した経費に使用した場合は、是正のために指導を行うことがあります。また、処遇改善等加算及び職員処遇改善費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

# 皿 スケジュール

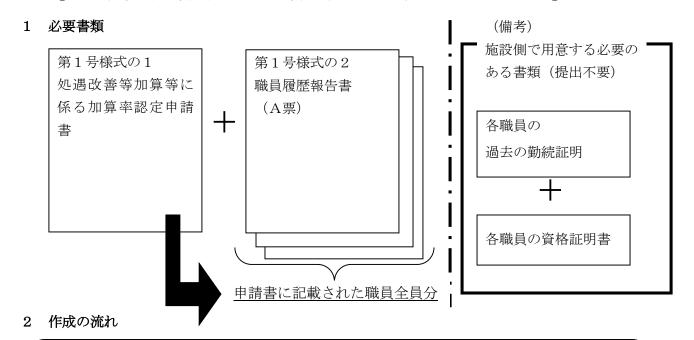
スケジュールは後日別途お知らせいたします。

なお、平均勤続年数に応じた加算率で、4月からの支払いが始まるため、賃金改善とキャリアパス要件を実施されるかどうかを申請していただきます。そのため、加算率算定に関する書類である『処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)』及び『職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2)』は3月下旬から4月上旬にご提出いただく予定です。市の審査によって、後日、遡って加算率の修正をしていただくことがあります。

提出期限については別途お知らせいたしますが、採用が決まっている職員の勤務 履歴の確認や資料収集等は随時進めていただきますようお願いいたします。

特に、採用が決まっている職員の『職員履歴報告書 (A 票)』は現時点でご記入いただけるかと思いますので、ご準備をお願いいたします。

# 【処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書の提出について】



平均勤続年数積算対象職員の確認 (4月1日時点で「1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員」が対象となります。)

※月120時間以上働いていても、1日6時間未満や月20日未満の勤務の方は対象外です。



平均勤続年数積算対象職員の、過去の勤務履歴を確認

(この際に、過去勤務していた施設が積算可能であるかどうか、各施設でご確認ください。)

(Ⅱ1(2)図表5参照)



各職員の過去勤務していた施設の勤続証明を提出してもらう(**※市への提出は不要です。**) (勤続証明がないものについては、過去の勤務履歴に積算することは出来ません。)



提出された勤続証明の情報を元に、職員履歴報告書(A票)を作成する

(記入例参照)



A票の内容を申請書に転記し、処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書を作成する

(記入例参照)

# Ⅳ 様式の記入について

# 1 書類作成における全体の注意点

- (1) すべての提出様式等の右上に
  - ① 市町村名(区名も記入すること)
  - ② 施設·事業所種別
  - ③ 施設·事業所番号
  - ④ 施設·事業所住所
  - ⑤ 施設·事業所名称
  - ⑥ 設置者住所
  - ⑦ 設置者名
  - ⑧ 代表者職氏名

を必ず記入すること。

※印が必要な様式は押印すること。

- (2) 代表者職氏名は、給付の請求者と同様とし、印鑑も同じものを利用すること。
- (3) 提出様式が複数頁になる場合は、「施設・事業所所在区名」、「施設・事業所番号」、「施設・事業所名称」を、それぞれのページの右上に記入すること。

#### |2 平成27年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書(第1号様式の1)

- (1) 常勤と常勤以外で1日6時間以上、月20日以上勤務する職員全員の氏名、性別、生年月日、職種、現施設・事業所の勤務開始日、勤続年数(現在と過去の合計)のすべて記入すること。
- (2) Aに対象職員(記載した職員)の合計人数を記入すること。
- (3) Bに全職員の合計勤続年月数を記入すること。
- (4) Cに職員一人あたりの平均勤続年数を記入すること(6月以上を1年とし6月以下は切り捨て)。
- (5)「①平均勤続年数」に、Cの平均勤続年数をもとに基礎分の値を記入すること。
- (6)「②賃金改善要件分の値」の適否に、賃金改善を実施する場合は「適」、実施しない場合は「否」を記入すること。
- (7)「②賃金改善要件分の値」に「適」を記入している場合、「③キャリアパス要件」が適用 されるときは「適」、適用されない場合は「否」を記入すること。
  - 「②賃金改善要件分の値」に、「③キャリアパス要件」が「適」の場合は賃金改善要件分の加算率をそのまま記入すること。また、「③キャリアパス要件」が「否」であれば、賃金改善要件分の加算率から1%減算した値を記入すること。

(8)「④横浜市職員処遇改善費の値」に市の職員処遇改善費賃金改善要件上乗せ分を活用して賃金改善を実施する場合は「適」、実施しない場合は「否」を記入すること。「適」と記入する場合、「④横浜市職員処遇改善費の値」にCの平均勤続年数をもとに加算率の値を記入すること。

ただし、「②賃金改善要件分」と「③キャリアパス要件」の両方又はいずれかを「否」とする場合並びに経過措置に該当する場合は0%と記入すること。

※ただし、平成27年度は全施設、新規開所施設・事業所の初年度は、賃金改善要件を 満たせば、キャリアパス要件の適否に関わらず、適用できる。

(9)「⑤保育所における経過措置を適用させる場合」に経過措置(P. 12 Ⅱ 1 (3) イ参照) に該当し、経過措置の適用を受ける場合のみ、「平成 26 年度の平均勤続年数」及び「前年度賃金改善要件分の値」に記入すること。

## 3 職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2)

- (1) 申請書に記入した職員一人ひとりの情報を記入すること。
- (2) その他の施設の勤務履歴について、施設名称、所在地、施設種別、職種、勤務期間等それぞれ記入すること。
- (3) 常勤と常勤以外で1日6時間以上、月20日以上勤務する職員のみが対象となる。(過去の勤務履歴も同様)
  - ※勤務期間等は必ず日にちまで記入すること。

# 4 賃金改善計画書(第3号様式の1)

「(1)賃金改善について」と「(2)保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善について」を必ず記入すること。

保育士、幼稚園教諭、保育教諭以外の職員に対する賃金改善を実施する場合は、「(3)(2) 以外の職員に係る賃金改善について」にも記入すること。

#### (1)賃金改善について

① 「加算見込額」

『賃金改善計画書における加算見込額積算表』により、処遇改善等加算(公)と職員処遇改善費(市)の加算見込額をそれぞれ計算し、「処遇改善等加算【国】」⑦と「職員処遇改善費【市】」①に、それぞれ 1,000 円未満切り捨てした額を記入し、その合計額を、「加算見込額」⑦+⑦に記入すること。

ただし、同一法人が運営する施設・事業所間で加算見込額の配分を行う場合は、『賃金改善計画書(内訳表)(第3号様式の2)』を作成し、配分調整後の加算見込額(B)の1,000円未満切り捨てした額を「処遇改善等加算【国】」記入すること。

## ② 「賃金改善見込総額」

賃金改善見込総額は、実際に個人に対して賃金を改善する際に要する費用の総額を記入すること。なお、総額には法定福利費等の事業主負担金増加額を含むこと。

上記①の「**加算見込額」以上の賃金改善**が見込まれた計画を作成することが支給の要件となるため、注意すること。

#### ③ 「賃金改善実施期間」

実際に賃金改善を行う期間を記入すること。(原則4月1日から翌年3月31日までの12か月を記入すること。)

年度途中で開所した施設・事業所は、開所日(原則月初日)から直近の3月31日までを記入すること。

④ 「前年度処遇改善等加算等加算実績額繰越金」

前年度からの繰越金を記入すること。加算見込額の中には「前年度処遇改善等加算等 加算実績額繰越金」を含めないこと。

- (2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善について(家庭的保育事業と小規模保育事業C型における家庭的保育者を含む)
  - ① 「賃金改善見込額」
    - (2) に該当する職員に対する賃金改善に要する見込みの額を記入すること。
  - ② 「賃金改善を行う給与項目」

実際に増額や新設などにより、賃金改善を実施する項目にレ点を付けること。手当を 新設する場合は()にその名称を記入すること。「その他」の場合は()に具体的な 改善項目を記入すること。

③ 「賃金改善内容」

賃金改善を行う時期、給与項目と方法、額、一人当たりの平均賃金改善額を具体的に 記入すること。

(例)

- ・基本給を4月から給与表を改定し、一人平均〇〇円改善するとともに、〇〇手当として一人平均〇〇円を勤務の評価により〇年〇月から〇月に支給する予定。
- 一時金として〇年〇月に、一人平均〇〇円を支給する予定。
- •期末手当〇、〇月分を〇〇月分に増額し、一人あたり平均〇,〇〇〇円増額する予定。

#### (3)(2)以外の職員に係る賃金改善について

(2)以外の職員(事務職員、調理員や栄養士、保育・教育に従事する資格・免許を有しない者など)の賃金改善を実施する場合については、「(2)保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善について(家庭的保育事業と小規模保育事業C型における家庭的保育者を含む)」の例により記入すること。

# 5 賃金善計画書(内訳表)(第3号様式の2)

- (1)施設・事業所間で配分を行う場合は、『積算表』で算出した施設・事業所ごとの「算出による加算見込額(A)(1,000円未満切り捨て)」及び「配分調整後の加算見込額(B)」を記入し、『賃金改善計画書』とともに提出すること。
- (2)『賃金改善計画書(第3号様式の1)』における(1)「①加算見込額」⑦の「処遇改善等加算【国】」には、『賃金改善計画書(内訳表)』の「配分調整後の加算見込額(B)」を1,000円未満切り捨てた額を記入し、当該施設に係る職員処遇改善費【市】分(1,000円未満切り捨て)との合計額を加算見込額とすること。
- (3) この額を上回る賃金改善計画を策定すること。
  - ※「差額(A)-(B)」の値の合計が、0になることを確認すること。
  - ※「算出による加算見込額(A)」は1,000円未満切り捨てとなる。
  - ※配分に関することは P.16 Ⅱ2 (2) ウ参照

# 6 賃金改善確認書(第3号様式の3)

法人の代表者は、『賃金改善計画書(第3号様式の1)』で計画した内容について、保育所に勤務するすべての職員に対し周知をし、『賃金改善確認書(第3号様式の3)』に、賃金改善の対象となる職員から署名を受けるものとする。署名後は、写しを取り、原本を市に提出するものとする。

賃金改善後は、賃金改善をした職員から、写しの右の実績報告時署名に署名を受け、実績報告とともに提出するものとする。

# (1) 雇用形態

「常勤」「非常勤」「派遣(常勤)」「派遣(非常勤)」のうち、いずれかを記入すること。

#### (2) 職種

「保育士」「幼稚園教諭」「保育教諭」「事務職員」「調理員」「保健師」「看護師」「准看護師」「栄養士・栄養教諭」「その他」のうち、いずれかを記入すること。

#### (3)確認日

ア 計画時

賃金改善の対象となる職員に対しての賃金改善計画の内容を説明後、「実施計画時」に 署名を受けた日を「確認日」として記入すること。

#### イ 実績報告時

賃金改善の対象となる職員に対する賃金改善計画期間中の賃金改善を実施した最終日 以降で、実施した各職員の確認の署名を受けた日を「確認日」として記入すること。

#### (4) 氏名(自署)

#### ア計画時

施設・事業所に勤務する全職員に周知をした後、賃金改善の対象となる職員から、「実施計画時」に自署により氏名の記入を受けること。

#### イ 実績報告時

賃金改善期間中の最終の賃金改善実施後、賃金改善を実施した職員から、アの写しの「実績報告時」に自署により氏名の記入を受けること。

#### (5) 施設名・代表者名

#### ア 計画時

賃金改善計画の説明を行い、賃金改善の対象となる職員全員からの署名による確認後、 最終確認日を記入し、施設名、賃金改善計画を策定した代表者(責任者)の記名押印を すること。

#### イ 実績報告時

賃金改善を実施した職員全員からの署名による確認後、賃金改善実績報告書を作成した代表者(責任者)の記名押印をすること。

※代表者(責任者)は、原則的に給付費等の請求者と同様とする。

#### ◆「賃金改善確認書」提出の流れ

<計画時の流れ>

- ① 賃金改善計画を説明し、「実施計画時」(左側網掛け部分)に対象となる職員の署名を受ける。
- ② 対象職員全員の確認後、施設名と代表者(責任者)の氏名を記入し、押印する。
- ③ 写しをとる。
- ④ 施設・事業所は写しを保管、原本を賃金改善計画書に添付して市に提出する。

#### <実績報告時の流れ>

- ⑤ 賃金改善実施後、④で保管した写しの「実績報告時」(右側)に、賃金改善を実施した 職員全員の署名受ける。(年度途中退職等の職員については、当該職員の賃金改善最終日 に確認の署名を受けること)
- ⑥ 賃金改善実施職員全員の確認後、施設名と代表者(責任者)の氏名を記入し、押印する。
- ⑦ 写しをとる。
- ⑧ 施設・事業所は写しを保管、原本(左側の署名は写し)を賃金改善実績報告書に添付して市に提出する。

# 7 キャリアパス要件届出書(第4号様式)

※キャリアパス要件届出書は、賃金改善を実施する場合は、キャリアパス要件の適否に関わらず提出すること。

#### (1) ① キャリアパス要件 職員の勤務条件、就労要件等

①のa, b, cについて、各施設・事業所の整備状況について確認し、全てに該当する場合は「該当」にレ点を、いずれか1つでも該当しない場合は、「非該当」にレ点をつけること。

#### (2) ② 資質向上のための目標と取組

②の d, e について、目標を設定し、目標を実現するための具体的な取組を設定し、 資格取得のための取組をしている場合は、「該当」にレ点を、どちらか 1 つでも該当しな い場合は、「非該当」にレ点をつけること。

d「職員との意見交換を踏まえた資質向上のための具体的な目標」については、各施設・ 事業所の目指すべき姿(保育理念や教育理念、方針)を記入し、それを実現させるための 資質の向上のための具体的な目標を設定すること。

目標の設定にあたっては、施設・事業所の全体目標、「初任者向け」「中堅向け」「主任・ベテラン向け」「指導職員・管理職層向け」等、それぞれ経験年数や職位、階層ごとに、それぞれに求められる役割を考えたうえで、目標を具体的に設定し、記入すること。

e「dの実現のための具体的な取組内容」については、「全体」「初任者向け」「中堅向け」「主任・ベテラン向け」「指導職員・管理職層向け」と設定した目標ごとの具体的な取組を記入すること。

具体的な取組は、研修の実施や参加、業務を通した支援指導(OJT)、他施設や地域 子育て支援事業との交流、能力評価の考え方などを記入すること。

#### |8 賃金改善実績報告書(第6号様式の1)

#### (1)賃金改善実績

#### ① 「加算実績額」

「積算表」により、処遇改善等加算(公)と職員処遇改善費(市)の加算実績額をそれぞれ計算し、「処遇改善等加算【国】」のと「職員処遇改善費【市】」のに、それぞれ1,000円未満切り捨てした額を記入し、その合計額を、「加算実績額」の+分に記入すること。

#### ② 「賃金改善実施期間」

『賃金改善計画書』に記載した期間を記入すること。

## ③ 「賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)」

賃金改善による増額分として実際に改善に要した費用の総額で法定福利費等の事業 主負担増加額を含む額とすること。

- ・1,000 円未満の端数は切り捨てること。
- ・法定福利費等の事業主負担増加額の計算にあたっては、各施設・事業所の賃金改善方法に応じた適切な方法により算出すること。なお、『職員賃金改善一覧表(第7号様式)』を添付すること。

「(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額 (e)」は円単位記入すること (職員賃金改善一覧表の分の合計額を転記)。

# ④ 「加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額①-③」

- (1) ①の「加算実績額」(1,000 円未満切り捨て)から(1)③の「賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)」(1,000 円未満切り捨て)を 差し引いた額を記入すること。
  - ※(1)④の記載方法については、一部国に確認しており、詳細が判明次第、別途通知します。

# (2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善実績(家庭的保育事業と小規模保育事業 C型における家庭的保育者を含む)

# ア 常勤職員

#### 「常勤職員」の定義

一 常勤専従

施設・事業所が定めた所定労働時間のすべてを勤務し、施設内の他の職種及び併設施設等の他の職務に従事しない者

#### 二 常勤兼務

施設・事業所が定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務し、施設内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者

# ① 「対象職員」

賃金改善の対象になった常勤職員について、賃金改善実施期間(原則 12 か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

※延べ人数(人月)の考え方(以下③、④、⑤も同様)

賃金改善計画期間中に、賃金改善対象職員が勤務した月数を掛けること。 たとえば、賃金改善期間が1年間の場合で、

1人の職員が1年間勤務した場合は、1人 × 12月

半年間勤務の場合は、1人×6月 とする。

なお、勤務日が1月に満たない場合は、切り上げとする。

【例:15日間の場合は、切り上げて1月】

#### ② 「賃金改善を実施した職員」

上記①の「対象職員」のうち賃金改善を実施した職員について、賃金改善実施期間(原則 12 か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

## ③ 「対象職員(常勤換算数)」

賃金改善の対象になった常勤職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間(原則12か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

#### ④ 「賃金改善を実施した職員(常勤換算数)」

上記③の「対象職員(常勤換算数)」のうち賃金改善を実施した職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間(原則12か月)における延べ人数(人月)を記入すること。

#### ◆常勤換算について

#### 【換算数】

常勤専従以外の者について、施設の所定労働時間すべてに従事した職員1人を「1.0人」とした場合の勤務時間人数をいう。

# 【換算数の計算】

ア÷イとする。

ア:職員の1か月の勤務延時間数

イ:施設が定めている1週間の勤務時間(所定労働時間)×4(週)

※ 換算数の算出には残業時間は含めないこと

ア÷イで得た数値の少数点第 2 位を四捨五入し、少数点以下第 1 位まで算出する。得られた数値が 0. 1 に満たない場合は  $\lceil 0$ . 1 」と記入すること。

※ 常勤専従は換算数の算出の必要はないこと。

#### ⑤ 「支給した賃金総額」

上記③の「対象職員(常勤換算数)」に対して賃金改善実施期間(原則 12 か月)に支給した賃金総額(円単位)を記入すること。賃金総額には賞与や残業代も含むこと。

#### ⑥ 「職員一人当たりの賃金月額」

⑤「支給した賃金総額」の額を③「対象職員(常勤換算数)」の人数で除した額(一円 未満切り捨て)を記入すること。

#### ⑦ 「賃金改善に要した費用の総額」

対象職員((2)ア②)に対して、賃金改善に要した費用で、法定福利費等の事業主負担増加額を除いた額(円単位)を記入すること。

#### ⑧ 「賃金改善の方法」

改善した給与の項目にレ点を付けること。その他は()に具体的に記入すること。 賃金改善の具体的な方法については、できるだけ具体的に記入すること。 (例)

基本給のベースアップで月額〇〇円支給し、〇年〇月に一時金として〇〇円を支給なお、(2)の①「対象職員」と②「賃金改善を実施した職員」に差が生じている場合は、賃金改善を実施した者の選定方法(例:勤続年数により選定など)や具体的な賃金改善方法について、詳細に記入すること。

(例)

勤続年数〇年以上の職員を対象に賃金改善を実施した。

勤続年数〇年以上の職員にベースアップで月額〇〇円支給した。

勤続年数○年までの職員にベースアップで月額○○円支給した。

# ⑨ 「一人当たりの賃金改善月額(一円未満切り捨て)」

⑦「賃金改善に要した費用の総額」の額を③「対象職員(常勤換算数)」の人数で除 した額(一円未満切り捨て)を記入すること。

#### イ 非常勤職員

## 「非常勤職員」の定義

常勤以外の職員

アの例により記載すること。常勤換算の方法も同様とする。

#### (3)(2)の対象職員以外の職員に係る賃金改善実績

(2) アの例により記入すること。また、ア常勤職員、イ非常勤職員と分けて記載すること。

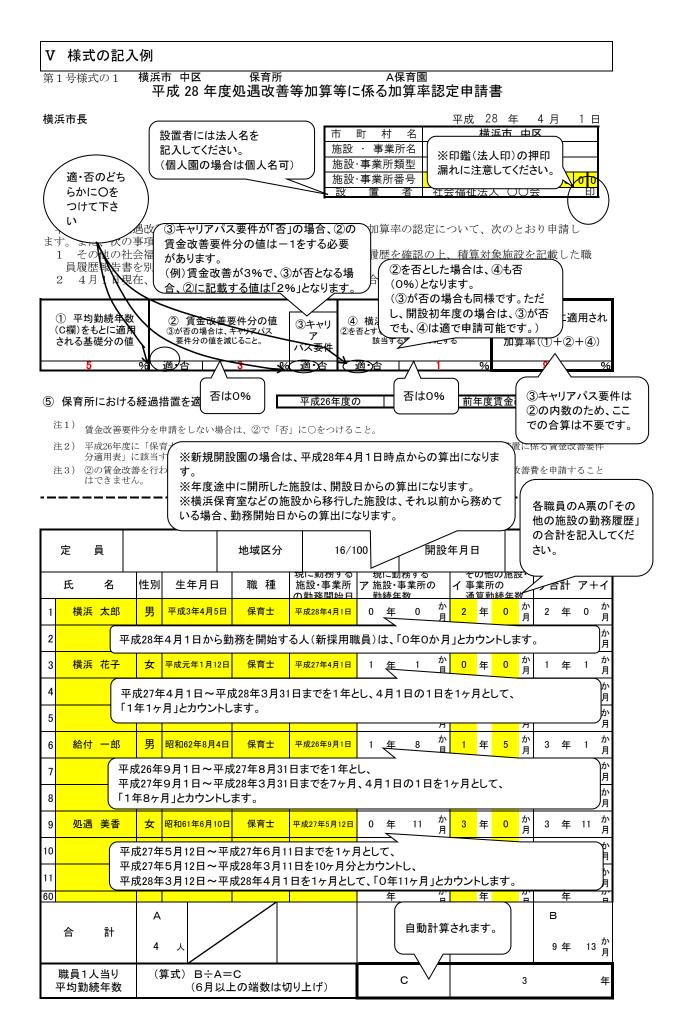
なお、対象職員については、それぞれの職種ごとの人数も再掲すること。

## 9 賃金改善実績報告書(内訳表)(第6号様式の2)

- (1)施設・事業所間で配分を行う場合は、「算出による加算実績額(1,000円未満切り捨て)」 及び「配分調整後の加算実績額」を記入し、『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』に 添付して提出すること。
- (2) 『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』における(1)「賃金改善実績額」「①加算実績額」「処遇改善等加算【国】」⑦には、『賃金改善実績報告書(内訳表)(第6号様式の2)』の「配分調整後の加算実績額(B)」を1,000円未満切り捨てた額を記入し、当該施設に係る職員処遇改善費(市)分(1,000円未満切り捨て)との合計額を加算実績額とすること。
  - %「差額(A) (B)」の値の合計が<math>0になることを確認すること。
  - ※算出による加算実績額(A)は1,000円未満切り捨てとなる。
  - ※配分に関することは説明資料 P.16 Ⅱ2 (2) ウを参照

# 10 職員賃金改善一覧表(第7号様式)

- (1) 雇用形態は「常勤」「非常勤」「派遣(常勤)」「派遣(非常勤)」のうちいずれかを 記入すること。
- (2)職種は「保育士」「幼稚園教諭」「保育教諭」「家庭的保育者」「事務職員」「調理員」「保 健師」「看護師」「准看護師」「栄養士・栄養教諭」「その他」の中から選択すること。
- (3)個々の「賃金改善に要した費用」と「法定福利費等事業主負担増加額」を記入すること。 なお、個々で算出することが不可能な場合には、合計に合計のみの記入でも可とする。
- (4)「支給した賃金総額」は、個々の賃金改善を実施した期間に支給した総額とすること。
- ※⑦は『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』の(2)(3)各号⑦の(a)(b)(c)(d)を合計した値と一致すること。
- ※①は『賃金改善実績報告書(第6号様式の1)』の(1)③下段(e)の法定福利費等の事業 主負担増加額と一致すること。



第1号様式の2 横浜A保育園 NO 職員履歴報告書 (A票) 記入不要です。 秘 ※NO欄は記入しないでください 【現在の勤務施設・状況】 現に勤 ヨコハマ タロウ (フリカ・ナ) 施設名横浜A保育園 務する 横浜 太郎 性別 男)• 女 施設へ 氏 名 \* 平成 28 年 4 月 1 日 開始日 職 種 保育士 牛年月日 T. S(H.) 3 年 4 月 5 日 1. 職種欄は、「園長・施設長」、「副園長・教頭」、「保育教諭」、「教諭」、「保育上」、「保育従事者(無資格)」、「栄養上」、「調理員」、 「保健師·助産師·看護師」、「事務職員」、「家庭的保育者」、「家庭的保育補」 「子育て支援員」、「その他の職員」の中から 2. 申請書の職種欄と同じ職種であること。 【現在の勤務施設・状況】の内容は、 資格の種類 取得年月日 申請書に記載する内容と同じに 月日 なる必要があります。 保育士資格 · H 25 年 3 月 31 日 月 日 箵 表 (記入の相違にご注意ください) 彰 年 格 月 日 資格取得年月日は、日付まで詳細に 楣  $\mathbf{S} \boldsymbol{\cdot} \mathbf{H}$ 年 月 日 記入してください。取得日がわからない その他の 場合は、免許証に記載されている取得  $S \cdot H$ 年 月 日 施設の勤 年月日を記入してください。 横浜市内の施設は、区まで記入 務履歴へ ※ 国や市の表彰者 してください。 あります。 (市外の施設については、可能 【その他の施設の勤務履歴】※1:積算対象の施設における勤務歴のみ記入 な範囲で詳細に記入してくださ ※3:直近のものから順番に溯って記入 ※4:休職から復帰の場合は、休職取得前 ※5: 常勤で働いていた施設・事業所又は1日6時間以上、月20日以上勤務していた 加克文 7 施設名称 横浜B保育園 所在地 横浜市○区 権園、保育所、認定こども園 ②小規模保育、家庭的保育事業 ③学校、専修学校 ④児童福祉施設 施設種別 (1) 高齢福祉施設 ⑥障害福祉施設 ⑦横浜保育室、認可外保育所等 ⑧病院、診療所 ⑨その他( 勤務期間 S·H 25 年 4 月 1 日 ~ S·H 27 年 3 月 「その他の施設」についての記入とな りますので、現在勤めている施設(A 保育園)は記入不要です。 勤務期間は日付まで詳細に記入してくださ B保育園から記入を開始してください。 園 ②小規模保育、家庭 施設(⑦横浜保育室、認 なお、上記の場合、4月1日~3月31日を1 年として、B保育園の勤続年数は2年0か月 勤務期間 職 種  $S \cdot H$ となります。 平均勤続年が算定可能なのは、「1日6時間以上かつ月20日以上で勤務していた施設・事業所」となります。 現在の施設(A保育園)で常勤職員だったとしても、(B保育園)で上記の条件を満たせない場合は対象外 となりますので、記載不要です。ご注意ください。 ※「現在勤務する施設」でも「その他の施設」でも、算定可能条件は同じとなります。 「現に勤務する施設」に勤務を開始した日が「平成26年4月1日」からだったとしても、「1日6時間以上月 20日以上」で勤務を開始した日が「平成27年4月1日」からだった場合、【現在の勤務施設・状況】の勤務開 始日は「平成27年4月1日」となります。 ※病院・診療所・老人介護保健施設が記入可能なのは、**看護師のみ**です。調理員・栄養士・保育士等の職 員は対象外となりますので、ご注意ください。 (※有料老人ホームは、すべての職種において対象外の施設となります。) ※認可外保育所については、**認可外保育所の指導監督基準を満たす旨の証明**が発行されている施設・期 間のみとなります。証明が発行されていない施設・期間(平成17年3月以前は不可)は対象外となりますの で、勤務履歴に記入する前に各施設が対象なのかどうか、ご確認ください。(P9参照) ※株式会社や法人の本部に勤務している期間は、算定対象外です。

 $\exists$ 

# 処遇改善等加算等についての届出書(平成 年度)

	平成	年	月	
施設・事業所区名	横浜巾			区
施設・事業種別				
施設・事業所番号				
施設・事業所住所				
施設・事業所名称				
設置者住所				
設置者名				
代表者職氏名				E
担当者				
書類についての連絡 先電話番号				

別添のとおり、保育・教育に従事する職員の処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

# 

		市町村名 施設・事		横浜市		区	
			- MY 427 D.1				
		施設・事	業所番号				
		施設・事	業所住所				
		施設・事	業所名称				
		設置者住	三所				
		設置者名	1				
		代表者暗	<b>线氏名</b>				印
	「記について、全ての職員に対し周知をし 賃金改善について	た上で、	提出してい	いることを証明	いたしま	す。	
1)	加算見込額	⑦+①					円
(‡	再掲)処遇改善等加算【国】(1,000円未満は切り捨て	(T)				Н	
	職員処遇改善費【市】(1,000円未満は切りれ	<u>(1)</u>	1,00	0円未満切り	捨て	円	
2	賃金改並見込総額	a+b				円	
3	賃 4月1日から3月31日ま	平成	年 月	日 ~ 平成	年	月	目
4	4月1日から3月31日ま 前 での期間を記入 での期間を記入					円	
(2) 传				今ます			
1	<b>賃金改善見込額</b>	a	が月日で	白む/		円	
	賃金改善を行う給与項目	□基本給				`	
	(該当する項目にレ点を付すこと。手当等につ >ては、具体的名称を記載すること。)	□手当( □賞与( □その他	一時金・そ (	の他(		) )	
$\top$	賃金改善内容	時期:	平成	年		月	7
	(留意点)		~平成	年		月	
@ 限	・人学 いても可能な り	一人当た	りの平均質	賃金改善額:		円	
き	体 より具体的に記載 まきみがる 東リ額とは必	詳細:					
ず							
$\perp$							
(3)	(2)以外の職員に係る賃金改善について					ш	
1	賃金改善見込額 (4.2.4) 第4 (4.5.4) 上 第 日	b □基本給				円	
2	賃金改善を行う給与項目 該当する項目にレ点を付すこと。手当等につ	□手当(	一時金・そ	Olh (		)	
	いては、具体的名称を記載すること。)	口その他	(			))	
	賃 <u>₹</u>	舟期:	平成	年		月	
_	<sub>留意</sub> より具体的に記載 ・人当		~平成	年		月	
限	り高 は見込か は見込か も含み税引		りの平均	賃金改善額:		円	
き	前であるため、実際の個々人の手取り額とは必 しも一致しない。	詳細:					

賃金改善計画書(平成

# 賃金改善計画書(内訳表)(平成 年度)

市町村名	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所住所		
施設・事業所名称		
設置者住所		
設置者名		
代表者職氏名		

番号	都道府県名	市区町村名	施設・事業所名	算出による 加算見込額(A) ※1,000円未満切り 捨て	配分調整後の 加算見込額(B)	差額(A-B) (注5)
				国(注1)	国 (注2・4)	
1	1,000	円未満切り	捨て			
2						
3						
4						
		試2-1① 国】に同額				プラス
LX.	当 <b>守</b> 加 异 【	四川に同僚	2 能入			マイナス
7						が記載され ます。
8						
9						
10						
11						
12						
			合計額	H	H	
注1:	当初の加算り	見込額				
	配分調整後の			合計金額	は一致します。	0になります

注3:合計金額が合致していることを確認

注4:様式3-1(1)①⑦処遇改善等加算【国】に(1,000円未満切り捨てして) 転記

注5:差額の合計が0であることを確認

# 賃金改善確認書(平成

	市町村名	横浜市区	
	施設・事業種別		
	施設・事業所番号		
T 6+ 3 to -7/4°+1 s	施設・事業所住所		
チェックを入れてください。	施設・事業所名称		
	設置者住所		
	設置者名		
1	代表者職氏名		
「	(別添) に基づ	□ 賃金改善計画書 (別添) に基づ	き

		受 <u>けました。</u>		した。	
屋	施設長や園	確認日	実施計画時 氏 名(自署)	確 認 日	実績報告時 氏 名(自署)
1	心設長で園 長で保育士	平成年月	B	平成 年 月 日	
2	資格を持って いる人は「保	平成年月	=	平成 年 月 日	
3	育士」、持つ	平成年月		平成 年 月 日	
4	ていない人は「スの供」	平成年月	E Company	平成 年 月 日	
5	は「その他」 となります。	平成年月	Ħ	平成 年 月 日	
6	「雇用形態」	平成年月	B	平成 年 月 日	
7	には「常勤」	平成年月	B	平成 年 月 日	
8	か「非常勤」 「派遣(常	平成年月	Ħ	平成 年 月 日	
9	勤)」「派遣	平成年月	<b>1</b>	平成 年 月 日	
10	(非常勤)」を 選択してくだ	平成 年 月	=	平成 年 月 日	
11	さい。	平成 年 月	<b>=</b>	平成 年 月 日	
12	「職種」には	平成 年 月	=	平成 年 月 日	
13	「保育士」「幼	平成 年 月	=	平成 年 月 日	
14	稚園教諭」 「保育教諭」	平成 年 月	<b>=</b>	平成 年 月 日	
15	「事務職員」 「調理員」「保	平成 年 月	=	平成 年 月 日	
16	, '調理貝」'床。 健師」「看護		=	平成 年 月 日	
17	師」「准看護	平成 年 月		平成 年 月 日	
18	師」「栄養士・ 栄養教諭」	<sub>平成 年 月</sub> 日イ	すに注意してください。	平成 年 月 日	
19	「その他」を	平成   年   月		平成 年 月 日	
20	選択してくだ さい。	平成 年 月		平成 年 月 日	
		 	平成 年 月 日		平成 年 月 F
		施設名 代表者名		施設名 代表者名	F

※注 代表者は策定した「賃金改善計画」について、施設・事業所に勤務する全ての職員に対し周知をした 後、賃金改善の対象となる職員から、上記「実施計画時」欄に自署で署名を受けること。

※注 署名後、写しをとり保管すること。計画書提出時には原本を送付すること。

※注 実績書報告時には計画時で保管していた「実施計画時欄に自署で署名が書かれた写し」の「実績報告 時」欄に自署で署名を受けること。

※注 代表者は賃金改善実施後、賃金改善を実施した職員から、写しの上記「実績報告時」欄に自署で署名 を受け、「賃金改善実績報告書(第6号様式の1)」に添付し提出すること。

# キャリアパス要件届出書(平成 年度)

	平成	年	月	F
市町村名	横浜市		区	7
施設・事業種別				
施設・事業所番号				
施設・事業所住所				
施設・事業所名称				7
設置者住所				
設置者名				
代表者職氏名				F

下記について、すべての職員に対し、周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。 キャリアパスに関する要件について

	177	
次	:の内容について、当てはまるものに○をつけること。太枠内(該当・非該当)に I	<b>ン点を入れること。</b>
(	(①及び②に該当していれば本要件を満たす。)	
1	次の a から c までのすべての要件を満 ①のa~cをすべて満たし	
	a 職員の職位、職責又は職務内容等にていれば、「該当」にレ点っている。	
	b 職位、職責又は職務内容等に応じずを、満たしていなければ	□ 非該当
	c 就業規則等の明確な根拠規定を書面 「非該当」にレ点を記入。 。	

※①aの勤務条件とは、始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、退職、就業時転換のことをいう。 ※①bの賃金体系とは賃金の決定・計算・支払いの方法、締日・支払いの時期、昇給等のことをいう ※①cの就業規則は労働契約就業規則に準じる。

※②eアについては、記入に変えて各施設・事業所で定めた年間の研修計画及び研修参加計画を添付することでも可。

#### < 資質向上のための目標策定について>

保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づき、施設・事業所の果たすべき役割をきちんと認識した うえで、各施設・事業所の特色、重視していること(強み)、これから伸ばしていきたいところと いった視点で、職員と意見交換を行って目標を策定してください。

すでに、資質向上の目標がある場合も、この機会に職員との意見交換を行い、再度共有を図ってください。

#### <具体的な取組内容>

保育所保育指針及び保育所保育指針解説書並びに幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説で求められる職員の資質や能力の習得及び向上のために必要な研修を実施してください。

また、市役所や区役所で行う研修、国や各種団体が行う研修への参加機会を提供してください。 さらに、研修実施や参加だけでなく、業務を通じた研修(0JT)をどのように行うかといった視点 を盛り込んだ研修計画であることが望ましいと考えます。

②次の d 及	でeの要件を満たす。 ロー 該日 口非該当	横浜市	方 区 事業所番号 施設	设・事業所名
目指すべ き姿(保 育理念・ 教育理 念)	保育理念・教育理念を記入してくださ	,\outleto	②のd、eをすべて満たしていれば、 「該当」にレ点を、満たしていなければ「非該当」にレ点を記入。	
	d		e 7	1
職員との意	気見交換を踏まえた資質向上のための具体的な目標 策定していること	※研修実施	のための具体的な取り組み内容を計画している 施・参加、業務を通した指導(O J T)、他 注子育て支援事業との交流等を記載すること。	
全体	資質向上のための具体的な目	全体	②dの目標達成のための具	
初任者向 け	標を「全体」「初任者向け」「中 堅向け」「主任・ベテラン向け」 「指導職員・管理職層向け」の	初任者向 け	体的な取り組み内容を「全体」「初任者向け」「中堅向 け」「主任・ベテラン向け」「	具体的に記載してくださ お・い。
中堅向け	5つの面から個別具体的に目標を記入してください。	中堅向け	導職員・管理職層向け」の! つの面から個別具体的に言	5
主任・ベ テラン向 け		主任・ベ テラン向 け	入してください。	
指導職 員・管理 職層向け		指導職 員・管理 職層向け		

賃金改善実績について	この届出書(平	成	年度	)		
		立成	年	月		目
	施設・事業所区名	横浜市			区	
	施設・事業種別					
	施設・事業所番号					
	施設・事業所住所					
	施設·事業所名称					
	設置者住所					
	設置者名					
	代表者職氏名					印
	担当者					

書類についての連 絡先電話番号

別添のとおり、保育・教育に従事する職員の処遇改善実績報告書その他必要な書類を添えて届け出ます。

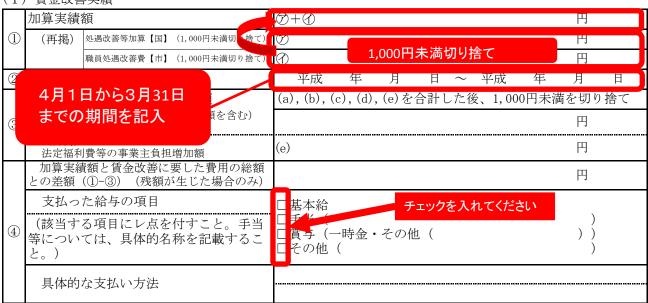
チェックを入れてください	
(添付資料)	
□賃金改善表績についての届出書 □第3号様式の3(賃金改善確認書) □第6号様式の1(賃金改善実績報告書)	
□ 第6 見様式の 2 (賃金改善実績報告書(内訳表))※配分した場合のみ □ 第7 月様式(職員賃金改善一覧表)	ナ
□▶記資料	
□ 本要な書類すべてが入っていることを確認しました。 □ 記入漏れけありません	

# 賃金改善実績報告書(平成 年度)

		平成	年	J	]	目
市町村名		横浜市			区	
施設・事業種別						
施設・事業所番号	<u>1</u> 7					
施設・事業所住所	Ī					
施設・事業所名称	İ					
設置者住所						1
設置者名						
代表者職氏名	L					E

下記について、相違ないことを証明いたします。

(1) 賃金改善実績

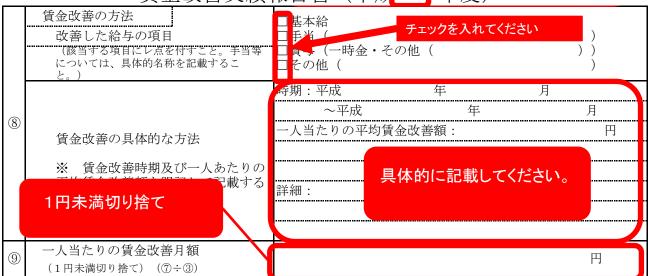


(2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭に係る賃金改善実績 (※家庭的保育事業、小規模保育事業C型の家庭的保育者を含む)

#### ア 営勤職員

_	11 3/14/54		
1	対象職員 ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
2	賃金改善を実施した職員 ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
3	対象職員(常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
4	賃金改善を実施した職員(常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
(5)	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む) ((1)の②の期間における総額)		円
6	職員一人当たりの賃金月額 (一円未満切り捨て) (⑤÷③)		円
7	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)の②の期間における総額)	(a)	Ħ

#### 賃金改善実績報告書(平成 年度)



1	非常勤職員		
(1)	対象職員		人
	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		
2	賃金改善を実施した職員		人
)	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		<i>/</i> `
(3)	対象職員(常勤換算数)		人
	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		, ·
4	賃金改善を実施した職員(常勤換算数)		人
	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		
(5)	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む)		円
	((1)の②の期間における総額)		
6	職員一人当たりの賃金月額		円
	(一円未満切り捨て) (⑤÷③)		
(7)	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く)	(b)	円
	((1)の②の期間における総額)		
	賃金改善の方法	□基本給 チェックを入れてください	
	改善した給与の項目	□ 基本給 チェックを入れてください	)
	(該当する項目にレ点を付すこと。手当等	□ □ → (一時金・その他 ( )	)
	については、具体的名称を記載するこ と。)	□その他(	)
	C . /	<b>万期:平成</b> 年 月	
	1	~平成 年	
8			月
	賃金改善の具体的な方法	一人当たりの平均賃金改善額:	円
	VAC A TANDALIN TO AN A A A A A		
	※ 賃金改善時期及び一人あたりの	具体的に記載してください。	
	1円未満切り捨て	詳細:	
	「日本両切り信し		
			·····
	一人当たりの賃金改善月額		Ш
9	(一円未満切り捨て) (⑦÷③)		円

# 賃金改善実績報告書 (平成 年度) (3) (2) 以外の職員に係る賃金改善実績

ア 常勤職員

1)	一致していることを確認してく	田が記載されます。 7号様式」に書かれている人数が	Д Д Д Д Д
2	賃金改善を実施した職員 ((1)の②の期間における延べ人数(人月)) (再掲) 事務職員 調理員 保健師 看護師 准看護師 栄養士・栄養教諭 その他		Д Д Д Д Д
3	対象職員(常勤換算数) ((1)の②の期間における延べ人数(人月)) 賃金改善を実施した職員(常勤換算数)		人
4	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
5	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む) ((1)の②の期間における総額)		円
6	職員一人当たりの賃金月額 (一円未満切り捨て)(⑤÷③)		円
7	賃金改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)の②の期間における総額)	(c)	Ħ
	賃金改善の方法 改善した給与の項目 (該当する項目にレ点を付すこと。手当等 については、具体的名称を記載するこ と。)	□ 基本給 □ 手 ½ ½ □ 賞写 (一時金・その他 ( □ その他 (	) ) )
		時期:平成   年   月     ~平成   年	月
8	賃金改善の具体的な方法	一人当たりの平均賃金改善額:	円
	※ 賃金改善時期及び一人あたりの は載する	具体的に記載してください。	
	1円未満切り捨て	詳細:	
9	一人当たりの賃金改善月額 (一円未満切り捨て) (⑦÷③)		円

# 賃金改善実績報告書(平成

# イ 非常勤職員

	対象職員		Į.
	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		<i>/</i> \
	(再揭) 事務職員		人
	「第7号様式」は第「6号様式	の1」に対応していま	人
(1)			人
	す!		人
	■第7号様式にこの人数の詳網	Hが記載されます。 <mark></mark>	人
	必ず「第6号様式の1」と「第7	7.早样ポリニ書かれてい	<u>/</u>
			$\sim$
	る人数が一致していることを	確認してください!	人
	 (冉珞)		
	調理員		
2	保健師		人
	看護師		人
	准看護師		人
	栄養士・栄養教諭		人
	その他		Λ
(3)	対象職員 (常勤換算数)		人
9	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		八
<b>(4)</b>	賃金改善を実施した職員(常勤換算数)	<b>A</b>	人
Ŧ	((1)の②の期間における延べ人数(人月))		人
(5)	支給した賃金総額(賞与等及び残業代含む)		円
0	((1)の②の期間における総額)		1.1
<u>(6)</u>	職員一人当たりの賃金月額		円
•	(一円未満切り捨て) (⑤÷③)		1.1
	賃金改善に要した費用の総額	(d)	
7	(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ((1)の②の期間における総額)		Ħ
	賃金改善の方法	□基本給	
	改善した給与の項目	□ <sup>金平和</sup> チェックを入れてください	)
	(該当する項目にレ点を付すこと。手当等	□賞字(一時金・その他(	) )
	については、具体的名称を記載するこ と。)	□ <mark>その他(</mark>	)
	۷. )	時期:平成 年 月	
8		~平成 年	<u>Д</u>
	賃金改善の具体的な方法	一人当たりの平均賃金改善額:	円
	※ 賃金改善時期及び一人あたりの 記載する	具体的に記載してください。	
	1円未満切り捨て	詳細:	
	11 12(1)(1) 91 71日 C		
	一人当たりの賃金改善月額		
9	<b>1年間の延べ人数</b> を書いてくださ	z[/ i	円
_	①対象職員	• •	
	②賃金改善を実施した職員		
	③対象職員(常勤換算数)		
	④ 賃金改善を実施した職員(常勤	<b>场</b> 質 数 \	
	(予員並以普を美施した戦員(吊動 (多支給した賃金総額(賞与等及び)		
		*7200 /	
	⑥職員一人当たりの賃金月額		

# 賃金改善実績報告書(内訳表)(平成 年度)

市町村名	横浜市	区
施設・事業種別		
施設・事業所番号		
施設・事業所住所		
施設・事業所名称		
設置者住所		
設置者名		
代表者職氏名		戶

0になります

				142/11/4/11		
番号			施設・事業所名	算出による 加算実績額(A) ※1,000円未満切り 捨て	配分調整後の 加算実績額(B)	差額(A-B) (注 5)
	1,000	円未満切り	捨て	国(注1)	国 (注2・4)	
1						
2						プラス と
3						マイナス
4						が記載され ます。
5						
	金額を様ま					P
改善	等加算【国	】に同額を	記入			F
8						F
9						F
10						F
11						F
12						F
			合計額			
注1:	加算実績額					
	配分調整後の	つ加算実績額		合計金額	は一致します。	

注5:差額の合計が0であることを確認

注3:合計金額が合致していることを確認

注4:様式6-1(1)①の処遇改善等加算【国】に(1,000円未満切り捨てして) 転記

職員賃金改	善一覧表	(平成	年度)
11000000000000000000000000000000000000		( <del>                                     </del>	<del></del>

		平成	年	月	日
市町村名	傾浜巾	·	·	区	
施設・事業種別					
施設・事業所番号					
施設・事業所住所					
施設・事業所名称					
設置者住所					
設置者名					
代表者職氏名					印

	下記につ	いて、相違な	いことを証明いたし	ます。		
	雇用形態	職種	賃金改善に要した 費用の総額	法定福利費等の 事業主負担増加額	計	支給した賃金総額 (第2号様式-1 (1)②の期間における総額)
1						
2	施設長	や園長で				
3	保育士					年収を記入し
4		る人は				てください。
5		:」、持つ				
6		丶人は「そ なります。				
7	07 EJC	<i>'</i> 4749°				
8						
9	「雇用形	態」には				
10		非常勤」				
	「派遣(宮					
11		非常勤)」 ノてくださ ┃				
12	しい。	, ( \/				
13		-				
14	「職種」に	T .				
15		功稚園教				
16	諭」「保育 「家庭的	⋾叙訓」 保育者」				
17	「事務職					
18	理員」「信					
19	「看護師					
20	護師」「党					
21	木食叙記他」を選	俞」「その 択してく				
22	ださい。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
23						
24						
25						
	合	計	<b>⑦</b> 円	<b>④</b> 円	円	⊕ F

本資料には、賃金改善に要した額の積算資料を添付すること。 法定福利費等の事業主負担増加額を個々に算出することが不可能な場合、合計欄にまとめて記入することも可。 ⑦の合計は、第6号様式の1(2)(3)各号⑦(a),(b),(c),(d)の合計と一致すること。 ②の合計は、第6号様式の1(1)③の下段(e)の法定福利費等の事業主負担増加額と一致すること。

「第3号様式の3」で書かれた職員が「第7号様式」に記載されます。 相違がないか必ず確認してください!!

また、「第7号様式」は第「6号様式の1」に対応しています! 第6号様式の1には、職種別の人数を記載していただきます。必ず 「第6号様式の1」と「第7号様式」に書かれている人数が一致します。

_				_	>1 1 1 3 4 1 1 1 1 1	1	1 去公	した賃金総額
	雇用形態	職種	賃金改善に要した 費用の総額	Ţ	法定福利費等の 事業主負担増加額	計	(	じた員金総領 第2号様式-1 開間における総額)
1	常勤	保育士	000					
2	常勤	保育士	000		<b>一</b>	01(-)		
3	常勤	保育士	000	)	第6号様式	) I (a)		
4	常勤	保育士	000					
5	非常勤	保育士						
6	非常勤	保育士			A+ + + - + -			
7	非常勤	保育士			第6号様式の	)1(b)		
8	非常勤	保育士						
9	常勤	事務職員	000					
10	常勤	調理員	000					
11	常勤	保健師	000		Att 0 114 15 0			
12	常勤	看護師	000		第6号様式の	)1(c)		
13	常勤	准看護師	000					
14	派遣(常 勤)	その他	000					
15	非常勤	宋養士•宋 養教諭	<b>**</b>	1				
16	派遣(非 常勤)	その他	<b>**</b>	7				
17	非常勤	調理員	<b>**</b>	7	第6号様式の	)1(d)		
18	非常勤	准看護師	<b>**</b>					
19								
20								
21				L				
22		第	6号様式の1		第6号様式の1	第6号様式		
23			⑦の(a)(b)(c)(d)		(1)③の(e)の金 額と同じ	(1)③の金額 じ	復と同	
24		一 の音	計金額と同じ	L	假に回し	<b></b>		
25					<b>—</b>	/		
	合	計	⑦ 円		1.1	円	<u></u>	円

本資料には、賃金改善に要した額の積算資料を添付すること。 法定福利費等の事業主負担増加額を個々に算出することが不可能な場合、合計欄にまとめて記入することも可。 ⑦の合計は、第6号様式の1(2)(3)各号⑦(a),(b),(c),(d)の合計と一致すること。 ①の合計は、第6号様式の1(1)③の下段(e)の法定福利費等の事業主負担増加額と一致すること。

# Ⅵ 処遇改善 FAQ

Νο	区分	質問	回 答
1	平均勤続年数	平均勤続年数の算定にあたり、過去に雇用していた人の在職証明等を 求められた場合、どのような書類を作成すればいいか。ひな形はある か。	動務していた期間や、契約上の所定労働時間など、提出先で勤続年数を算定することが出来るかどうか判断できる証明をお願いします。また、当該職員の雇入時に発行した雇用契約書や雇入通知書でも構いません。ひな形は定めていません。
2	平均勤続年数	無資格で働きながら保育士(あるいは幼稚園教諭等)の資格(免許) を取得した場合、無資格で保育に従事していた期間は勤務履歴として 認められるのか。	資格の有無は関係ありません。過去に対象施設・事業所で常勤、あるいは常勤以外の場合1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた場合には、勤務期間を算定対象とします。
3	平均勤続年数	よいか。 また、勤続年数は調整をする必要があるか(平成26年度までの民間	保育士の資格はないが、保育の業務を行っている職員は、「保育従事者」と記載します。 平成27年度の平均勤続年数算定方法においては、資格を有しない職員が保育に従事する場合でも、勤続年数にO.8を乗じる必要はなく、そのまま算定します。
4	平均勤続年数 の算定	法人内の施設・事業所間で職員の異動があった場合は、前の職場名の 在職証明を作成する必要があるか。	法人が勤務開始日等を証明できるようであれば、改めて在職証明を作成する必要は ありません。
5	平均勤続年数	勤務歴からの継続と考えてよいか。	幼稚園の勤務歴履歴も合算してよいことになっているので、前身の幼稚園での勤務 歴がある職員は継続として取扱い、0月にはなりません。 なお、新採用職員の場合は4月1日現在では勤務歴0月と取り扱います。
		横浜保育室から認可保育所や小規模保育事業に移行した場合、職員履 歴報告書(A票)(第1号様式の2)には、過去の勤務履歴をまとめ て記載してよいか。	まとめて記載して構いません。
7		日ごとの勤務日が不定期の常勤以外の職員を平均勤続年数の算定対象にする場合、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務というのは、実績見込みで判断してよいか。	4月1日現在で判断するので、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務を実際にするかは 見込みで判断することになります。なお判断の根拠資料として、雇用契約書の写しやシフト表等、勤務日数等が確認できるものを保管してください。
8	平均勤続年数 の算定	家族が職員として働いている場合、雇用契約は必須ではないと思われるが、経験年数の算定の対象としてもよいか。	職員が家人であっても、給与が支払われていれば勤続年数の算定の対象になります。 確認は、給与明細や確定申告控え(青色、白色専従者申告など)など実際に給与が 支払われたことが確認できる書面と、ローテーションやシフト表など勤務状況が確 認できる書面によることを原則とします。
9	平均勤続年数の質定	別給与最高限度額を超えた場合、市の職員処遇改善費の平均勤続年数	その取扱いは変更になりました。 平均勤続年数算定の対象となる職員の範囲は、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員(職種の限定はありません)です。常勤以外の職員も1日6時間以上かつ月2 0日以上の勤務であれば算定対象となります。

# VI 処遇改善 FAQ

Νο	区分	質問	回 答
10	処遇改善計画 書の作成	職員によって、賃金改善額が異なっても構わないのか。常勤職員の賃 金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。	賃金改善の内容は、各施設・事業所で決定します。全職員に対し同一の賃金改善とすることも可能ですし、職位、経験年数、能力評価等に応じた賃金改善とすることも可能です。 ただし、賃金改善の基準は明らかにしてください。
11	処遇改善計画 書の作成	処遇改善等加算を新たな職員を雇用する費用 (新たな職員の給与の全部) に充当することは可能か。	処遇改善等加算の賃金改善要件分は、すべて職員の賃金改善(法定福利費等の事業 主負担増加額を含む)に充てることになっており、新たに職員を雇用するための経 費に充当することはできません。また、基礎分についても、定期昇給等に充てることを基本とします。
12	処遇改善計画 書の作成	基準年度以降、新規に雇用した職員の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	基準年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較してください。その額を超える部分が賃金改善額となります。
	処遇改善計画 書の作成	じか。	新規に開所した場合の基準年度は、開所の前年度になります。基準となる給与水準は、同一法人の施設・事業所等や、処遇改善等加算を受けない場合に当初想定していた給与水準になります。 賃金改善額については、賃金のうち本事業により充当する部分を明確にすることとしてください。方法については、就業規則等に明記する、雇用契約書に記載する等が考えられます。
14			計画策定時の加算見込額はあくまで見込であるため、実績報告時に実際に賃金改善に要した費用で確定額を報告してください。賃金改善計画書の差替えは必要ありませんが、職員に対し、十分な説明が必要であると考えます。
	処遇改善計画 書の作成	国の処遇改善等加算の賃金改善要件分(3~4%)は活用するが、市の職員処遇改善費(1~5%)までは必要と考えていない場合は、どうすればよいか。	「加算率認定申請書」(第1号様式の1)の「④横浜市職員処遇改善費の値」に 「否・0%」と記載ください。 その上で、市の職員処遇改善費を除いた加算率で加算見込み額を算定し、賃金改善計画を作成してください。
16	加算見込額の 算定	一時保育で年間登録で登園している児童は、加算見込額の算出時の利 用児童数に含んでもよいか。	加算見込額の算出に用いる利用児童数は、支給認定を受けた児童で、1号認定児童については利用契約を結んだ児童、2・3号認定については区福祉保健センターにより利用決定がされている児童のみとなり、一時保育の利用児童は含まれません。
17	キャリアパス		キャリアパス要件、就業規則、賃金体系、補助員等の給与規程の整備や研修計画の 策定・実施等ができていれば、適用になります。
18	キャリアパス	「資格取得支援」とは、どのような資格を指すのか。	施設・事業所における業務に関連する資格です。
19	キャリアパス		キャリアパス要件に合致しない施設・事業所については、経過措置適用後の賃金改善要件分からキャリアパス要件の区分の値 (1%) を減じることになります。

# VI 処遇改善 FAQ

Νο	区分	質問	回 答
20	賃金改善の対 象範囲	延長保育事業や一時預かり事業等に従事する職員は賃金改善の対象になるのか。	賃金改善の対象となる職員の範囲は、その職種や職位に関わらず、経営に携わる法人の役員を除く施設・事業所に勤務する職員です。
21			経営に携わる法人の役員(理事長・理事)である職員については、役員報酬の有無にかかわらず、また、施設長給与あるいは職員給与の有無にかかわらず、本事業による賃金改善の対象外となります。 意図的に、一時的に役員を辞めるなどの対応は認められません。なお、評議員である職員については、対象となります。
22	賃金改善の対 象範囲	「経営に携わる」というのは、具体的にどのような役割を担う者、または役職なのか。(「経営に携わる」の定義はどのようなものか。)例えば、施設長が法人の理事になっている者は、経営に携わることになるのか。	『社会福祉法人の認可について(通知)(児企第33号平成12年12月1日)』では、 『第3 法人の組織運営 (6) 「勤務実態に即して支給する」こととされている役員報酬については、当 該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分学するなど経営管理に携わる役員はそ の対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務 体制を求めるものではないこと。』とされており、 『人事労務、財務、運営等の経営に携わるの役員(理事及び監事)である職 員』は、賃金改善の対象外です。 職員の給与やベースアップ等は理事会が決定すると思いますが、そのような決定権 を持つ事を『経営に携わる』としています。
23		個人立である保育所や幼稚園の代表が施設長や園長である場合は、本事業の対象となるのか。	賃金改善の対象となります。 ただし、例えば、施設長が個人立の保育所の代表である場合、施設長は、当該保育 所の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わることができる 立場であるため、『加算は、保育・教育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上 を図るため』という本事業の趣旨を十分ご理解ください。もし、賃金改善を行う場 合は、施設長の賃金改善が、他の職員と均衡を失するなど、偏った賃金改善を行う ことのないようご留意ください。
24		個人で家庭的保育事業を実施している家庭的保育者は、賃金改善の対 象としてよいか。	法人化していない個人事業主である家庭的保育者の場合は、「役員」にあたらないため賃金改善の対象となります。
25	賃金改善の対 象範囲		対象として構いません。賃金改善実施期間において、賃金改善実施日に施設・事業 所に勤務する職員(産休・育休含む)が対象となり、実際に賃金改善を行う職員の 範囲は、各施設・事業所が決定します。
26		処遇改善等加算については、基準年度の賃金水準以上の改善に全て充てなければならないのか。	処遇改善等加算の賃金改善要件分及び市の独自助成である職員処遇改善費について は、基準年度の賃金水準以上の改善に全て充ててください。 基礎分については、適切に定期昇給等に充てることを基本とします。

# VI 処遇改善 FAQ

Νο	区分	質問	回答
	実績報告書の 作成	賃金改善額に対する法定福利費が年度終了時まで確定しない場合は、 どのように額を算出すればよいのか。	法定福利費の計算にあたっては、合理的な方法に基づく概算によることができるとされており、各施設の実態に応じて妥当と判断される方法により、算定します。 合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の 時期及び方法を勘案した上で、賃金改善に要した費用に各制度の保険料率を乗じる 方法等が考えられます。保険料率は通常の給与支給時にかかる税率です。
		例えば、3月分の給与支払日は4月25日など、翌月払いとしている場合、どの時点で実績報告するのか。	実際の給与の支払日が翌月になる場合でも、賃金改善計画に含めていた場合には、 当該年度の報告に含めてください。 なお、賃金改善報告書は、年度終了後すみやかに提出してください。
29	実績報告書の 作成	た費用」が加算実績額を下回ってしまった場合、差額を返還しなければならないのか。	差額を返還する必要はありません。 翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充ててください。 なお、その実施がなされていない場合は、翌々年度の市の職員処遇改善費賃金改善 要件上乗せ分の加算は適用しません。
	実績報告書の 作成		賃金改善を行った時点で署名をもらいますので、原則は署名されているかと思います。しかし、何等かの事情により、署名がいただけていなかった場合は、郵送等でご本人のサインを受領してください。
31		給付費(認可保育所は委託費)の一部として扱うことになるのか。	国の処遇改善等加算は給付費 (認可保育所は委託費) と同様に取り扱ってください。市の職員処遇改善費は市の独自助成ですので、向上支援費と同様に取り扱っていただくことになりますが、別の勘定科目を設けることも可能だと考えます。なお、社会福祉法人会計基準では、大区分が「保育所事業収入」、中区分が給付費(認可保育所は委託費) は「保育所運営費収入」で、向上支援費は「補助金事業収入」になります。
32	激変緩和	市の職員処遇改善費の制度変更により、平成26年度の収入から大幅に 収入が減少してしまう。	職員処遇改善費の変更により総収入が著しく減額する場合は、激変緩和措置を実施 します。なお、対象園については、個別に対応をします。
33			

# Ⅲ 処遇改善等加算に係る加算率の入力等について

#### 1 職員情報の設定

「職員情報」の中に入力されている職員の平均勤続年数を元に、処遇改善等の加算率を決定します。

職員情報が未入力であったり、入力内容が誤っている場合は平均勤続年数も異なって来ますので、加算率にも影響が出る=給付額にも影響が出ることになります。

職員情報は必ず最初に入力をしてください。

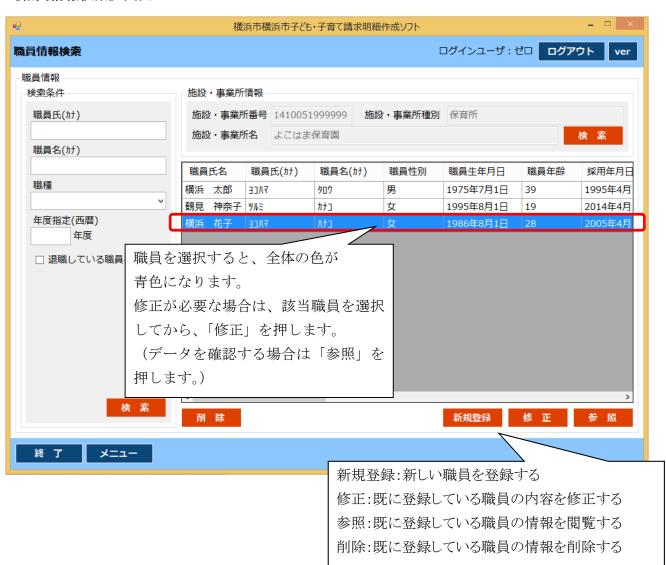
#### 【職員情報の入力方法】

(1) 職員情報画面に進む

メニュー「職員情報」→ 施設(事業所)を選択→「特定」ボタンを押す上記手順を行うことで、職員検索画面になります。

職員の新規登録や修正は、職員情報検索画面から作業に入っていきます。

#### 《職員情報検索》画面



※新規登録・修正・参照は画面右下にありますが、削除のみ、左下にあります。

(2) 職員の新規登録を行う 職員情報検索画面から、右下にある「新規登録」のボタンを押す。

#### 《職員登録》画面



\*マークが付いている5項目(職員氏名、職員氏名(カナ)、職員生年月日、職員性別、採用年月日) は入力必須の項目です。下表の(1)~(4)の項目については、「請求明細作成ソフト」への入力内 容と、「処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(P.33 様式の記入例参照)」上の記載内容を必 ず一致させてください。

	「請求明細作成ソフト」上の項目名	「処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書」上の項目名
(1)	職員生年月日(入力必須)	生年月日
(2)	採用年月日(入力必須)	現に勤務する施設・事業所の勤務開始日
(3)	現施設勤続年数(自動計算)	現に勤務する施設・事業所の勤続年数
(4)	累積勤続年数(入力必須)	以前勤めていたその他の施設・事業所の通算勤続年数

※職員一人あたりの勤続年数は、現施設勤続年数と累積勤続年数の合計になります。

<u>累積勤続年数を入力し忘れた場合、全体の平均勤続年数にも影響が出ますので、入力漏れにご注</u> 意ください。

※登録する職員は、処遇改善加算の加算率算定対象の職員のみ(「処遇改善等加算等に係る認定申請書」に記載した職員のみ)を登録してください。

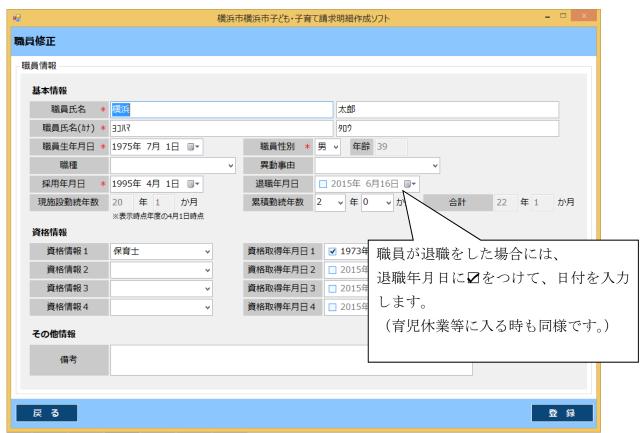
それ以外の職員も登録してしまった場合、平均勤続年数に影響が出ますので、ご注意ください。

※職種、異動事由については請求明細作成ソフト内では使用しません。施設・事業者様の管理にご利用ください。

#### 【補足】職員情報の修正を行う場合

※既に登録している職員の内容を訂正する場合につきましては、「修正」の項目から修正画面に入り、修正処理を行ってください。(表示される内容・項目は職員登録画面と同じです。)

#### 《職員修正》画面



※「現施設勤続年数」は「採用年月日」から自動計算します。

施設に在籍はしているけれども、これから休暇(無給)等に入ることで勤続年数の対象とならなくなる職員については、退職年月日に休暇開始日を入力します。

【例】 退職年月日には、休暇開始日を入力



また、逆に休暇 (無給)等が終わり、復帰する場合には、「採用年月日」には復帰時の日付を入力し、休暇 (無給)前の勤続年数は累積勤続年数に加算してください。また、「累積勤続年数」は、現施設以外で積算対象となる施設に勤務していた場合に当該施設での勤務年数を入力してください。

【例】採用年月日には、復帰日を記入。過去の勤続年数は、累積勤続年数にまとめる



#### 《処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書(抜粋)》

#### 平成27年度処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書

横浜市長殿

						4	成	2	7	年		4	月		1	B
市	町	村	名						横	浜	市					
施設	-	事業	听名					ょ	IJ	まſ	呆育	遠				
施部	(- 事	業所類	壓						保	育	所					
施部	!事	業所を	5号	1	1 4 1 0 0 5 1 9 9 9 9 9									0		
設	į	臣	者		(福)○○会 理事長 ×× ××										田	

平成 27 年度 処遇改善等加算及び横浜市職員処遇改善費に係る加算率の認定について、次のとおり申請します。また、次の事項について相違ありません。

- 1 その他の社会福祉施設の通算勤続年数については、個々の履歴を確認の上、積算対象施設を記載した職 員履歴報告書を別途提出し、内容を確認していること。
- 2 4月1日現在、産休・病休の職員がいる場合は、有給の場合のみ記載していること。

① 平均勤競年数 (O欄)をもとに適用 される基礎分の値	©ිරාජිග	金改善要件分の値 場合は、キャリアパス の値を減じること。	③キャリア パス要件	②を否とする	市職員処遇改き 3場合及が②で⑤ 当する場合は0%と	の経過措置	施設·事業所 加算率(①	に適用される + ② + ④)
12 %	( <b>適</b> · <b>)</b> E	4	% (適·)雪	<b>適</b> 雪	2	%	18	%
- P /日本記 - + / ユッタ / R	+# \$2 '* = =	11.7.18.4	平成26年,	度の	- I	前年度	賃金改善	

⑤ 保育所における経過措置を適用させる場合

平成26年度の	狂	前年度賃金改善	%
平均勤績年數	#	要件分の値	70

- 注1)賃金改善要件分を申請をしない場合は、②で「否」に○をつけること。
- 注2) 平成26年度に「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施した保育所で、別紙の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件 分通用表」に該当する場合は、②の賃金改善要件分の値をΦの経過措置の加算率にすることができます。
- 注3)②の賃金改善を行わない場合及び③の経過措置で低い加算率を適用させる場合は、④の横浜市職員処遇改善費を申請すること はできません。

-----

定 負 120				120	地域区分	16/1	00	開設	平成7年4月1日						
	氏 名 性別			生年月日	職種	現に勤務する 施設・事業所 の勤務開始日		)務する 事業所の !数	イ 事業	の他の放 業所の 算勤続4		ウ台	計	ア+-	1
	1 横浜 太郎		男	昭和50年7月1日	保育士	平成7年4月1日	20 年	1 か 月	2	年 (	か 月	22	年	1	か 月

※請求明細ソフト上の職員情報は、以下の内容とそれぞれ一致するように入力してください。

	定 員 120		120	地域区分		16/10	00			開設	年月		平成7年4月1日						
	氏 名		性別	生年月日	職種	加	間に勤務する 施設・事業所 勤務開始日	1		勧務する ・事業所の 年数		イ事	の施設 の 続年数		ウ 合計		ア+	1	
1	横	兵 太郎	男	昭和50年7月1日	保育士	平	成7年4月1日	20	年	1	か 月	2	年	0	か 月	22	年	1	か 月
2	鶴見	神奈子	女	平成7年8月1日	保健師·助産 師·看護師	平原	成26年4月1日	1	年	1	か 月	0	年	0	か 月	1	年	1	か 月
3	横	兵 花子	女	昭和61年8月1日	保健師·助産 師·看護師	平月	成17年4月1日	10	年	1	か 月	2	年	6	か 月	12	年	7	か 月

#### 2 施設・事業所情報の設定

「職員情報」に入力された内容を元に、平均勤続年数は自動計算されます。

しかし、「職員情報」の登録だけでは処遇改善のうち公定価格の基礎分しか支払われませんので、施設・事業所情報をそれぞれ登録する必要があります。

#### 【施設・事業所情報の入力方法】

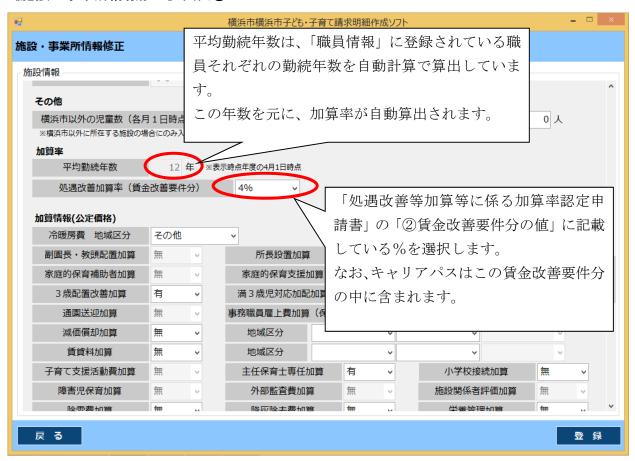
- (1) 施設・事業所情報画面に進む メニュー「施設・事業所情報」→ 施設(事業所)を選択→「特定」ボタンを押す 上記手順を行うことで、施設・事業所情報検索画面になります。
- (2) 施設・事業所情報の「修正」を行い、内容を登録する 施設・事業所情報検索画面に移動すると、画面下部分にオレンジ色のボタンがあります。 画面右下に「新規登録」「履歴追加」「修正」「参照」の画面がありますので、今回は「修正」 のボタンを選択します。

修正画面に入ったら、まずは以下①~③の行程を行ってください。

- ①画面をスクロールし、中央のあたりまで進む。(下記画面①にまで到達します。)
- ②「加算率」の項目中、「平均勤続年数」が加算率認定申請書と一致しているか確認する。
- ③「処遇改善加算率(賃金改善要件分)」の加算率を選択する。 キャリアパスが「否」の場合、賃金要件分の%から1%を除いた率になりいます。

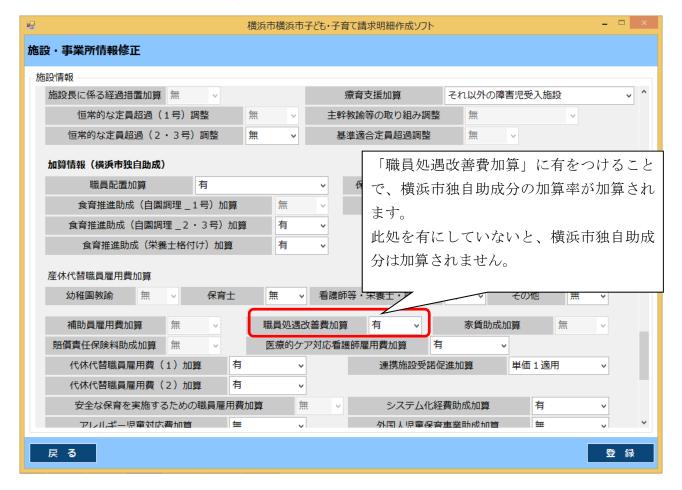
例:賃金要件が3%でキャリアパスが「否」の場合、2%が賃金改善要件分の加算率となります。キャリアパスが「有」の場合、3%です。

#### 《施設・事業所情報修正》画面①



- ①~③の行程が終わりましたら、さらに④・⑤の作業を行います。
- ④さらに画面をスクロールし、下記画面②まで進んでください。
- ⑤「職員処遇改善費加算」を「有」に選択してください。

#### 《施設·事業所情報修正》画面②



#### 3 処遇改善等加算の明細表示場所について

1、2の作業が終了しますと、請求明細登録をした際に、それぞれの児童に処遇改善等加算の金額が表示されます。

#### 《請求(児童明細)情報》画面①(公定価格明細)



# 《請求(児童明細)情報》画面②(横浜市独自明細)

